

監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成13年度第1回定期監査結果報告（平成13年12月14日監査報告第3号）

【事務関係】

- シ 企業用資産等の管理について改善を求めるもの（水道局）^(注1)

[監査結果]

企業用資産等の管理についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理に改められたい。

- (イ) 長期間にわたり、仮設用建物を設置するとして1年間ごとの使用許可を行っていた土地について、実際の使用状況をみたところ、住宅が設置されていたので、使用実態を把握し、権利関係について明確化を図る必要があるもの。

[措置結果]

本件使用許可については、権利関係の明確化を図るため、使用許可書の許可条件に「許可は申請者限りとし相続しない」こと及び「返還時に原状回復する」ことを明示するとともに、建物所有者からも、今までの経緯を踏まえ、現在の許可条件等について、文書で同意を得ました。

(注1)：件名の番号は、結果報告書で使用した番号を記載。これ以降についても同じ。

2 平成14年度第1回定期監査結果報告（平成15年1月22日監査報告第3号）

【事務関係】

- (7) 職員宿舍敷地の管理について改善を求めるもの（健康福祉局及び子ども青少年局）^(注2)

[監査結果]

福祉局では、「横浜市公舎及び宿舎規程」（以下「市規程」という。）に基づき、職員に貸与する市有家屋として職員宿舎を設置し、局で定める「職員宿舎管理要綱」（以下「局管理要綱」という。）で管理運営及び入居規律を定めている。

そこで、宿舎の管理状況についてみたところ、宿舎の敷地を入居者が所有する自家用自動車の駐車場として使用しているものが見受けられた。

しかし、市規程では、職員に貸与するものは家屋として規定しており、また、局管理要綱においても、宿舎敷地を駐車場として使用を許可することができる旨規定されていないため、宿舎敷地を自家用自動車の駐車場として貸与することはできない。

ついては、適正な費用負担のもと、宿舎敷地の駐車場使用について局管理要綱に定め、適正に管理するよう改められたい。

[措置結果]

（健康福祉局）

平成 19 年 12 月に対象施設の「職員宿舍管理要綱」に宿舍敷地を駐車場として使用できる旨を規定し、平成 20 年 1 月から使用料を徴収しています。

(こども青少年局)

平成 19 年 12 月に、対象施設の「職員宿舍管理要綱」に宿舍敷地を駐車場として使用できる旨を規定し、平成 20 年 4 月から使用料を徴収します。

(注 2) : () の区局名は、機構改革後の名称を記載。これ以降についても同じ。

3 平成16年度第 1 回定期監査結果報告 (平成17年 3 月30日監査報告第 4 号)

【事務関係】

(17) 医師会費の支出について見直しを求めるもの (病院経営局)

[監査結果]

市民病院、港湾病院及び脳血管医療センターでは、地域医療との連携など中核的な病院として医師会との連携が公務遂行上必要であるとして、病院長及び診療科長の医師会費 (日本医師会、神奈川県医師会、横浜市医師会及び区医師会の会費) について、平成15年度は約490万円支出していた。

しかし、国立病院等では、国費による支払は施設運営上必要とする場合に代表者の医師会費に限定していること、また、医師会費に含まれる医師賠償責任保険料は対象としていないことを考慮し、現行の医師会費の経費負担について見直しを検討されたい。

[措置結果]

病院経営局では、医師会費の支出の見直しについて平成17年度から横浜市医師会と協議してきましたが、経費負担の対象となる人数を整理・削減し、会員区分を変更する見直しを、平成20年 4 月から実施することになりました。

これにより、医師会費公費負担額は14人分、約170万円となり、旧港湾病院 (平成17年 3 月閉院) 分を差し引いた平成15年度との比較で12人分、約200万円 (年度) の経費削減となります。

(21) 水域占用許可事務について改善を求めるもの (港湾局)

[監査結果]

「横浜港の港湾区域内における水域の占用等に関する条例」によると、港湾区域内の水域に浮き桟橋等を設置するなど、水域の占用をするときは、水域占用許可を受けなければならないとされている。

そこで、大さん橋周辺の水域の状況について見たところ、防舷材の機能を有する浮き桟橋等で、水域占用許可手続が行われていないものが 3 件あったので、適正に対応されたい。また、他の水域を含め占有の状況等の把握に努められたい。

[措置結果]

象の鼻地区再整備事業の進捗に伴い、3 件の不法占用物件のうち 2 件は、指導に応じた設置者により撤去され、残る 1 件については、設置者が不明なため、港湾法に基づき港湾管理者が撤去しました。

また、平成19年度から個別に物件調査台帳を作成し、日々の巡視結果や調査・指導等の記録を台帳に反映させ、物件の占用状況を適切に把握するように改善しました。

< 行政評価的な手法による監査 >

1 健康づくりの推進関連事業

(1) 健康診査事業

イ 基本健康診査事業等について事務処理方法の見直しの検討を求めるもの（健康福祉局）
[監査結果]

基本健康診査及びC型肝炎ウイルス等検査業務（以下「健診等業務」という。）については、社団法人横浜市医師会（以下「医師会」という。）へ委託し、医師会加入の医療機関で実施している。併せて、実施医療機関からの毎月の健診票・請求書の回収、内容の確認などの事務についても医師会へ委託している。

しかし、健診票・請求書の内容の確認業務を、健診等業務の受託者に委託することは、適切ではないと考えられるので、見直しを検討されたい。

[措置結果]

老人保健法改正に伴い、平成19年度末をもって、指摘対象となった委託事業を廃止します。

【テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」】

(2) 使用料の算定や減免などについて改善を求めるもの

ア 目的外使用許可に係る使用料等の減免について適正な執行を求めるもの（健康福祉局）
[監査結果]

衛生局では、久保山斎場の駐車場等について、周辺の路上駐車に伴う交通渋滞の緩和などのため、斎場利用者の支障にならない時間帯に限って、財団法人横浜市交通安全協会に目的外使用許可をしている。

そこで、この目的外使用許可についてみたところ、交通渋滞緩和等を理由として使用料及び光熱水費を免除していた。

しかし、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、光熱水費を免除することについて見直すよう改められたい。また、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改められたい。

[措置結果]

当該駐車場の管理運営については、平成19年度からは別の団体に目的外使用許可を行い、光熱水費については全額を、使用料についても当該駐車場における収支状況を確認したうえで、70%の減免措置を講じ、平成19年度分から徴収しております。

イ 占用料の減免について検討を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

港湾局は、マリーナ施設として使用するため、横浜ベイサイドマリーナ株式会社（以下「YBM」という。）に対して水域占用許可を行い、使用目的の公益性等を理由に占用料を50%減額している。

YBMは、市民の海洋性レクリエーションの振興に寄与するとともに、放置艇を收容するために一定区画を確保するなど公共的役割を担っているものの、YBMが4期連続で経常利益を計上し、累積欠損も少額であることや、近年はマリーナ事業単独でも営業利益を計上していることなどから、占用料の減免に当たっては、事業の公益性、YBMの財政状況等に応じたものとなるよう検討されたい。

[措置結果]

YBMの財政状況を踏まえた検討を行い、係留施設の水域占用料については、平成20年度減免率を50%から25%に、平成21年度以降は減免を行わないことといたしました。

カ ふ頭用地等財産の区分及び減免の考え方について整理を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

港湾局は、財団法人横浜港埠頭公社（以下「公社」という。）に対して、行政財産であるふ頭用地の使用を許可するとともに、普通財産であるふ頭内用地の貸付けを行っている。

これらの財産についてみたところ、公社のコンテナターミナルという同一の目的での使用であるにもかかわらず、行政財産と普通財産に区分され、その財産区分の考え方が明確でないものが見受けられた。

また、ふ頭用地の使用料及びふ頭内用地の貸付料について、公社の公益性や、外貿埠頭事業の経営状況などを理由として、公社の申請に基づき多額の減免を行っているが、適用する減免率が異なるなど減免の考え方が明確になっていなかった。

については、財産の区分を整理するとともに、適用する減免率が明確なものとなるよう、減免の考え方を整理されたい。なお、整理に当たっては、横浜港の国際競争力の確保・強化及び公社の自立性の強化の観点を踏まえつつ、事業の公益性等に加え、団体の財政状況も十分に考慮されたい。

[措置結果]

コンテナターミナルとして使用されている用地のうち普通財産だったものについては、大黒ふ頭内については平成18年4月1日付で、本牧ふ頭内については平成19年1月1日付で種別変更し、行政財産に統一いたしました。

その上で、コンテナターミナル敷地については横浜港の中核的施設であり、国際競争力強化を図る上で必要不可欠な施設であることから、一律50%減免とし、その他の関連用地については原則減免を行わないこととし、平成19年4月1日から適用しました。

4 平成16年度第2回定期監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

【テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」】

(1) 業者選定における競争性・透明性の向上を求めるもの

カ 高速鉄道駅附帯業務の委託業務内容及び契約方法について一層の改善を求めるもの（交通局）

[監査結果]

電車部営業課では、駅清掃業務（日常清掃及び 32 駅中 17 駅の定期清掃等）や広告掲出・撤去業務など複数の業務を一括して高速鉄道駅附帯業務として単独随意契約により財団法人横浜市交通局協力会（以下「協力会」という。）に委託している。

随意契約理由をみると、駅業務の運営を損なうことなく業務を円滑に遂行するには交通局業務を十分に把握していることが求められること、経済的に有利であることなどから協力会と契約することとしている。

高速鉄道駅附帯業務については、その一部であった高速鉄道特殊清掃業務を平成 13 年度から指名競争入札とし、また、定期清掃業務についても平成 15 年度から段階的に指名競争入札を導入するなど、業務内容や契約方法の見直しを進めているところである。

しかし、高速鉄道特殊清掃業務や定期清掃業務以外の業務についても他の業者が対応できる業務があると考えられるので、更に業務内容を整理し、競争入札を導入するよう一層の改善を図られたい。

[措置結果]

(ア) 定期清掃業務については、平成18年度から全駅を競争入札としました。

(イ) 駅植栽業務については、平成18年度から他課が競争入札で実施している鉄道施設周辺部の植栽・除草委託業務に含めました。

(ウ) 車両清掃管理業務と使送業務については、平成18年度から直営としました。

(エ) 日常清掃業務については、平成19年度に全32駅のうち14駅で競争入札を導入しました。

平成20年度は、さらに9駅を競争入札とします。

(3) 適正な検査や成績評定を活用した発注業務の品質の向上を求めるもの

ア 委託契約における成績評価の活用を求めるもの（行政運営調整局）

[意見]

財政局では、物品・委託契約について、平成17年度早期に移行可能な分野から順次公募型の入札に移行することなど、制度を見直し、透明性、競争性の向上及び公正な入札・契約制度を目指すこととしている。

そこで、見直しの視点の一つである「適正な品質の確保」に関する項目として、委託契約に関する検査及び評価についてみたところ、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」に基づく委託業務に関する検査調書の評定区分は「優・良・可・不合格」となっているが、検査調書の評定が「可又は不合格」の場合には「指名停止等の措置」を行うことがあるとしているものの、「優」及び「良」については特段の定めがなく、事実上、合格又は不合格の判定の役割しか持っていないと考えられる。

また、客観性や公正性確保の前提となる評価基準等が定められていない。

については、委託業務は履行の方法により品質が変動すること、成績の優れた業者を適切に

評価することは発注業務の品質向上に役立つことから、公正な成績評価を行うため、可能なものから順次、評価基準等を定め、成績評価の活用方法を検討されたい。

[意見への対応状況]

都市整備局公共事業調査課及び工事担当局の技術監理担当課と連携し、測量設計委託について、新たな検査監督要綱等の策定による評価制度・評価基準の作成とともに、履行における評価を業者選定にフィードバックして、不良・不適格業者の排除に繋げられる成績評定制度を導入し、平成20年度から実施します。

5 平成17年度第1回定期監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号）

【事務関係】

(2) 放課後キッズクラブ運営管理業務及び運営業務委託について改善を求めるもの （こども青少年局）

[監査結果]

子育て支援事業本部では、小学校施設を活用し、すべての児童を視野に入れ、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、実践的な検証を行うため、放課後キッズクラブ事業を委託により実施している。

そこで、平成17年度に財団法人横浜市青少年育成協会と締結した「運営管理業務及び運営業務委託契約」の内容をみたところ、運営管理業務に係る経費と個別のクラブ8箇所の運営に係る経費で構成されていた。運営管理業務に係る事務局人件費には、本市から派遣されることを前提に見込んでいた課長級相当分の人件費が含まれていたが、実際には派遣されていないにもかかわらず、監査日現在、変更契約の手續をしないまま、4月分から12月分に相当する委託料を支払っていた。

については、実際に業務に従事していない職員の人件費については速やかに契約変更の手續を行い、変更契約書に基づき支出を行うよう改められたい。

また、本件は、業務委託を行う際に、派遣される予定の本市職員の人件費を基に積算を行ったことに起因していると考えられることから、今後、業務の委託に当たっては、個別の業務ごとに必要な人工による積算を適切に行うよう改められたい。

[措置結果]

平成17年度分の契約変更につきましては、前回報告済みです。

また、個別業務ごとの必要な人工による積算につきましては、平成19年度分の委託契約から実施しております。

(8) 指定休務日等に勤務した職員の休業日の振替促進を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

資源循環局では、家庭ごみの収集等の業務を、祝日を含め毎週月曜日から土曜日まで行っていることから、収集事務所等に勤務する職員の勤務を要しない日は、日曜日及び4週間を通じ4日となるようにあらかじめ当該職員の所属長が指定（以下「指定休務日」という。）するとされている。勤務を要しない日に勤務を命じた場合には、振替日を指定することとされている

。

そこで、収集事務所等に勤務する技能職員の勤務状況についてみたところ、指定休務日に勤務し振替日の指定をせず、超過勤務手当で対応していた日があった職員数は、平成17年7月から9月までの各月では、鶴見事務所では技能職員117人（休職者を除く）のうち、それぞれ86人（73.5%）、91人（77.8%）、76人（65.0%）であり、都筑事務所では技能職員60人（休職者を除く）のうち、それぞれ48人（80%）、49人（81.7%）、42人（70%）であった。

また、同期間中の祝日（海の日、敬老の日、秋分の日）に勤務を命じ、振替日を指定せずに休日給で対応していた職員の割合は、鶴見事務所では各祝日とも100%、都筑事務所ではそれぞれ91.1%、95.7%、97.8%であった。

については、指定休務日及び祝日に勤務をした場合は、他の日に振替を行うことが原則であり、職員の健康管理の観点からも、あらかじめ振替日を指定し取得の促進を図りたい。

[措置結果]

勤務を要しない日に勤務を命ずる場合には、あらかじめ振替日を指定し取得の推進を図るよう改めました。

(12) 収集事務所への代車の経済的な配車について検討を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

資源循環局では、各区における家庭ごみ等の収集量に基づくごみ収集車（平成17年度618台）及び各車両の車検の時期等を考慮した代車（同97台）を、各収集事務所に配車している。

そこで、代車の配車数の決定方法についてみたところ、資源循環局によれば車検により約14日間代車が必要となるため、収集事務所ごとに、車検証の有効期限の満了日を調べ、年間で最も代車が必要となる時期の台数に合わせて、代車数を決定していた。

車両を多く配車することは、車両のリース料及び維持管理経費の増加につながることから、複数の収集事務所単位で代車の必要数を決定するなど、経済的な代車の配車について検討されたい。

[措置結果]

現行の正規車に対する代車の割合（以下代車割合）平成17年度は約18%（97台）を平成18年度末には代車割合を10%程度となるように正規車両台数の見直しを含め、効率的な運用を図ったので、19年度各収集事務所の代車配車台数は59台としました。また、車検有効期間満了日の前倒しにより受検台数の平準化を図りました。

(23) 地下鉄駅構内営業について競争性の向上を求めるもの（交通局）

[監査結果]

交通局では、市営地下鉄の開業以来、売店など駅構内での物品販売等の営業を関連団体である財団法人横浜市交通局協力会（以下「交通局協力会」という。）、横浜交通開発株式会社（以下「横浜交通開発」という。）等に継続して行わせている。

平成16年度の交通局の構内営業による収入は、約2億5,000万円で、交通局協力会及び横浜交通開発からの収入が74%を占めていた。また、構内営業料の算定は、交通局協力会については構内営業に伴う利益に一定の率を乗じた額、横浜交通開発の場合は、転貸料収入に一定の率を乗じた額としていた。

については、利用者サービス向上と交通局収益の拡大を図るため、構内営業を行う事業者を選定する際に競争性の向上に努められたい。

[措置結果]

現在交通局は、「改善型公営企業」として民間並の自主自立の経営に取り組んでいます。

よって、構内営業を行う事業者選定においては、企業として経営のメリットを最も発揮できる事業者を適正に選択することが基本と考えております。

経営のメリットについては、競争性の中で確保すべきものは一層の競争性の確保を図りますが、交通事業管理者が経営の必要性から、競争性によらずメリットのある選択を行う場合もあると考えています。

(24) 交通局の職員住宅について必要性の検討及び資産の有効活用を求めるもの（交通局）

[監査結果]

交通局では、職員の福利厚生のために家族住宅及び独身寮（以下「職員住宅」という。）129戸を所有し、交通局職員に低廉な貸家料で使用させている。

そこで、入居状況をみたところ、平成16年度末での入居戸数は69戸で、入居率は53%となっていた。

「交通局職員住宅管理規程」に定める入居資格の一つに「現に住宅に困窮していることが明らかなるものであること。」とあるが、現在は民間の賃貸住宅等が充実していることから物件の選択も十分可能な状況であり、住宅に困窮しているとは考えにくいことから、福利厚生のために職員住宅を置く必要性はなくなってきたと考えられる。

については、一部の住宅は築年数が30年を超え、老朽化が進んでいることなども考慮し、職員住宅の必要性について検討されたい。

また、併せて資産としての有効活用を図ることについても検討されたい。

[措置結果]

職員住宅は営業所の近隣に確保することが交通事業の運営に資することから、必要であると考えてまいりましたが、今後の事業規模の推移や老朽化等の状況を勘案し、検討をした結果次のような対応をします。

ア 滝頭職員住宅は築年数が古く老朽化が進んでおり、入居希望も少ないので、平成20年度末を目途に廃止し、跡地の有効活用を検討してまいります。

イ 南軽井沢職員住宅、篠原職員住宅及び野庭独身寮は、大規模修繕の必要がなく、入居率が高いことから、適正家賃を検討し存続することとします。

6 平成17年度第2回定期監査結果報告（平成18年4月7日監査報告第1号）

【事務関係】

(5) 普通財産である市民プラザの管理運営について競争性の導入の検討を求めるもの（市民活力推進局）

[意見]

文化芸術都市創造事業本部は、普通財産である吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ（以

下「市民プラザ」という。)について、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条に基づき、財団法人横浜市芸術文化振興財団(以下「財団」という。)に対して無償貸付を行うことにより財団が運営しており、運営経費を本市が補助している(平成16年度約1億4,603万円)

同条例によると、無償貸付は公共的団体が公益事業の用に供する場合等に限定していることから、財団に対して無償貸付をしているとのことである。

市民プラザは、音楽、演劇等の練習・創作・発表の場として、「公の施設」と同様、住民の福祉を増進する目的をもって利用に供されている施設であると考えられることから、無償貸付方式は相手方が限定されること、「公の施設」の指定管理者を原則公募により選定していることなどを踏まえ、これらの施設について、現行方式について見直しの検討を行い、市民サービスの向上及び本市の負担軽減を図るため、管理運営に競争性を導入することを検討されたい。

[意見への対応状況]

19年度に開始した地域文化拠点機能強化事業において、市民プラザを含めた地域文化拠点としての機能、役割を検証する中で、運営主体のあり方や運営形態について検討を行っております。

(8) 勤労者への貸付事業に係る金融機関への預託について改善を求めるもの(経済観光局)

[監査結果]

市民局では、市内勤労者の福祉の増進を図るため、資金の貸付けを行う中央労働金庫(以下「労金」という。)に対して預託を行っているが、次のようなものが見受けられたので、預託方法について改善を図られたい。

ア 労金は、医療、冠婚葬祭等のための「福祉資金」及び住宅の取得等を目的とする「住宅資金」について、勤労者福祉共済の会員に対し貸付けを行っており、本市は、貸付利率を抑えるため、当年度末残高見込額の2分の1を無利子で、年度当初に労金へ預託し、年度末に返還を受けている。

平成16年度は、当年度に福祉資金、住宅資金についてそれぞれ1億円の貸付けを行い、過年度貸付分を含めて当年度末貸付残高が3億円になると見込み、1億5,000万円を預託したが、福祉資金の貸付実績額は250万円であり、住宅資金については、平成14年度以降貸付実績がなく、平成16年度末貸付残高は約4,300万円であった。

については、本市一般会計において、資金不足のため借入れを行っている状況を勘案し、貸付けの実行状況を把握して必要額についてのみ預託を実施することや、貸付実績に伴い金利差額分を利子補給する方法に変更するなど、処理を改められたい。

[措置結果]

平成19年度から平成18年度の実績を勘案し、合計5,000万円に変更しました。

(16) 青少年育成活動支援事業の補助金交付要件の適切な確認を求めるもの(こども青少年局)

[監査結果]

市民局では、協働による青少年育成活動を推進するため、市民の自主的な青少年育成活動に対して経費の一部を補助する「青少年育成活動支援事業」を新規に行い、初年度である平成17年度は34団体(35事業)に補助金を交付している。(総額410万円)

そこで、関連する書類をみたところ、平成 18 年 1 月現在、次のようなものが見受けられたので補助金交付要件の適切な確認を行われたい。

ア 「横浜市青少年育成活動補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第 3 条において、主催団体の構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤であることが必要条件となっているが要綱で提出を義務付けている役員名簿では構成員全員が登載されておらず必要条件が確認できないもの(33 団体)

[措置結果]

事業の見直しを行った結果、所期の目的を達成したと考えられるため、平成 19 年度末をもって事業を終了することとします。

(17) 横浜こども科学館地下駐車場の位置づけの明確化を求めるもの(こども青少年局)

[意見]

市民局では、横浜こども科学館(以下「科学館」という。)の管理運営を財団法人横浜市青少年育成協会(以下「協会」という。)に委託している。

科学館は、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、団体統合の経過から、公募によらず協会が指定管理者となるが、5 年後には公募を行う予定である。

科学館の地下駐車場(552 m²)については、来館者の利便性を図るため、協会に行政財産の目的外使用許可をしている。同使用料については全額免除しており、協会は、駐車場収益を、駐車場の保守管理経費や協会の自主事業費に充当している。

しかし、平成 18 年度から地下駐車場については、指定管理者の業務対象とし、駐車場収入を施設管理経費の財源として位置付け、指定管理料の算定に反映する予定であることから、科学館と一体の公の施設として、駐車場利用料を条例上、利用料金として規定されたい。

[意見への対応状況]

平成 20 年第 1 回市会において、横浜こども科学館条例の改正を行い、駐車場利用料を条例上規定することとします。

これによって、同年 4 月から地下駐車場の管理運営につきましても、指定管理者の業務として位置づけ、当該駐車場収入を施設管理経費の財源とします。

(29) 磯子事業会に対する行政財産の目的外使用許可について改めるよう求めるもの(磯子区)

[監査結果]

磯子区においては、磯子区内の約 100 の民間商工業者や商店街連合会、郵便局などを構成会員とする磯子事業会の事務室について、「横浜市公有財産規則」で定める「その他市長が特に必要またはやむを得ないと認める場合」に適合するとして、区庁舎の目的外使用許可を行い、使用料を免除し、光熱水費については、磯子区が全額負担している。

そこで、磯子事業会の会則をみたところ、設立目的は会員相互の親睦を図るとともに、地域事業及び地域社会の発展に寄与することであるが、実際の活動は主として区と密接に連携・協力して、数々の公益的活動を行うとともに、区と事業者のとりまとめの窓口としても機能しているとのことである。

しかし、区庁舎内に事務室を設置することについて、特に必要またはやむを得ないとする理由は認め難いので、区庁舎の目的外使用許可について改められたい。

[措置結果]

指摘の場所では、平成18年3月から区役所事業である「おしごと情報コーナー」を開設しています。その運営については、磯子事業会の会員企業による雇用やインターンシップについての協力を得て共同で行っています。

こうしたことから、事業会の主要な日々の活動が本市の事務事業の補佐・代行といった公益的な活動に変化してまいりましたので、区庁舎の目的外使用許可について、平成19年11月1日から、公有財産規則の第22条第1項第4号を適用することに変更しました。

(参考) 公有財産規則第22条第1項4号

本市の指揮監督を受け、本市の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、当該補佐し、代行する事務事業の用に供するため使用する場合

7 平成18年度第1回定期監査結果報告(平成18年12月25日監査報告第6号)

【事務関係】

(3) 職員被服について適切な在庫管理を求めるもの(行政運営調整局)

[監査結果]

行政運営調整局は、「横浜市被服貸与規則」に基づき、業務上必要な職員に被服を貸与している(平成17年度決算額約1億6,000万円)が、新採用職員や急な人事異動等の緊急対応のため、倉庫に被服の在庫を保管している(約120種類)。

そこで、被服の倉庫での在庫管理状況をみたところ、種類別に分類して保管し、倉庫業者から不定期に提出される数量リスト(平成18年2月、4月及び5月の計3回。平成17年3月のみ委託で作成)及び在庫の配送等の指示書をもって在庫管理記録としていた。

しかし、サイズ別に抽出し実地確認を行ったところ、個々の過不足数を合計すると、例えば窓口作業服(単価3,300円)は約30着、外勤ブレザー(単価14,000円)は約50着、安全半編上靴(単価4,500円)は約40足が、それぞれ把握している数量とは異なっていた。

については、定期的な棚卸しや継続的な受払状況の確認をするなど、在庫管理を適切に行い、発注前の数量把握に努められたい。

[措置結果]

平成18年12月から、受払状況を随時記録するための受払簿を整備しました。また、定期的な棚卸しを実施することとし、平成18年度の棚卸しを平成19年1月に行いました。

(4) 委託業務の検査・確認について徹底を求めるもの(行政運営調整局)

[監査結果]

行政運営調整局では、国勢調査で使用した個人情報の記載された文書の廃棄については、溶解処分を専門業者に委託している。

そこで、発注した委託業務の検査・確認状況についてみたところ、密封梱包して業者に引き渡した後、溶解処分証明書は受領していたものの、引渡し時に重量を把握しておらず、また、溶解処分時に立会いを行っていなかった。

「行政文書を廃棄する際の注意事項等について(通知)」によると、「廃棄文書を現文書のま

ま処分施設へ搬送する場合は、処分業者任せにすることなく、立ち会い、同乗するなどして処分前に文書の紛失等の事故が起こらないよう十分な確認を行う」こととされていることから、今後は引渡し重量の確認を行うとともに検査・確認の徹底を図られたい。

[措置結果]

ア 「行政文書を廃棄する際の注意事項等について（通知）」（平成18年8月7日行法第674号）に基づき、今後、廃棄文書を処分施設へ搬送する際は、処分業者任せにすることなく、搬送車の積込みに立ち会い、搬送車に同乗し、処分施設においても立ち会うことにより、処分前に文書の紛失等の事故が発生しないようにいたします。

イ 平成18年事業所・企業統計調査で使用した個人情報の記載された文書の溶解処分（平成19年3月27日実施）について、処分業者に任せることなく、職員が搬送車に同乗し、処分施設においても立ち会うことにより、処分前に文書の紛失等の事故が発生しないようにいたしました。

(5) 適正な財産管理を求めるもの（行政運営調整局）

[監査結果]

行政運営調整局が所管する磯子区滝頭二丁目の土地（普通財産）について、横浜市交通局厚生会等が駐車場等として継続的に使用しているが、文書による使用承諾手続を行わずに、無償で利用されている状況であるため、使用者及び使用状況等を調査し、使用を承諾する場合には「横浜市公有財産規則」に従い、適正な財産管理を行うよう改められたい。

[措置結果]

指摘された磯子区滝頭二丁目の土地の一部（国道16号線側の駐車場用地）について、「横浜市公有財産規則」に基づき交通局、交通会館運営委員会、磯子区及び健康福祉局と貸付契約（市長部局においては使用承認）を、平成19年10月1日付で締結しました。

(6) 公益用地の活用について検討を求めるもの（行政運営調整局）

[意見]

平成15年度に中期土地利用計画を定め、公募売却等により保有土地の処分の促進に努めているが、「横浜市宅地開発要綱」等に基づき開発時に確保した公益用地については、区が主体的にまちづくりを進めるために活用できるよう、原則として地域利用を優先的に行う土地として売却は行っていない。

そこで、この公益用地の活用状況についてみたところ、公益的施設の設置などに活用するものの以外の小規模な公益用地等について、貸付等の権限を区へ移譲しホームページや区役所窓口等で利用を公募しているが、その多くが閑静な住宅街の中に位置しているため、平成18年11月現在公募している501件のうち、利用予定又は利用決定しているものは61件（12.2%）と低い状況であった。

については、こうした公益用地については、住宅以外の利用が難しいと考えられることから、地元の状況を踏まえつつ、売却も含め、個々の土地の状況に適した活用の方策を検討されたい。

[意見への対応状況]

保有土地等の活用と縮減のための取組の方向と指標を平成19年5月に定め、個々の土地に応

じた活用策を検討しています。

- (8) 自動車通勤の自粛指導及び事務所等敷地内駐車の基本等を定めることを求めるもの（行政運営調整局、南区及び戸塚区）

〔監査結果及び意見〕

南土木事務所及び戸塚土木事務所では、それぞれ11人及び6人の職員が自動車通勤届を出しており、通勤用に使用している自家用車については、使用許可などの手続を経ることなく、事務所敷地内への無償での駐車を認めていた。

については、通勤時の自家用車の利用については自粛するよう副市長依命通達が出されていることから、指導を徹底されたい。その上で、自動車通勤がやむを得ないと認められる場合で、近隣に民間駐車場がなく、かつ業務に支障のない範囲で事務所敷地内に職員の通勤車両の駐車を認める場合には、行政財産の目的外使用許可により、近隣地域の水準も考慮した相応の使用料を徴収するなど、適切な手続により行われたい。

（意見）

過去にも他局の事務所等における自動車通勤車両の駐車について、複数回改善を求めているが、いまだにこのような事例が見受けられる要因として、全庁的な許可基準等が存在しないことが考えられることから、行政運営調整局においては、許可を行う際の「やむを得ないと認められる場合」や使用料を減免できる場合等の基準について検討するとともに、全庁的な取組を進められたい。

〔措置結果及び意見への対応状況〕

（南区）

当該11人については、その後自動車通勤の自粛等を指導し、平成19年11月1日現在で2人となりました。

この2人については、平成19年10月分の駐車から行政財産の目的外使用許可を行い使用料を徴収しています。

なお、目的外使用料の算定にあたり、他局の状況や近隣地域の駐車料金の水準等を考慮しました。

（戸塚区）

当該6人については、業務上の必要性等から自動車通勤を認めていましたが、その後自動車通勤の自粛等を指導した結果、2人となりました。

やむを得ず事務所敷地内に駐車する場合には、算定要領に基づく適正な目的外使用料を算定の上、使用許可手続を行い、平成19年10月分の駐車から徴収を開始しました。

（意見への対応状況）

行政財産の適正な管理の徹底について、各区局事業本部経理担当課長あて通知しました。（平成19年10月26日行財管第1254号）

- (9) 時間外勤務を前提とした勤務ローテーションの改善を求めるもの（経済観光局）

〔監査結果〕

経済観光局南部市場では、特別高圧電力の受変電施設を常時監視するため、土曜日及び日曜日を含む毎日（24時間）、日中は技術職員が、夜間は嘱託職員が交替で勤務している。

そこで、勤務ローテーションについてみたところ、技術職員の土曜日の午後と日曜日の勤務は、勤務時間に関する規程によると勤務時間外であることから、超過勤務を前提としたローテーションとなっていた。

については、超過勤務をさせることを前提とした勤務ローテーションとすることは不適切と考えられるので、改められたい。

[措置結果]

正規職員の勤務時間外のローテーションをなくし、嘱託職員が従事するよう「横浜市中心卸売市場電気業務嘱託員就業要綱」を改正し、平成19年4月1日に実施しました。

(11) 休日急患診療所の固定資産税等について適切な事務処理を求めるもの（南区、戸塚区及び瀬谷区）

[監査結果]

「横浜州市税条例施行規則」第19条の3第3号によると、区長は、休日急患診療所に係る固定資産税の納税義務者に対し、該当する範囲内で固定資産税を減免することができることされており、南区、戸塚区及び瀬谷区に所在する休日急患診療所について、各区長は、当該家屋に関する固定資産税を当該規定に基づき減免していた。

そこで、休日急患診療所として減免されている建物について、現地の状況を確認したところ、建物内に訪問看護ステーション、居宅介護支援センター等が併設されているにもかかわらず、建物全体が休日急患診療所として減免されていた。

については、当該家屋と償却資産について、使用状況を把握し、固定資産税等について、適切な事務処理を図られたい。

[措置結果]

（南区）

ア 休日急患診療所に併設される訪問看護ステーション等建物全体について、その使用状況を改めて調査して実態を把握しました。

イ 休日急患診療所の取扱いは18区共通の課題であることから、行政運営調整局が各区の建物の使用実態に適合した認定ができるよう平成19年6月に市税減免取扱要領を一部改正するとともに、関係団体に趣旨を説明してきました。

ウ 区では上記ア及びイに基づき、当該家屋について、減免範囲を見直し、休日急患診療所の建物の所有者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る納税通知書を平成19年12月5日付で発送しました。なお、償却資産については、既に平成19年1月25日申告書等を受け付け、これに基づき4月当初から適切に課税しています。

（戸塚区）

ア 休日急患診療所に併設される施設等建物全体について、その使用状況を改めて調査して実態を把握しました。

イ 休日急患診療所の取扱いは18区共通の課題であることから、行政運営調整局が各区の建物の使用実態に適合した認定ができるよう平成19年6月に市税減免取扱要領を一部改正するとともに、関係団体に趣旨を説明してきました。

ウ 区では平成19年11月に再度現地確認を行い、上記市税減免取扱要領に基づいて適切な事務処理を行いました。

家屋については固定資産税・都市計画税納税通知書を、償却資産については固定資産税納税通知書を平成19年12月5日に発送しました。

(瀬谷区)

ア 休日急患診療所に併設される訪問看護ステーション等建物全体について、その使用状況を改めて調査して実態を把握しました。

イ 休日急患診療所の取扱いは18区共通の課題であることから、行政運営調整局が各区の建物の使用実態に適合した認定ができるよう平成19年6月に市税減免取扱要領を一部改正するとともに、関係団体に趣旨を説明してきました。

ウ 区では平成19年11月に再度現地確認を行い、上記市税減免取扱要領に基づいて適切な事務処理を行いました。

家屋については固定資産税・都市計画税納税通知書を、償却資産については固定資産価格等通知書を平成19年12月5日に発送しました。

(15) 未返納の仮ナンバーについて督促手続を適切に行うことを求めるもの (瀬谷区)

[監査結果]

区役所では、「道路運送車両法」等の規定に基づき、自動車臨時運行許可の事務を行っている。許可を受けた者は、許可の有効期間満了日から5日以内に仮ナンバー等を返納することとされており、返納されない場合には、「区長は返納するよう督促を行い、督促をしても返納されない場合には現地調査などにより回収に努めなければならない」とされている。

そこで、瀬谷区の事務処理についてみたところ、返納期限を過ぎても返納されない事例について、電話による督促は行われているものの、「横浜市自動車臨時運行許可事務の手引書」では、有効期限後30日目に配達証明による督促を行うことが目安とされているが、2か月経過後においても、文書による督促について実施されていない事例が16件あり、そのうち約半数については1年以上が経過しており、3年以上経過しているものも見受けられた。

については、申請者の責による仮ナンバーの汚損・き損などの場合には、実費弁償の請求を行う必要があること、また、申請者が居住不明や紛失した場合には失効手続が必要になること、未返納期間中に違法に使用される可能性があることなどから、督促事務は手引書に基づき適時適切に行うよう改められたい。

[措置結果]

監査で指摘を受けた、文書による督促について実施されていない事例16件はすべて文書による督促を行いました。そのうち、返却されたものが2件、返却されないものが14件ありました。返却されないもの14件のうち、失効手続を行ったものが7件、未返却のものが7件(そのうち2件は実地調査(現地調査)を行ったが居住不明と判明)となっています。7件の未返却のものについては、引き続き督促事務を行い、期限後は失効手続を行います。

今後は、手引書に基づき適時適切に督促事務を行うよう改めました。

8 平成18年度第2回定期監査結果報告(平成19年4月24日監査報告第1号)

【事務関係】

(2) 水再生センター等における設備修理の契約手続について（環境創造局）

[監査結果]

水再生センター及び汚泥資源化センターでは、設備等の軽微な修繕や故障等で早急に修理する必要がある場合等における100万円未満の設備修理については、水再生センター長及び汚泥資源化センター長（以下「センター長等」という。）の専決により局において契約締結事務を行っている。

そこで、センター長等の専決による設備修理の契約事務についてみたところ、設計金額の積算が困難なものについては、同一内容の見積書を2通ずつ、3者から徴収し、そのうち1通は設計金額を決定するための参考見積りとして用い、執行伺の決裁後に、残りの1通は業者決定をする際の見積合せとして用い、契約を締結していた。このことから、執行伺の決裁前に参考見積りの段階で実質的な契約業者の決定が行われていた。

については、適正な契約事務に改められたい。

[措置結果]

平成19年3月に、見積書の徴収方法等を改善し適正な契約事務に改めました。

なお、全水再生センター・汚泥資源化センターに対しては、改正内容の周知を図りました。

4月10日（火）センター長連絡会
（水再生センター11名、汚泥資源化センター2名）
4月12日（木）管理担当係長会
（水再生センター11名、汚泥資源化センター2名）

(3) 修繕委託契約における適正な決裁などについて（環境創造局）

[監査結果及び意見]

環境創造局では、水再生センター等の公共建築物の修繕が生じた場合、設計並びに発注及び監督の業務について、財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という。）に対して年間予定分を一括して委託している。

そこで、平成17年度及び平成18年度の水再生センターにおける修繕委託についてみたところ、執行予定概算額が1億円余であることから、執行伺については決裁区分に従い「部長決裁」を行っていたが、契約締結については、決裁区分では「局長決裁」とすべきところ、「課長決裁」としていた。

については、内部チェックを適切に行うとともに、決裁区分に従い、適正な意思決定を行われたい。

（意見）

当該修繕委託について、契約締結後、建築局（現まちづくり調整局）の業務処理要領に基づき全額を前払としていたが、全額を前払する必要性は乏しいと見受けられた。

については、一律に全額前払とすることのないよう関係局と同要領の改正について協議されたい。

[措置結果及び意見への対応状況]

平成19年4月1日付けで、事務決裁規程、契約事務に関する決裁事項及び専決事項が改正さ

れました。新しい決裁区分に従い、適正な意思決定を行って、事務手続を進めています。

(意見への対応状況)

平成19年3月2日付け環創経第813号「建築保全公社への修繕工事委託にかかる前金払の取扱いについて(依頼)」の文書をもって依頼し、要領の見直しについて協議しております。

(4) 修繕委託における適正な契約手続について(環境創造局)

[監査結果]

「横浜市契約規則」によれば、執行予定概算額が100万円未満の委託契約については、見積合せにより委託業者を決定することができるとされている。

そこで、公園設備の修繕委託に関する契約関係書類、検査調書、作業報告書等について確認したところ、契約締結前に修繕を行わせているもの、見積年月日が着手日後となっているものなど、契約手続が不適正な事例が多数見受けられた。

については、適正な契約手続を行うよう改められたい。

[措置結果]

公園設備の修繕委託の執行については「横浜市契約規則」と「財務事務の手引き(契約編)」に基づき、修繕委託発注フローを作成し、職員に周知徹底を図り、平成19年度より適正な契約手続を行っています。

(5) 人材派遣委託の業務実態に合わせた契約の見直しについて(環境創造局)

[監査結果]

環境創造局では、本市職員が行うディーゼル車運行規制に係る路上等での検査補助、低公害車普及啓発イベントの補助等の業務について、人材派遣委託により行っている。

平成17年度の契約では、勤務時間は8時45分から17時15分までの7時間30分(昼休み12時~13時)で、勤務日数に応じて1日当たり業務の種類により7,700円から12,000円を支払う概算契約となっていた。

そこで、勤務実績を確認したところ、イベントの補助業務に係る勤務については、最短2時間30分、平均4時間46分で、すべて契約に定められた勤務時間を下回っていた。

については、業務実態に合わせて、勤務時間の設定や概算契約の内容について見直されたい。

[措置結果]

上記指摘に基づき、平成19年度分の人材派遣委託よりイベント補助業務について、半日(3時間45分)を単位とする勤務時間に見直しました。また委託する場合は、半日以上業務がある場合に限ることとし、半日または1日単位で就業させることとしました。

(6) 単独随意契約を行っている契約への競争性の導入について(環境創造局)

[監査結果]

環境創造局では、下水道台帳管理システムのデータについて、地震災害時等の緊急時においても確保できるようにバックアップデータ等の保管業務を委託している。

そこで、この保管業務委託の契約についてみたところ、関東圏において同様な運営管理ができる倉庫業者が他にないことを理由として、平成7年度以来、単独随意契約により同一業者に委託していた。

しかしながら、このような業務の履行可能な事業者は、ほかの業種を含めて複数存在するものと考えられる。

ついては、委託業者の選定に当たっては競争性を導入されたい。

[措置結果]

平成19年3月に複数業者（3者）を選定し、競争により業者を決定の上、平成19年4月1日付けで契約締結をしました。

(7) 委託料の適切な精算について（環境創造局）

[監査結果]

環境創造局では、せせらぎ公園「古民家」の管理運営を委託するに当たって、委託料を前払い、前払した委託料に残金が生じた場合は返還する契約を締結していた。

そこで、平成17年度の管理費報告書をみたところ、人件費など総額で約132万円の残金が生じていたが、返還されていなかった。

ついては、平成17年度委託料の残金の返還請求を行われたい。

[措置結果]

平成19年3月27日に受託者へ返還についての通知及び納付書を送付し、平成19年4月12日付で返還金の納付を確認しました。

(8) 委託業務の適正な履行確認について（環境創造局）

[監査結果]

環境創造局では、「路上違反広告物除却委託」を行っており、横浜市屋外広告物条例に違反する路上広告物の除却を、環境創造局が実施する美化推進重点地区は週3回以上、重点地区は駅周辺等を週1回以上実施することとしている。

そこで、受託業者から提出された履行報告書をみたところ、美化推進重点地区での実施が週1回程度となっていたものや重点地区の実施状況が履行報告書の記載内容が不明確であったため確認できなかったものが見受けられた。

ついては、適正な履行確認を行われたい。

[措置結果]

平成19年度契約分（早期発注分）から、委託内容が明確になるよう仕様書を改訂するとともに、委託内容をより正確に受託業者に伝えるため、別途指示書を発行するようにしました。

報告書の記載については、委託の履行確認が確実にできるようにするため、受託業者に対して履行報告書の記載方法の説明会を行い、周知徹底をはかりました。

(9) 委託契約の適正な契約変更手続等について（環境創造局）

[監査結果]

環境創造局では、「都市生活型臭気測定委託」において、概算契約として契約時に定めた臭気測定項目（以下「契約項目」という。）の各単価に実施回数に乗じて支払うこととしていた。

そこで、実施状況をみたところ、契約項目にない分析を行った場合に、契約項目に換算して

支払っていたものが見受けられた。

については、契約変更等適正な事務手続を行われたい。

[措置結果]

今後、契約項目にない測定項目を行う必要がある場合には契約変更等適正な事務手続を行います。

(10) 補助金の適正な執行確認について（環境創造局）

[監査結果]

環境創造局では、横浜農業後継者育成協議会が実施する小学校での栽培指導や青年農業者と女性農業者との交流会等の事業に対し、「基幹農業者育成対策事業補助金」を交付している（平成17年度は80万円、補助率8割以内）。

そこで、精算報告の確認状況をみたところ、事業結果報告書、収支決算書及び収支決算内訳書の提出は受けていたものの、事業費のうち約20万円が「その他」という記載のみでその内容が明らかとなっていなかった。

については、領収書の確認を行うなど、補助金の適正な執行確認を行われたい。

[措置結果]

平成19年3月26日に補助金交付要綱を改正し、使途が確実に確認できるようにしました。

また、事業実績報告書に添付する収支決算内訳書についても内訳が明確に分かるよう記載の指導をしました。

(11) 公園駐車場に係る管理許可使用料の負担の検討について（環境創造局）

[意見]

環境創造局では、財団法人横浜市緑の協会（以下「協会」という。）に対して、市内34公園の駐車場の管理を許可している。

協会は、これまでに山下公園の立体駐車場など公園駐車場関連4施設の建設費を全額又は半額負担し、当該施設を建設した上で本市に寄付しており、建設に伴う借入金の返済を行っている。このため、環境創造局では、協会の経営の安定化を図ることを理由として、山下公園駐車場の建設に係る借入金の返済が続く平成19年度までは管理許可使用料を免除する方針を局内で定め、横浜動物の森公園を除く33公園の駐車場の管理許可使用料を免除している。

そこで、協会の山下公園駐車場会計、金沢自然公園駐車場会計及び一般会計に含まれる駐車場事業の平成17年度収支についてみたところ、収支差額は2億2,000万円程度となっていた。

また、駐車場事業で負担すべき協会の本部経費を考慮しても、収支は黒字になっていると思われる。

については、協会が公園駐車場に係る管理許可使用料を負担することは可能であると考えられるので、適切な負担について早急に検討されたい。

[意見への対応状況]

平成20年度より公園駐車場に係る管理許可使用料について、同団体の経営状況を考慮し、負担を求めてまいります。

(12) 公園等の財産の適切な管理等について（環境創造局）

[意見]

旧小野公園（鶴見区小野町）地区では、昭和54年3月に公園を廃止して普通財産とし、昭和62年7月の方針決定に基づき、局所有地の売却処分を継続している。

そこで、土地売却の進ちょく状況についてみたところ、平成6年度以降は売却処分が停滞し、平成19年2月現在、約7,000㎡（全体の約35%、66件）が未処分となっているので、土地売却の取組みを強化されたい。

[意見への対応状況]

平成19年2月に土地売却促進のため全戸訪問し、購入意向の聞き取り調査を実施しました。

その調査結果をもとに、購入の意向が示され、価格提示を求められた者から「公有財産買受希望申請書」の提出を求めたところ、2月までに14件の買受希望申請が出されました。現在、1件の土地売買契約を締結し、さらに、4件について提示した土地価格等の合意が得られましたので、近日中に売買契約の見込みとなっています。

今後、上記の土地買受希望申請者の中から、提示した土地価格等に合意した者について、土地売買契約を締結します。

(13) 公印の事前押印に係る事務処理の改善について（環境創造局）

[監査結果]

「横浜市公印規則」では、「定例的かつ定型的な文書で、管理者が交付の日時、場所その他の事情を考慮してあらかじめ公印を押印する必要があると認めたもの」について、例外的に公印の事前押印が認められており、事前押印した文書は保管を厳重にし、受払いは公印事前押印文書処理簿に記載し行うこととされている。

環境創造局では、公用による不動産登記簿謄本等の交付申請や公図等の閲覧申請に使用するための申請書に公印を事前押印している。

そこで、事前押印に係る事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、事前押印は真に必要な場合に限るとともに、適切に事務を行うよう改められたい。

ア 事前押印の必要性が乏しいと考えられるもの

(ア) 年間の使用枚数が少ないことから、一時に承認を受け、事前押印した申請書を複数年にわたり使用しているもの

(イ) 1件ごとに個別の決裁を行っていることから、そのたびに押印が可能であるもの

イ 申請に係る決裁手続や申請書の管理等が適切でないもの

(ア) 登記所における調査で公図番号等が確定することを理由に、登記所で申請書を記入して提出し、申請に係る定例決裁を申請後に行っていたもの

(イ) 交付申請及び閲覧申請に係る決裁を行っていなかったもの

(ウ) 一度に複数枚の申請書の払出しを受けた職員が、未使用の申請書を数か月間個人で保管していたもの

[措置結果]

ア 事前押印の必要性が乏しいと考えられるもの

(ア) 年間の使用枚数の少ない申請書については、事前押印での処理を廃止し、1件ごと

に個別の決裁にて処理することとしました。

(イ) 1件ごとに個別の決裁にて処理していることから、事前押印での処理を廃止しました。

イ 申請に係る決裁手続や申請書の管理等が適切でないもの

(ア) 申請書を使用する際は、定例決裁簿により事前に決裁を得ることを徹底しました。

(イ) 公印事前押印文書処理簿と定例決裁簿をセットで備え付け、申請書を使用する際は、定例決裁簿により事前に決裁を得ることを徹底しました。

(ウ) 申請書の必要枚数の確認を事前にしっかり行った上での払出しを徹底しました。また、定期的に残量の確認を行っています。

(15) 生活保護費の支給事務における適正な事務処理について（金沢区）

[監査結果]

生活保護費の支給事務に当たっては、被保護者の生活状態に基づき、保護決定（生活保護支給額の決定・変更）を行った上で、生活保護費を支給することとされている。このうち被保護者が扶助基準内の住宅へ転居する際に、敷金、礼金等の転居資金が必要な場合には、事前に保護決定を行った上で被保護者に対して、生活保護費の住宅扶助として転居資金を支給することとされている。

そこで、金沢区における生活保護費の支給事務のうち住宅扶助についてみたところ、保護決定を行う前に、被保護者に貸付金という名目で、転居資金を生活保護費の費目から前渡金で支出し、被保護者から借用書ではなく領収書を徴収した上で支給し、その後、保護決定（生活保護支給額の変更）を行い、被保護者に正規の住宅扶助を支給した上で、重複支給した転居資金を被保護者から戻入させていた事例が散見された。

については、住宅扶助の支給の際に、これにかかわる保護決定前に、被保護者に住宅扶助費を支給することのないよう、適正な事務処理に改められたい。

[措置結果]

今回の監査指摘に基づき、前渡金による転居資金の支給は取り止め、転居に関わる保護の変更決定後に支給を行う通常の方法に改めました。

(16) 「いきいきセンター金沢」における目的外使用許可について（金沢区）

[監査結果]

「いきいきセンター金沢」は、横浜市^{でいき}泥亀地域ケアプラザ、横浜市金沢区福祉保健活動拠点、老人福祉センター「横浜市晴嵐かなざわ」等の複合施設であるが、施設の使用状況をみたところ、次のように各施設について、目的外使用許可が行われていなかった。

については、施設使用者に対する使用許可を適正に行われたい。

ア 横浜市泥亀地域ケアプラザの一部について、区内社団法人が訪問看護ステーションとして使用していた（複合施設の敷地内に設けられた専用駐車場を含む）。

イ 横浜市金沢区福祉保健活動拠点の一部について、社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会（施設の指定管理者）が団体の本部事務所として使用していた。

ウ 老人福祉センター「横浜市晴嵐かなざわ」の一部について、金沢区老人クラブ連合会が事務所として使用していた。

[措置結果]

- ア 平成19年4月1日付で、区内社団法人の訪問看護ステーションに対して、横浜市泥亀地域ケアプラザの一部及び駐車場5台分について、目的外使用許可を行ないました。
- イ 平成19年4月1日付で、社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会に対して、横浜市金沢区福祉保健活動拠点の一部の目的外使用許可を行ないました。
- ウ 平成19年4月1日付で、金沢区老人クラブ連合会に対して、老人福祉センター「晴嵐かなざわ」の一部の目的外使用許可を行ないました。

【工事関係】

(1) 委託料の適正な精算について（環境創造局及び金沢区）

[監査結果]

業務内容が確定していて数量が確定できない場合は概算数量契約を適用し、その精算は、契約時に定めた単価に作業数量を乗じて行うこととされている。

そこで、「金沢土木管内河川環境管理委託」など2件についてみたところ、概算数量契約にもかかわらず、次のような、契約と異なる方法による精算を行っているものが見受けられた。

ア 「金沢土木管内河川環境管理委託」では、除草の作業面積等に単価を乗じて行うこととしていたが、小規模や斜面地での除草等が契約時の業務内容と異なるとの理由により、除草作業は作業員数に、また、刈草の運搬はダンプトラックの稼働日数に、それぞれ日額単価を乗じた金額により精算を行っていた。

イ 「金沢区内遊水池維持管理委託」では、契約時に想定していなかった斜面地での除草を行ったとの理由により、契約時に定めた単価による精算ではなく、斜面地での除草費を積算して履行金額を算出していた。

については、小規模や斜面地での除草等について、契約時に作業実態に合わせた単価を定めることなども含め、適正に委託の精算を行うよう改められたい。

[措置結果]

（環境創造局）

概算数量契約である除草等の業務委託において、適正な精算がなされるように、「業務が確定し、数量が確定できない契約に適用され、新たな作業の追加はできないこと。当初契約時に想定される作業をすべて計上し、新たな作業が追加となる場合は、変更契約や別契約とすること。」との内容を、平成19年2月に環境創造局関連課及び各土木事務所に通知しました。

また、小規模や斜面地での除草等各種のパターンに応じた作業単価を作成し、土木工事積算システムの対応も完了させております。平成19年度下半期より適用することとし、平成19年9月に環境創造局関連課及び各土木事務所に通知しました。

（金沢区）

除草等委託業務の概算数量契約については、「業務が確定し、数量が確定できない契約に適用され、新たな作業の追加はできない。当初契約時に想定される作業をすべて計上すること。新たな作業が追加となる場合は、変更契約や別契約とする。」との通知を平成19年2月に環境創造局より受け、係会議にて設計担当者等に周知徹底を図りました。

さらに、平成19年5月に、環境創造局関連課（技術監理課、水・緑管理課）と土木事務所下水道公園係長会の3土木事務所からなるプロジェクトを結成（5月）し、小規模や斜面地での

除草等各種のパターンに応じた作業単価を検討し、8月までに単価表案を作成しました。

具体的には、除草作業での人力、機械の別、斜面地の考慮、1現場当たりの規模（面積）による適用歩掛かり、集草作業における手間の現場形態別計上、小車運搬、積込み運搬における手積み、クレーン積み、などの単価表を作成しました。

また、平成19年9月に、小規模や斜面地での除草等各種のパターンに応じた作業単価に関する通知を環境創造局から受け、平成19年度下半期より適用するよう、係会議にて設計担当者等に周知徹底を図り、適正に委託の精算を行うこととしました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成16年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号）

(5) 株式会社横浜港国際流通センター（港湾局）

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 修繕積立金の計上について改善を求めるもの

[監査結果]

株式会社横浜港国際流通センター（以下(5)において「Y - C C」という。）は、横浜港国際流通センター物流棟区分所有者全員で構成された横浜港流通センター物流棟管理組合（以下「管理組合」という。）の組合員であり、管理組合に対して管理費及び特別修繕費を毎月支払っている。

そこで、この特別修繕費の会計処理についてみたところ、Y - C Cでは通常支出時に費用処理する特別修繕費を資産として貸借対照表に計上していた。

については、資産計上している修繕積立金を適正な処理に改める必要があると認められた。

[措置結果]

平成17年度に管理組合修繕費相当分を損金処理しました。

平成18年度は管理組合の修繕実施計画を策定し、当該計画に基づき、修繕費の当該年度負担額を損金処理しました。

また、既に資産計上している修繕積立金については固定資産の取得となる管理組合の経費支出時に各固定資産科目に振替処理していくこととしました。

なお、当該計画が終了する平成27年度には修繕積立金は242百万円程度まで処理される予定であり、以後も引き続き処理し、解消してまいります。

(イ) 契約事務について改善を求めるもの

[監査結果]

Y - C Cは、施設の維持管理等の業務を委託により実施している。

そこで、契約事務の状況についてみたところ、平成16年度にY - C Cが締結した15件のうち13件については単独随意契約を行っていたが、このうち、7件は他者でも業務の

履行が可能であり、単独随意契約とする合理的な理由が乏しかった。

ついては、契約に当たっては、契約額の妥当性を検証できるように、原則として入札や見積合せを行うなど、適正な契約事務に改める必要があると認められた。

また、Y - C Cでは、現在、契約事務に関する規程を定めていないが、契約事務の標準化を図るため、契約事務に関する規程等を定める必要があると認められた。

[措置結果]

平成18年2月に「契約規程」を定め、契約事務の標準化を図りました。

また、同規程に基づいて、業者選定委員会を設置し、指摘された7件の業務委託のうち、平成18年度委託契約から6件については競争入札を導入するなど、契約事務の適正化を図りました。

なお、「他の者に比べ安価に契約できるため」との理由で単独随意契約を行ないながら、価格比較等による確認が行なわれていなかった1件業務委託については、平成19年度からは見積り等による価格の比較を行なうよう改善いたしました。

(6) 財団法人横浜港埠頭公社（港湾局）

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 将来の設備投資を見込んだ資金計画の策定を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜港埠頭公社（以下(6)において「公社」という。）の外貿埠頭事業では、平成15年度末に現金預金及び国債等の債券を111億円保有する一方で有利子負債が196億円計上されている。

そこで、公社の資金運用状況をみたと、平成15年度に主として借換えのため約11億円の有利子借入れを行っているが、一方で余剰資金を運用するため国債等を約50億円取得していた。

資金運用に当たっては、将来必要となる設備投資のための資金を見込んだ資金計画が必要であるが、公社では中長期的な設備投資計画を策定していないことから、資金計画が策定できない状況にあり、将来の必要資金が不明確な状況にある。

ついては、設備投資計画を策定するとともに、当該設備投資計画に基づいた資金計画を策定する必要があると認められた。

[措置結果]

中期経営計画（平成19～22年度）、10か年維持管理計画（平成19～28年度のうち平成19～22年度）に基づく資金計画を作成しました。

10か年維持管理計画：平成16年度作成の長期維持修繕・更新・改修計画を平成18年度に時点修正したもの

2 平成16年度第2回財政援助団体等監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

(3) 横浜市場冷蔵株式会社（経済観光局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 行政財産の修繕に係る手続及び費用負担について改善を求めるもの

[監査結果]

経済局は、横浜市場冷蔵株式会社（以下(3)において「市場冷蔵」という。）に対して、横浜中央卸売市場本場内の行政財産である冷蔵庫等の建物を使用させている。

そこで、当該冷蔵庫等の使用及び管理の実態をみたところ、以下のような事例が見受けられた。

- a 「横浜市中心卸売市場業務条例」及び「横浜市公有財産規則」に定められた文書による市長の承認手続を行わないまま、市場冷蔵が当該冷蔵庫等の修繕や更新を行っていたもの
 - b 修繕や更新に係る費用について、本市と市場冷蔵の負担の区分を事前に明確に定めず、市場冷蔵が本市の行政財産である当該冷蔵庫等の修繕や更新を行い、平成16年度に約6,726万円の費用を負担していたもの
- については、条例等に従った手続を行うとともに、修繕などに係る費用について、本市と市場冷蔵の負担の区分を明確に定めるよう改められたい。

[措置結果]

- a 原状変更を伴う修繕等につきましては、条例、規則に基づいて、手続を行うよう市場冷蔵を指導し、適正な事務処理に改めました。
- b 平成19年3月に修繕等の負担区分に関する覚書を市場冷蔵と締結し、本市と市場冷蔵の負担の区分を明確にしました。

(6) 財団法人横浜市防災指導協会（安全管理局）

ア 団体の事務に関する事項

(ウ) 会計処理について改善を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市防災指導協会（以下「協会」という。）の会計処理についてみたところ、次のようなものが見受けられたので効率的かつ確実な経理事務手続に改める必要があると認められた。

- c 公益法人の会計ソフトウェアを導入しているにもかかわらず、支出伝票を手書きで起票し、決裁を行い、その後、当該ソフトウェアを使用して総勘定元帳の作成を行うなど、事務処理の効率性や安全性の面から改善する必要があるもの。

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、会計ソフトを活用し、効率的かつ安全な経理事務を行うよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会では、公益法人会計の改正に伴い、平成19年度から新しい会計ソフトを導入して活用し、より効率的な事務処理に改めました。

3 平成17年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号）

(5) 財団法人帆船日本丸記念財団（港湾局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) マリタイムミュージアム会計に計上されている固定資産について帰属関係の整理を求めるもの

[監査結果]

港湾局は、財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）に対して、マリタイムミュージアム事業に係る管理費相当として約2億円の補助金を交付しており、財団は、この補助金を原資として平成16年度は約3,300万円の固定資産を取得し、マリタイムミュージアム会計の貸借対照表に計上している。

しかし、この中には本市から財団に無償貸付された横浜マリタイムミュージアムに対して実施した設備増設工事等が多く含まれている。

当該施設貸付に係る公有財産貸付契約書には、貸付期間満了時又は契約解除時に原状回復し返還する条項はあるが、契約期間内に追加取得した資産の帰属に係る条項がなく、当該施設の機能を維持する上で原状回復は事実上不可能であるため、このような施設への増設等は本市が直接支出し、本市の財産とするべきものであり、補助金を交付し、財団の資産として取得させることは適切でないと考えられる。

については、財団から本市への寄付を行うなど、財団の貸借対照表に計上されている資産の帰属関係を整理されたい。

[措置結果]

帆船日本丸記念財団に対して、資産を確認するとともに適正な事務処理をするよう指導しました。

横浜マリタイムミュージアム及び帆船日本丸等については、平成21年度にリニューアルオープンすることが決定され、このリニューアル工事に合わせ、本市への寄付等も含め、資産の帰属関係を整理してまいります。

平成19年度 リニューアル基本計画確定、設計

平成20年度 工事

4 平成18年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成18年12月25日監査報告第6号）

財政援助団体：横浜市職員厚生会（行政運営調整局）

(1) 廃止した貯蓄事業について適切な会計処理を求めるもの

[監査結果]

横浜市職員厚生会では、平成13年度に貯蓄事業を廃止し、会員に預り金の返還を行ったが、平成18年10月現在228口座の約263万円が未返還となっているにもかかわらず、事業が終了したとの理由から、決算書に貯蓄事業に関する貸借対照表を記載していなかった。

決算書は財政状態を会員等に報告するために、すべての資産及び負債を表示すべきものであることから、貯蓄事業に関する貸借対照表を記載するよう改める必要があると認められた。

また、一部の口座所有者からは、預金を放棄する旨の文書を受領しているため適切な処理を行う必要があると認められた。

[措置結果]

貯蓄事業に関する貯蓄整理会計の貸借対照表等を、平成18年度決算から掲載するよう改めました。

また、権利放棄分29口座87,531円については、収益として平成19年3月31日に一般会計の雑入に繰り入れました。

なお、貯蓄整理会計の残り199口座、2,541,532円については、民法上の時効が10年間であるため、平成23年度末に一般会計の雑入に繰入し、この時点で同会計を終了させる予定です。

(2) サークル助成金について適切な精算を求めるもの

[監査結果]

横浜市職員厚生会では、文化・体育サークル活動を行う団体を対象に、「助成金等交付要綱」に基づき1団体につき年間10万円を限度に助成金を交付している。

そこで、平成17年度の助成金の支出状況についてみたところ、助成を受けた34団体のうち、平成18年10月時点で助成金精算書が未提出の団体が2団体あった。

また、精算書類をみたところ、金券類を購入したがその使用目的がサークル活動のためと確認できないものや助成対象年度以前の日付のものが一部に見受けられた。

については、助成金の精算書を会計年度終了後速やかに提出させ、精算書で助成金の使用目的等が確認できるように改める必要があると認められた。

[措置結果]

監査時点における精算書の未提出の2団体に対しては、引き続き催告を行った結果、平成18年10月下旬及び11月初旬に提出がありました。

なお、金券類については、講師に対する謝礼として使用したものであり、これらの使用目的を具体的に記載させ、確認できるよう精算書を改めました。

また、平成18年度の精算書については、年度終了後速やかに提出するよう催告を行った結果、7月に確認できるように改善しました。

(3) 食堂設備の修繕等について適切な検査・確認を求めるもの

[監査結果]

横浜市職員厚生会（以下「厚生会」という。）では、本市の使用許可を受けて、市庁舎及び区庁舎の一部を使用し、本市職員に対する福利厚生のために食堂事業を行っている。

事業は食堂事業者への委託により行っているが、各食堂の厨房機器等は厚生会が設置・所有し、これを食堂事業者に貸与しており、故障等が発生した場合は厚生会が修繕等を行い、支出に当たっては、本市の規定に準じて完了の検査又は確認を行うこととしている。

そこで、平成17年度の食堂施設の修繕等約50件についてみたところ、このうち区庁舎食堂については、いずれも完了検査調書等では、厚生会職員が現地での立会いによる方法での検査・確認を実施したとして検査・確認の押印をしていたが、実際には現地での立会いは行っておらず、完了を確認できる写真等の添付もなかった。

については、必要な検査・確認を適切に行うよう改める必要があると認められた。

[措置結果]

食堂を設置している区庁舎（15区）の区庶務係の福利厚生担当者に、施設の修繕等の作業日時及び作業内容等について検査確認後、「修繕等終了確認書」等を提出するよう改めました。

財政援助団体：横浜市交通局厚生会（交通局）

(4) 一般会計用地の使用について適切な事務処理を求めるもの

[監査結果]

横浜市交通局厚生会（以下「厚生会」という。）は、磯子区内で横浜交通会館（以下「会館」という。）の管理運営を行っているが、会館敷地に隣接する本市の土地（一般会計の普通財産）2か所について、文書による使用承諾手続を行わずに、堅固な車庫を土地の一部に築造するなどして、会館の附属施設として無償で駐車場等に利用していた。

また、交通局は、当該土地の使用について必要な手続等を行うよう厚生会に対して指導していなかった。

ついては、当該土地の使用に関し適切に事務処理を行うよう改められたい。

[措置結果]

会館敷地に隣接する本市の土地2カ所については、平成19年10月1日付で、行政運営調整局に返還しました。

ただし、横浜交通会館に出入りするための通路部分及び会館裏の下水施設（埋設管）については、行政運営調整局と土地の使用手続を行いました。

(5) 会員補助について適切な使途確認などを求めるもの

[監査結果]

横浜市交通局厚生会は、職員の福利厚生の一環として、事業所及び任意の会員団体に対して補助金を交付している。

そこで、平成17年度の補助金交付についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、補助対象を明確にして補助するとともに、精算に当たっては、使途が職員の福利厚生に資するものであることを十分に確認する必要があると認められた。

ア 市営バス営業所など事業所に対して交付している事業所補助金について、領収書がないなど具体的な使途を確認できないもの及び会員の福利厚生に使用しないまま、補助金全額を翌年度に繰り越しているもの

イ 文化的教養の向上、体力の増強及び親睦を図るため会員で組織された団体（横浜市交通局文化会）に対して交付している補助金について、補助要件や配分方法が要綱等で明確に定められておらず、福利厚生目的に使用されていることが確認できないもの

[措置結果]

アについては、「厚生福利事業交付金交付取扱要綱」を改正し領収書の添付を義務付けた精算書の提出及び使途を福利厚生目的に限るなどの項目を追加し対応しました。

また、未使用のまま翌年度に繰越されていた補助金については平成18年度末に、全額を厚生会に返還させました。

イについても、横浜市交通局文化会への補助金交付を取り止め、交通局厚生会サークル助成交付金取扱要綱を新たに設け、本市サークル助成方式にならって、交付するとともに、年度終了後に領収書を添付した精算書の提出を義務付けました。

(6) 食堂事業における過年度収入の分配について見直しを求めるもの

[監査結果]

横浜市交通局厚生会では、交通局保土ヶ谷営業所など12事業所で職員食堂事業を行い、各事業所の食堂における、売上収入から、支出のうち材料費、消耗品代、電話代、ガス代及び負担金を差し引いた金額を、食堂事業に係る利益金（以下「益金」という。）とみなすこととしている。

しかし、この「益金」は、食堂事業に必要な人件費等を一切考慮せずに計算されたものであり、平成17年度決算では、人件費等を含めた食堂事業収支は全体で約1億4,800万円の赤字となっている。

また、平成18年7月末現在で、総額約2,200万円の「益金」があると算出しており、その約7割（約1,500万円）を各事業所に分配することが評議会で決議されている。

ついては、「益金」相当額を各事業所に分配することには合理的理由はなく、不適切であると認められた。

[措置結果]

食堂事業における過年度収入（益金）の各事業所への分配については、取り止めることとしました。

(7) 共有建物の管理運営について適正な事務執行を求めるもの

[監査結果及び意見]

横浜市交通局厚生会（以下「厚生会」という。）では、昭和45年に横浜交通会館（以下「会館」という。）を団体と共同建設し（敷地は交通局から借受け）、現在の登記簿上の厚生会の建物持分割合は、19,382分の17,203（約88.8%）となっている。

また、会館の管理運営は、共有者と会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を構成し、一切の管理運営業務を委員会に行わせるとともに、費用負担として管理運営経費等の半額（50%）を負担金として支出している。

そこで、会館の管理運営状況及び負担金の使途についてみたところ、以下のようなものが見受けられたので、適正な事務執行に改める必要があると認められた。

ア 共有者が独自に負担すべき会館敷地の土地賃借料について、管理運営経費の中から支払っていたもの

イ 会館の維持管理のため管理人を置いているが、管理人に住居を提供し、その家賃及び光熱水費等は徴収せず、管理業務の費用と相殺していたもの

ウ 厚生会及び共有者以外の第三者が、会館の一部を事務室として専用使用しているが、使用料等を徴収していないもの

（意見）

会館は厚生会と共有者の専用事務室のほか、会議室等を会員又は一般に貸し出すことになっているが、厚生会に会館の利用実態を聴取したところ、会員等による利用実績はほとんどなく、共有者（その下部組織等を含む。）が主に会館を利用し利用料収入につながっていない（規定上、利用料は徴収しないとされている。）とのことであり、会員の福利厚生目的に厚生会が会館を現在の持分割合で保有し続ける必要性は低いと考えられる。

厚生会が負担する管理運営経費等が、平成17年度は1,250万円と多額になっていることも踏まえ、厚生会の建物持分の処分を含めた有効活用について検討する必要があると認められた。

[措置結果及び意見への対応状況]

ア 会館敷地の賃借料については、平成19年度分から共有者が独自に負担することとしました。

イ 会館の管理人と、平成19年3月末に賃貸借契約を締結し、家賃及び光熱水費等の金額を明確化し、管理業務と相殺することとしました。

ウ 事務室の使用実態を調査し、厚生会及び共有者以外の第三者と事務室賃貸借契約を、平成19年3月末に締結し使用料を徴収することとしました。

(意見への対応状況)

平成19年3月末に、厚生会及び共有者以外の第三者と事務室賃貸借契約を締結し、使用料を徴収することとしましたが、会員以外の一般への会議室等の貸出しについては近隣の事例等を参考にして、現在、調査中です。

また、会館の管理運営経費等についても、経費節減に努めるとともに、負担額1,250万円を軽減すべく、見直しを図ってまいります。

共有者と管理運営経費の見直しについて協議を行っております。

5 平成18年度第2回財政援助団体等監査結果報告(平成19年4月24日監査報告第1号)

出資団体：財団法人横浜市シルバー人材センター(経済観光局)

(1) 内部業務に会員が従事する場合の適切な手続について

[監査結果]

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づきシルバー人材センターの指導等を行う社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の「シルバー人材センター事業運営の手引き」によると、シルバー人材センター内部の業務に従事する場合、事務局業務のように定常的に指揮・命令関係が存在する仕事の場合には、会員は原則退会し、シルバー人材センターは雇用契約を締結し、配分金ではなく、謝金又は賃金を支払うこととされている。

しかし、財団法人横浜市シルバー人材センターでは、会員の就業実績の入力、発注者への請求等の事務局業務に会員に従事させ、配分金を支払っていた。

については、シルバー人材センター内部の業務に会員が従事する場合には、指揮・命令関係に応じた手続に改める必要があると認められた。

[措置結果]

平成19年4月より、就業形態についてはアルバイト雇用とし、報酬については賃金として支払うこととしました。

なお、「会員は原則退会」については、「(財)横浜市シルバー人材センター会員及び就業に関する規程」第5条(退会)を「シルバー人材センター事業運営の手引き」に準じるよう平成19年11月1日付けで改正しました。

(2) 補助金対象事業の円滑な執行について

[意見]

財団法人横浜市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、「財団法人横浜市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱」により、本市から運営費に係る事業費について

補助（平成17年度約1億3,000万円）を受けており、同要綱によると、剰余金が生じたときは返還しなければならないとされている。また、センターは、会員への配分金の収支時期のずれによる資金不足等に備えるため、本市から平成17年度は2億2,000万円の単年度借入（4月借入、翌年3月返済。平成18年度も同額）を受けている。

平成17年度の決算をみると4,819万円の繰越しが生じていたが、これは資金不足が見込まれ退職給与引当預金の積立てが年度内に行えなかったためとのことであった。

ついては、補助対象事業の円滑な執行に向けて、適切な資金の運用、調達等を行う必要があると認められた。

なお、局においても、適宜、センターの指導・支援に努められたい。

[意見への対応状況]

資金不足を防ぐため、発注者に対してする請求業務の迅速化や、未収金の防止のため回収に努めました。また、収支見込をたてた上で事業の執行に努めた結果、平成18年度は、事業計画通りに事業を実施しました。

なお、局においても年度途中で資金繰りの状況等を確認し、適正な執行が行われるよう指導を行いました。

(3) 会計規定の整備について

[監査結果]

「公益法人会計基準」等によると、固定資産の範囲、減価償却・引当金の計上基準、消費税の会計処理など経理処理の重要な会計方針については、会計処理規定を作成することとされている。

そこで、財団法人横浜市シルバー人材センターの事務処理についてみたところ、経理処理の重要な会計方針について、各年度の決算書類上の注記としては記載されていたが、経理規程には定められていなかったため、会計処理規定を整備する必要があると認められた。

[措置結果]

会計処理規程を平成19年11月1日付けで改正し、経理処理の重要な会計方針について定めました。

(4) 預金等の取扱方法の改善について

[監査結果]

財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、事務所（6か所）ごとに通帳を作成・保管し、会員向けの仕事を発注する企業からの配分金の振込口座及び小額の事務所経費で現金支払の口座として使用していた。

なお、同預金口座残高は、特に南事務所と神奈川事務所で多額となっていた。しかし、預金振替及び配分金の支払事務は、資金運用の関係上、センターの本部が一括して行っており、各事務所では会員への配分金の支払事務は行っていないため、配分金の振込口座の通帳を各事務所では保管する必要がない状況にあった。

ついては、預金の安全性を考慮して、配分金は本部の保管口座を振込先とし、各事務所では小口現金専用の預金口座とするなど、預金管理方法の改善を図る必要があると認められた。

[措置結果]

平成19年度は、火・金曜日の週2回、本部が事務所口座の入金状況を確認し、事務所口座より本部口座へ資金移動することで預金口座の安全性を図りました。

なお、通帳の一元化につきましては、平成19年10月から業者への周知期間を経て平成20年4月1日から実施します。

(5) 規程に基づく契約手続について

[監査結果]

財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の経理規程によれば、随意契約の際は、原則として2者以上から見積書を徴さなければならず、規格、形状、品質その他の事由により2者以上から見積書を徴することが不適當な場合は、その事由を付して理事長の決裁を受けなければならないとされている。

しかし、センターの本部及び各事務所の物品の購入等についてみたところ、特段の事由なく1者からの見積書の徴収により随意契約を行っている事例が多数見受けられたので、規程に基づく契約手続を行うよう改める必要があると認められた。

[措置結果]

平成19年度に「財団法人横浜市シルバー人材センター経理規程」の見直しを図り、随意契約については原則2者以上から見積書を徴さなければならないが、「予定価格が10万円未満のときは、この限りではなく、1者の見積もりによる処理を可能とする。」ものに平成19年11月1日付けで改正しました。

出資団体：財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（経済観光局）

(6) 補助金の適切な執行確認について

[監査結果]

経済観光局では、本市の観光・コンベンションの振興を図るため各種事業を実施している、横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「ビューロー」という。）に対して、運営費及び事業費を補助している。

平成17年度の事業費補助金のうち8,275万円については、横浜観光プロモーションフォーラムの運営などのための横浜観光プロモーション強化事業補助金やコンベンション開催誘致支援事業補助金などの事業を特定した補助となっていた。ビューローが提出した補助事業報告書では、補助金の交付額と同額の決算となっていたが、ビューローの収支決算書などでは、補助対象として特定されている事業の実際の執行状況については確認できない状況であった。

ついては、ビューローの決算科目と補助金の事業項目の整理等により、適切に補助金の執行状況の確認を行うよう改められたい。

[措置結果]

ビューローに対して、補助金の事業項目を決算科目と照合できるように整理するよう指導しました。

これを受けて、ビューローは改めた決算項目により、当局に補助金の執行状況を報告しています。

(7) 備品台帳の整備について

[監査結果]

横浜観光コンベンション・ビューローでは、団体の経理規程により、「備品台帳を備え、備品の保管及び移動の状況を記録しなければならない」とこととされている。

しかし、平成10年の社団法人横浜国際観光協会との統合以降、備品台帳による記録が行われていなかったため、規程に基づき適切な事務処理を行う必要があると認められた。

[措置結果]

横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「ビューロー」という。）に対し、備品台帳の整備を指導しました。

これを受け、ビューローは平成19年10月末に、平成10～18年度分の備品台帳を整備しました。

(8) 債権債務の適正な計上について

[監査結果]

横浜観光コンベンション・ビューローでは、団体の経理規程により、「会計伝票は、証憑（しょうひょう）書類に基づいて作成しなければならない」とされているものの、年度末時点で未収金・未払金となる取引等の収入・支出の承認決定に関する発議・決裁が一部行われておらず、また、経理処理のための会計伝票（振替伝票）の発行に際しても十分な証憑書類の添付なく、かつ担当者が決裁を得ずに入力していたため、適正な事務処理を行う必要があると認められた。

[措置結果]

横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「ビューロー」という。）に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けてビューローでは、平成18年度の決算を行なうにあたり、未収金・未払金となる取引等の収入・支出については、すべて証憑書類に基づいて各部長決裁のうえ計上することとしました。また、経理処理についても承認決裁がなされた会計伝票（振替伝票）に基づいてのみ行なうよう徹底を図りました。

第3 行政監査

1 平成15年度行政監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

(7) 収集事務所の嘱託員等について見直しを求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

嘱託員及びアルバイトを雇用する必要性について根拠が明瞭となっていないので、今後は雇用の必要性について見直し、効率的な事務の執行を図られたい。

[措置結果]

収集事務所の嘱託員については、平成16年度末から定年退職者の不補充により順次廃止しています。

(平成16年度5人減、平成17年度2人減、平成18年度2人減)

2 平成16年度行政監査結果報告(平成17年5月27日監査報告第1号)

「補助金に係る事務事業」

(4) 補助団体の自立化の促進等を求めるもの(経済観光局、磯子区、戸塚区)

[監査結果]

市の補助金は、市以外の者が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、補助団体の事務局業務を、市の補助事業所管課等が取り扱っているものが多数見受けられた。

については、補助団体の自立化に向けて自主運営能力の育成等の指導に努めること、又はより適切な協働手法への見直しを検討されたい。

補助団体の事務局が市の補助事業所管課等に置かれているもので、補助団体の自立化の促進や協働手法の再検討等が求められるものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局等
横浜市場販売力強化支援事業補助	横浜市場活性化協議会	経済局
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	磯子区
区体育協会補助	区体育協会	戸塚区

[措置結果]

(経済観光局)

横浜市場の活性化については、業界関係者と開設者の共通課題であるため、業界関係者と行政とが一体となって取り組んでまいりました。

これまで横浜市場活性化協議会の各種事業の実施にあたっては、本場及び南部市場との調整が必要であることから開設者がその事務を担ってまいりました。

市の所管課が事務局として行ってきた、事業の企画、実施、運営を補助団体が自ら行うよう規約改正の提案を行い、平成19年3月27日に開催された横浜市場活性化協議会平成18年度第2回理事会に諮り承認されたので、平成19年4月1日より事務局機能の移管を行いました。

(磯子区)

平成19年度の磯子まつりについては、規約により実行委員会総務部会が事務局を所管・処理しており、区役所は事務局業務を行っておりません。会計事務や記録、会議欠席者への連絡などの事務局業務は、同部会の各委員がそれぞれ分担し合っています。

(戸塚区)

戸塚区体育協会につきましては、補助団体の会則を改正し、事務所を戸塚スポーツセンター内に改めるとともに、協会役員に事務局長、総務を新たに設けるなど自主運営に向けた取組みを行いました。平成19年4月以降、事務局機能を区から体育協会へ移管し、実質的に自立化を図りました。

- (8) 知的障害者通所更生施設ひかりの園「緑園地域交流センター」運営費補助金について補助の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

福祉局では、知的障害者通所更生施設ひかりの園に設置する緑園地域交流センター（以下「交流センター」という）において、地域住民と施設利用者や職員との交流、相互理解を通じての地域コミュニティの形成を促すため、交流センターの運営に要する費用として社会福祉法人くるみ会に対して10,200,000円の補助金を交付した。

交流センターは、補助事業者、地域住民及び本市職員等で構成される緑園地域交流センター管理運営委員会が補助事業者の委託を受けて運営しており、本市は、その委託費の全額を補助金として交付している。

そこで、補助事業者から提出された事業実績報告書をみたところ、利用者から徴収している運営協力金が収支報告に計上されておらず、運営費の全額が補助金で賄われていた。

については、運営協力金があることを考慮した上で、補助金額が適正な規模となるよう、見直しを検討されたい。

[措置結果]

運営協力金の収支報告については、緑園地域交流センター管理運営委員会に報告し、承認を得ることとしました。

なお、平成18年度分の運営協力金の「収支」及び「特別会計の積立基金残高」については、平成19年6月の平成18年度決算報告において報告し、承認を得ました。

また、運営協力金の使途について実態と整合が図れるよう、「緑園地域交流センター運営要綱」を改正しました。

- (9) 各種医療費援助事業、助成事業等に係る指導研修資金について改善を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

福祉局は、重度障害者医療費援助事業、小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、生活保護法に基づく医療扶助事業及び介護保険事業（以下「各種医療等事業」という。）を実施するため、これらの事業に係る社団法人横浜市医師会、社団法人横浜市歯科医師会、社団法人横浜市薬剤師会その他の団体に対して、団体が実施する各種医療等事業に関する指導研修等に必要な資金として交付金又は補助金を交付しており、その総額は103,900,000円となっていた。

そこで、各団体から提出された報告書をみたところ、次のような事例が見受けられたので改善を図られたい。

（表省略）

イ 指導研修等の資金を原資として、他団体や団体内の下部組織等に一定額が交付されているものの、所管課において当該下部組織等の具体的実績を把握していなかったもの

ウ 団体から提出された報告書が、実際にどのような指導研修が実施されたか不明であったもの

[措置結果]

イ 平成18年4月に新たな要綱を制定しました。新たな要綱に基づき、下部組織等の具体

の実績が確認できる18年度決算報告書の提出を受けました。

ウ 平成18年4月に新たな要綱を制定しました。新たな要綱に基づき、事業実績が確認できる平成18年度決算報告書の提出を受けました。

(21) 母児二次救急システム運営費補助について改善を求めるもの（健康福祉局）

〔監査結果〕

衛生局は、市内における母体、胎児、新生児等に係る二次救急医療体制の充実を図るため「横浜市母児二次救急システム」を運営しており、このシステムへの参加基準を満たした11の二次救急病院に対して合計44,000,000円の補助金を交付しているが、次のような事例が見受けられたので、システムの効果的な推進のために改善を図られたい。

イ 産婦人科診療所と二次救急病院との連携状況を把握する必要から、補助金の交付を受けた二次救急病院は「連携状況報告書」を提出することになっているものの、報告のない病院が見受けられたもの

〔措置結果〕

平成18年4月に要綱改正を行い、実績報告書の書式を見直し、具体的に日常実施している連携の状況について、記載しやすい内容にしました。

要綱改正後、速やかに二次救急病院に対して、改正した様式での報告書の提出を周知し、提出を受けました。

(26) 魚腸骨資源化推進事業補助の見直しを求めるもの（経済観光局）

〔監査結果〕

経済局は、横浜水産物商業協同組合が実施している、魚腸骨資源化推進事業に対して補助金3,500,000円を交付している。

魚腸骨資源化推進事業とは、組合員の鮮魚の小売に伴い発生する魚腸骨の資源化を共同処理により行っている事業であるが、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を有していることから、横浜水産物商業協同組合の事業としての自立化に向け、当該補助事業の見直しを検討されたい。

〔措置結果〕

平成18年度に魚腸骨資源化推進事業を見直し、補助制度を廃止しました。

3 平成17年度行政監査結果報告（平成17年9月30日監査報告第3号）

【重度心身障害者医療費援助事業】

ア 重度心身障害者医療費援助事業の改善に向けた検討を求めるもの（健康福祉局）

〔監査結果〕

重度心身障害者に対する医療費援助は、対象者又は対象者世帯の所得状況等を要件とすることなく行われているが、事業目的の一つである「心身障害者の生活の安定」を効率的に達成するためには、対象者の認定要件に所得等による基準を設定することや、医療機関での受診時に医療費の一部について負担を求めるなど、医療費援助のあり方に改善の余地があると考えられ

る。

他の政令市等の状況をみると、既にこれらの認定基準の見直しや負担金の徴収を実施している都市もあるので、他の政令市等の状況に十分留意した上で、関係機関等と調整し事業の見直しを検討されたい。

なお、他の政令市及び東京都の状況は、次のとおりである。

(表省略)

[措置結果]

扶助費の増大や県費補助の削減は、本市財政状況を厳しくしており、今後も継続して安定した事業運営を図るには、抜本的な制度の見直しが必要と考えております。

このため、神奈川県は平成 17 年 9 月に「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、平成 19 年 3 月に検討会報告書を取りまとめました。

平成20年度からの神奈川県の制度見直しにあわせ、本市も将来にわたる制度の安定的かつ継続的な運営が図れるよう、必要な制度見直しを検討し、円滑な見直しに着手します。

イ 医療援助費について過払いの解消及び支払事務の効率的な執行を求めるもの (健康福祉局)

[監査結果]

対象者が指定医療機関で医療を受けた場合、当該医療機関は健康保険事業者に対して診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を提出し診療報酬の請求を行うとともに、本市に医療援助用のレセプトを提出し本市から医療援助費の支払いを受けている。

この医療援助費は、指定医療機関が本市に提出した医療援助用のレセプトから算定しているが、診療報酬請求額は健康保険事業者のレセプト審査によって減額修正されることがあり、この審査の結果が医療援助費に反映されないため、医療援助費の過払いが生じることとなる。

また、指定医療機関は医療費援助事業に対応するために、レセプトと医療援助用のレセプトをそれぞれ作成しているが、その記載内容は重複するものが多い。

さらに、本市からの委託により国保連合会が医療援助用のレセプトから必要な情報の電算機への入力や、医療援助費の算出等を行っているが、健康保険事業者もレセプト審査に際してこれらの作業を当然に行っている。

これら医療援助費の過払いや事務の重複については、「全国規模の規制改革要望」や「大都市主管課長会」等でも社会保険事務所との事務協力の強化について要望を行っているところであるが、他の健康保険事業者についても同様の問題が生じている。

については、健康保険事業者や関係機関と調整を進め、レセプトの審査結果について情報提供を受けることで、医療援助費の過払いを防止するとともに、レセプトで医療費援助が行えるようにすることなどにより、重複事務を解消し事務の効率化及び経費の縮減に努められたい。

なお、横浜市国民健康保険の加入者に対する医療費援助に当たっては、横浜市国民健康保険事業と重度心身障害者医療費援助事業は、いずれも本市の事業であり、事務の受託者も同一であることから、これらの問題について早急に改善するよう努められたい。

[措置結果]

平成 18 年度から、県下一斉の社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)への業務委託にむけ、神奈川県及び県内 35 市町村と検討を開始し、実施に向けた法制面などの整備を行ってきました。

しかし、国保連合会に比べて支払基金は審査支払手数料が高額に設定されているため、審査支払手数料の大幅な引き下げなど環境整備が進むまで、さらに若干の期間を要するものと考えており、引き続き実施に向けた調整を行ってまいります。

なお、横浜市国民健康保険事業との調整については、平成18年度から神奈川県国民健康保険団体連合会にデータ処理を委託し、減点分の過払いは解消しております。

オ 重度心身障害者医療費援助に係る債権の適正な管理を求めるもの（健康福祉局）

【監査結果】

医療機関に対する自己負担額の支払額が一定の金額を超えた場合、健康保険事業者から高額療養費として自己負担額の一部が還付されるが、重度心身障害者医療費援助事業では、本市が対象者の自己負担額を支払っていることから、対象者に還付される額に相当する医療費援助の返還を求めることとしている。

そこで、これらの医療費援助の返還に係る収納事務を見たところ、次のような事例が見受けられたので、債権管理に関する統一的な取扱基準を定め、適正な管理を行うよう改められたい。

- (ア) 年度を越えた未収入金について繰越調定を行っていなかったもの
- (イ) 未納債権について、納付交渉の経過等を整理する整理票を備えておらず、さらに、督促状の送付以外に十分な納付交渉を行っていないもの
- (ウ) 債務者から納付誓約書等の提出を受けていないなど、消滅時効の進行を中断させる有効な手続を行っていないもの
- (エ) 明確な基準を定めず、債務者の希望に応じて長期間の分納を認めていたもの

【措置結果】

債権管理の適正化については、平成18年度健康福祉局運営方針の中の重点推進課題として取り組みました。

平成19年3月にマニュアルを作成し、職員に周知を図りました。

【居宅介護事業】

イ 居宅介護事業について、債権の適正な管理等を求めるもの（健康福祉局）

【監査結果】

居宅介護事業は平成14年度まで措置制度として運用され、措置された居宅介護に対して対象者が負担能力に応じた額を手数料として本市に納付し、居宅介護に要した費用の全額を本市が指定事業者を支払っていたが、対象者が本市に納付すべき手数料の一部が納付されず現在でも長期滞納となっているものがある。

また、本市が指定事業者を支払った居宅介護支援費(平成14年度までは措置費)について、既に支払った居宅介護支援費の請求内容に、支払い対象に該当しないものが含まれているなどの誤りがあった場合は、指定事業者に対して支援費の返還を求めている。

そこで、これらの債権の管理状況等についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、債権管理に関する統一的な取扱基準を定め、適正な管理を行うよう改められたい。

- (ア) 債務者から、納付誓約書等の提出を受けていないなど、消滅時効の進行を中断させる有効な手続を行っていないため、滞納の理由に関わりなく債権(手数料)の一部が時効の完成により消滅しているもの

(ウ) 明確な基準を定めず、債務者の希望に応じて分納を認めていたもの

[措置結果]

(ア) 平成19年2月に全債務者に対して、催告状、納付書及び債務確認書を送付しました。債務確認書の返送があった債務者について、時効の進行を中断させました。

(ウ) 返還に関する内規を、平成19年8月に作成しました。

原則的に分納は認めないこととし、やむを得ず分納となる場合は、分納理由等について協議・検討のうえ、内規に基づいて返還計画書を提出させ、適正かつ計画的な返還の手続きを取ることにします。

ウ 障害者支援について、給付等の状況を総合的に把握し支援の決定を行うことを求めるもの
(健康福祉局、南区及び緑区)

[監査結果]

ガイドヘルプ事業は、有償のヘルパーが月48時間の利用を限度として利用者の外出の介護を行い、必要に応じて限度以上の利用が認められる。

支援費支給の決定は、障害の種類及び程度、介護を行う者の状況、居宅生活支援費の受給の状況その他を勘案して行うものと定められており、各区福祉保健センター長に事務が委任されている。

しかし、本市独自事業で福祉局が取りまとめているガイドボランティア事業については、ガイドヘルプ事業と内容が類似する事業であるが、各区で利用者ごとのガイドボランティア事業の利用状況を十分に把握しておらず、ガイドヘルプの利用決定は、ガイドボランティア事業の利用に関わりなく行われていた。

については、利用者の各種給付の状況等を総合的に把握し、支援の決定を行うよう改められたい。

[措置結果]

平成19年4月から、四半期毎にガイドボランティアの利用状況について、利用者リスト及び利用回数を健康福祉局から各区福祉保健センターに情報提供を行い、その利用状況を踏まえ、ガイドヘルプ(移動支援)の支給決定を行う仕組みとしました。

4 平成18年度行政監査(監査)結果報告(平成18年9月29日監査報告第3号)

防犯カメラ利用状況等調査検討事業費(安全管理局)

[意見]

防犯上有効とされている防犯カメラを適切に設置・運用してもらう上で、プライバシー保護への配慮は重要な課題である。本市が策定したガイドラインが各企業等において遵守されているかなど、効果を検証するとともに、引き続き設置者への周知徹底が必要である。

[意見への対応状況]

防犯カメラのガイドラインについては、横浜市商店街総連合会やチェーンストア協会などを通じて、周知を図りました。

また、まちづくり調整局においても集合住宅建設等の際にガイドラインの周知を行っています

。そのほか、防犯カメラを設置する機会の多い事業者に対して、ガイドラインの周知を図りました。

地域防犯マニュアル作成費（安全管理局）

[意見]

市民一人ひとりが実践すべき防犯対策をまとめたものであり、有効に活用していただくために、様々な機会を利用して周知するなどの工夫が必要である。また、パンフレット、マニュアル等の作成配布に当たっては、局と区で重複がないよう事前に調整を図ることが望ましい。

[意見への対応状況]

地域防犯マニュアルについては、防犯に関するイベントに配布したほか、希望される団体に積極的に配布を行いました。

また、マニュアルの内容をホームページに掲載したほか、点字版のマニュアルを作成しました

。あらゆる機会を通じて、市民に対し、防犯対策の普及啓発を図り、犯罪件数が減少しました。安全管理局のホームページ上に、「横濱防犯丸ごとネットワーク」を開設し、パンフレットやマニュアル等に重複等がないよう効率的に区局の防犯対策の取組を共有しています。

地域防犯拠点設置支援事業費（安全管理局）

[意見]

それぞれの地域防犯拠点の状況等を把握した上で、課題がある拠点や新規に立ち上げる拠点に対して市内や他都市の活動事例等を提供し、地域の防犯活動を推進する人材の育成を図るなど、活動の活性化に向けた取組が必要である。

[意見への対応状況]

地域防犯拠点に有効な防犯情報を含めた防犯に関する総合的なホームページを作成し、情報提供を行いました。

また、各区において設置が進み、平成18年末現在で、16区121か所設置されました。

地域の防犯力推進事業費（安全管理局）

[意見]

各地域レベルの防犯支援事業は区役所が主体的に実施し、局は全市的に展開すべき防犯対策事業に力を入れるなど事業の特性に合った執行方法を選択していく必要がある。

[意見への対応状況]

本事業について検討を行い、平成18年度から類似事業に統合し、区役所が地域の実情に応じた防犯対策が行えるように執行方法を見直しました。

安全・安心のまちづくり対策パトロール事業費（安全管理局）

[意見]

地域の犯罪発生状況や、地域住民による自主的なパトロール活動などを把握した上で、各区一律配置の見直しを行い、犯罪発生件数の多い地域や時間帯を考慮するなど、地域の実情に応じた

柔軟な対応が必要である。

[意見への対応状況]

事業実施に際しては、各区でパトロール時間や場所などを柔軟に選択できるように、各区配付枠を設けて、事業を行うようにしました。

事業内に各区40万円の区配付分を設けて、各区の独自性により事業を組み立てることができるようにしました。

住まいの防犯対策推進事業（まちづくり調整局）

[意見]

「住まいの防犯対策出張相談会」及び「防犯セミナー」について、事業の検証を行い、住まいの防犯対策に対する市民のニーズを踏まえた事業の検討が必要である。

[意見への対応状況]

「住まいの防犯リフォーム出張相談」及び「防犯セミナー」については、厳しい本市の財政状況や市民ニーズなども考慮に入れ、平成19年度予算は「防犯セミナー・シンポジウム」の開催を見合わせるとともに、住まいの防犯リフォーム出張相談回数を見直しを図りました。

防災情報通信システム事業（安全管理局）

[意見]

災害対策本部において、より迅速・的確に情報の集約や関係機関への情報伝達が行えるよう「リアルタイム地震防災システム」と「道路防災情報システム」の連携を検討する必要がある。

[意見への対応状況]

「リアルタイム地震防災システム」のサブシステムである「被害情報収集集約システム」と道路局の主管する「道路防災情報システム」との連携に必要な課題整理を行い、現在構築を進めている「危機管理システム（仮称）」を基盤として、本格的に設計・整備を行っていく予定です。

公共建築物耐震対策事業（まちづくり調整局）

[意見]

現行計画の目標年次である平成22年度までの耐震対策の完了に向けて、災害時の重要拠点となる施設を中心に、これまで順次整備が進められてきた。現在、計画の見直しが進められているが、防災拠点としての機能を確保するため、できる限りの早期完了に向けて確実に耐震対策を推進していく必要がある。

[意見への対応状況]

平成18年度末に、耐震対策事業計画の見直しを行い、早期完了に向けて耐震対策を推進しております。

雨水貯留浸透事業（環境創造局）

[意見]

都市開発による雨水浸透面積の減少や近年多発する局地的な集中豪雨は、河川氾濫の危険を増大させており、河川への雨水流出を抑制する本事業は有効な治水対策の一つである。

地域全体で雨水浸透ますを設置した場合の効果を市民に分かりやすく説明して、地域ぐるみでの設置を奨励し、事業の推進を図る必要がある。

[意見への対応状況]

これまでの取組としては、平成16年度に浸透適地である地域住民と「水循環再生実行委員会」を立ち上げ、地域ぐるみでの設置を奨励し、平成18年度までに約800個設置を行った事例があります。

また、18年度に実施した地域全体で雨水浸透ますを設置した場合の効果の検証結果については、局のホームページや広報よこはま（平成19年7月）に掲載し広く市民への周知を行いました。

さらに、平成19年度からは市民と協働し雨水浸透ますの設置を進めるため、「住宅用雨水浸透ます設置助成金制度」を設け、現在までのところ、広報よこはま（平成19年7月）による市民への周知に加え、建築士会、住宅メーカー、工事事業者団体等への周知と協力要請を行ってまいりました。

今後も、水循環に対する普及啓発として浸透適地の多い複数区と連携し「区民まつり」等の区民が多く集まる機会や、地域の町内会等に情報を浸透させるとともに普及促進活動を進めていきます。

がけ地緊急対策等事業（まちづくり調整局）

[意見]

台風や大雨によるがけ崩れ被害を最小限に食い止め、一刻も早い事態の収拾を図るには、災害現場に近い区役所での初期対応が可能な体制を整えるなど、機動性を高めることが有効である。

民地でのがけ崩れ災害への初動体制や関係部署との連携について、早期に検討・調整を進める必要がある。

[意見への対応状況]

行政監査の意見を受けて、従来から実施していた「がけ崩れ災害に係る応急仮設、防災シート等の応急措置協定」を見直し、平成19年度以降、民地のがけ崩れ対応は「横浜建設防災作業隊」が対応することに変更し、平成19年3月27日に社団法人横浜建設業協会との間で協定見直しを行いました。

従来は、がけ崩れへの対応のため、横浜建設業協会の会員から各区3社をお願いしていましたが、道路や水路などの応急措置等の対応と重複することもあり、機動力を発揮できませんでした。

見直し後の協定では市内有数の建設会社で組織される「横浜建設防災作業隊」が、区役所からの協力要請を受けて対応することとなり、別協定により各土木事務所からの協力要請で行われる道路・水路の応急対応と民地でのがけ崩れ対応を一体的に行えるようになったため、従来に比べて、機動的ですみやかな初期対応が可能となりました。

この協定見直しによって、「災害現場に近い区役所での初期対応が可能な体制」が整備されたことから、民地でのがけ崩れ災害への初動体制や関係部署との連携について、道路局や市民活力推進局と調整を図りました。

災害時応急備蓄物資整備事業（健康福祉局）

[意見]

協定の締結は進められているものの、細部にわたる取組までは明確にされていないことから、被災時の要援護者の避難及び受入れが円滑に行われるよう、特別避難場所と地域防災拠点との具体的な連携体制や方法を定めておく必要がある。

[意見への対応状況]

災害時要援護者の取組については、国が提示したガイドラインを踏まえて平成19年2月に「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」を策定し、被災時の要援護者の避難及び受入等の避難支援体制を整備するための指針を策定しました。

なお、この「手引き」を基に、今年度から各区で取組を進めています。

また、特別避難場所と地域防災拠点との具体的な連携体制や方法を盛り込んだ各区援護班のマニュアル改定の検討を行っています。

家庭防災員指導経費（安全管理局）

[意見]

家庭防災員の各家庭における防災活動の実効性を高め、隣近所へ防災の輪を広げるため、長年にわたり委嘱されてきた家庭防災員を対象に、高齢者への分かりやすさにも配慮したフォローアップ研修などについて検討する必要がある。

[意見への対応状況]

学識経験者、地域代表者等をメンバーとした「家庭防災員検討委員会」結果を踏まえ、研修を終了した家庭防災員の知識・技術を高めるため、自主活動への参加を促し同活動を積極的に支援していくこととしました。

さらに、テキストについても高齢者への分かりやすさにも配慮し、文字を大きく見やすくするとともに、テキストサイズをA5版からA4版に変更するなど、より充実した家庭防災員制度に見直しを図り、平成19年4月1日から運用を開始しています。

防火水槽整備費（安全管理局）

[意見]

公設の防火水槽設置について、整備の促進を図るため、従来の公園・広域避難場所に加えて、その他の公共用地等の有効利用について検討する必要がある。

[意見への対応状況]

公共用地等の有効利用について、公設防火水槽の安定した整備に向け関係部局等と協議した結果、平成19年12月現在において、防火水槽整備候補地を43か所確保しました。

今後も、整備の促進を図るため、新設される公共施設等に防火水槽が設置できるよう引き続き、関係部局等との協議を継続します。

消防団費（安全管理局）

[意見]

地域の安全安心の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっている。社会環境の変化に対応した消防団のあり方について検討を行う必要がある。

[意見への対応状況]

消防団員に求められる活動の増加に応え、やりがいのある消防団として充実させていくため、

消防団の処遇改善を図ることとし、消防団員に対する報酬等の支払い及び器具置場整備、積載車購入補助事業の見直しについて検討を行い、平成20年4月からの実施に向けた事務を推進しています。

救急業務の高度化の推進（安全管理局）

[意見]

実技実習を受け入れる医療機関などとの一層の連携を図り、気管挿管・薬剤投与を行うことができる救急救命士を計画的に確保する必要がある。

[意見への対応状況]

薬剤投与追加教育における病院実習で、規定時間内に修了できなかった者に対する追加実習を実施したほか、気管挿管実習医療機関を追加し、実習体制の充実・強化を図りました。

神奈川県から認定を受けている救急救命士は、平成18年8月現在で気管挿管24名、薬剤投与35名だったのに対し、平成19年12月現在、気管挿管は47名、薬剤投与は115名に上っています。

太陽光発電の率先導入事業（環境創造局）

[意見]

より一層温室効果ガス排出量の削減効果を発揮させる事業とするため、大規模施設への設置などについて、費用対効果を踏まえて推進する必要がある。

[意見への対応状況]

平成18年度に大規模な太陽光発電の導入について検討を実施し、19年度も引き続き事業化に向けた検討を実施します。

国の補助制度においては、17年度の200キロワット以上という採択基準が、18年度から20キロワット以上に、19年度には10キロワット以上2箇所以上に変更されています。

19年度は国の補助制度を活用し、10キロワットの太陽光発電を学校9校に、30キロワットの太陽光発電を神奈川区役所に設置する予定です。

温室効果ガス排出状況調査（環境創造局）

[意見]

この調査によって得られたデータを活用して、各種の温暖化対策事業による温室効果ガス削減効果を把握する手法の開発が必要である。また、調査結果は、できる限り早く公表されることが望ましい。

[意見への対応状況]

平成18年度は「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の改定と併せて、施策の効果や進捗状況を把握する手法の検討を行いました。今年度は、その手法の検証を温室効果ガス排出状況調査と併せて実施する予定です。手法については、国においても開発を進めており、その状況をみながら検討を進めていきます。

また、平成19年11月には平成17年度温室効果ガス排出量と併せて、平成18年度排出量の速報値を公表しました。

新地域推進計画策定事業（環境創造局）

[意見]

温室効果ガスの排出量削減に向けた各取組の効果を明らかにし、市民、事業者の協力を得ながら温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要がある。

[意見への対応状況]

新推進計画では、家庭、事業所で取り組める効果の高い対策を新たに「10の重点行動」として取りまとめ、その削減効果を示しています。

また、市民・事業者・行政で組織する横浜市地球温暖化対策推進協議会を中心に、普及啓発をはじめとした市民や事業者の行動を促す取組を進めています。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業（環境創造局）

[意見]

小規模な太陽光発電システムの設置に関する国の補助制度が廃止になり、本市の独自補助になったのを機に、住宅用の太陽光発電システムの普及に果たすべき自治体の役割を検証し、今後のこの事業のあり方を検討する必要がある。

[意見への対応状況]

住宅用太陽光発電システムについては、より一層の普及を進める必要があると考えており、国へ補助制度の復活を要望しています。中期計画においては、平成22年度までに2,790件の補助を実施することとしています。

屋上緑化推進事業（環境創造局）

[意見]

アンケート調査の内容等も含め、実績が上がらない原因について詳細な分析を行い、他都市の状況なども参考に事業を見直すことが必要である。

[意見への対応状況]

事業者にとって、より利用しやすい制度にするため、平成19年4月に以下のとおり助成条件を緩和しました。

対象用途地域の拡大（第1種・第2種中高層住居地域、工業地域、工業専用地域を追加）

対象緑化面積の緩和

草類の使用可能面積の上限の撤廃

植栽密度等の条件の廃止

また、リーフレットを分かりやすく改訂し、横浜建設業協会や横浜市建築事務所協会など関係団体への事業説明を行うとともに、配布場所を増加する等のPRも積極的に行いました。その結果、申請件数が増加し、2月末日現在での助成件数は11件となっています。

（参考）助成状況

	助成件数	緑化面積	助成金額
平成17年度	2件	44.9 m ²	830,000円
平成18年度	2件	55.5 m ²	690,000円
平成19年度 (2月末日現在)	11件	570.35 m ²	4,216,000円

ヒートアイランド対策事業（環境創造局）

[意見]

ヒートアイランド現象は、広域的な影響もあることから、対策の対象・規模に合わせた調査の方法を検討するとともに、広域での連携が必要なものについては、調査、研究データを近隣自治体と相互に活用することが求められる。

[意見への対応状況]

現在行っている調査研究は、今後、効果的な対策を策定していく上で重要な基礎資料となるものです。

特に、都心部におけるヒートアイランド対策に活用するため、地域特性に合わせた調査としては、平成18年度は日本大通り地区において屋上・壁面等の緑化や保水性舗装などの対策を導入した場合の温度変化を検証するためのシミュレーションを実施し、環境科学研究所でとりまとめた調査結果を「ヒートアイランド対策アクションプラン」素案作成に反映しました。

また、19年度は、みなとみらい地区でシミュレーションを実施しましたが、調査結果は今後の施策に活かしてまいります。

調査、研究データの相互活用については、八都県市首脳会議におけるヒートアイランド対策の調査・検討の際に、各都県市がデータを提供するなど、相互活用をしてまいります。

環境影響評価審査事務費（環境配慮型公共工事ガイドラインの策定）（環境創造局）

[意見]

公共工事における環境配慮の視点については、既に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」や「公共事業事前評価制度」に盛り込まれており、これらの計画、制度との重複について整理する必要がある。

[意見への対応状況]

公共工事ガイドラインについては、関係局と調整し、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」や「公共事業事前評価制度」との重複について整理を行い、都市経営執行会議で報告の上、「公共工事環境配慮ガイドライン」として策定し、平成19年4月から大規模な工事を対象に試行を開始しております。

公共建築物省エネルギー推進事業（省エネルギー設備導入計画策定）（まちづくり調整局）

[意見]

省エネルギー設備導入計画に沿って安定的に設備改修を実施するため、事業費の確保については、予算におけるメリットシステムの活用も含め関係局と調整する必要がある。

[意見への対応状況]

学校における省エネルギー設備導入については、既存の予算内で、省エネルギー機器の導入を図ることとし、平成19年度から、給食室改修工事への高効率給湯器導入、トイレ改修工事における照明センサーの設置を、標準仕様としました。また、平成19年度、20年度に行われる職員室冷暖房機更新においては、蓄熱式空調機を採用し、省エネルギー及び地球環境に配慮した機器を導入します。

メリットシステムについては、行政運営調整局との調整を行いましたが、予算科目において不

用額が生じていないため、対象外との見解でした。

郊外部交通改善事業（スムーズ交差点プラン）（道路局）

[意見]

整備箇所の選定基準を市民に公表した上で、整備が遅れている原因となっている用地取得について、各々の状況に合わせた対応を工夫し、整備を促進していく必要がある。

[意見への対応状況]

杉田交差点については、共同事業者である国土交通省に対し、用地取得促進に向けた個別の対応を申し入れています。

その結果、宅地と道路の接続問題があった土地について、国土交通省の工事に合わせ取得できることになりました。

不動坂交差点については、整備促進に向け、交通量等状況の変化に合わせた事業全体の見直しを行うことにより、地権者の理解を得やすくなり用地取得など整備の促進が見込まれます。

P C B 適正処理推進事業（資源循環局）

[意見]

P C B 廃棄物による環境汚染や健康被害を未然に防ぐため、今後も届出がされていないP C B 廃棄物等について把握する仕組みを検討する必要がある。

[意見への対応状況]

P C B 廃棄物による環境汚染を防止するためには、P C B 廃棄物の適正保管・処理の周知が重要です。このため、平成16年度には、当局が市内約10万事業所に事業系ごみに関するアンケート調査を実施した際、P C B 機器を使用又は保管している場合は届け出るよう記載した「お知らせ」を同封して周知を図りました。

また、当課のホームページでP C B 機器を保有している事業所はP C B 特別措置法に基づく届出をするよう案内しています。

この他、事業者に対して直接確認することが有効だと考えられるので、定常的に実施している事業所への立入調査時に、必ずP C B 機器の保有の有無、P C B 特別措置法に基づく「P C B 廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の提出の有無を確認し、該当する事業所について届出書の提出等の指導を徹底しています。

（平成18年度の実施状況）

全立入件数 552件

P C B 使用の疑いがある機器について確認指示件数 16件

届出書提出指導 3件

第4 市長からの要求監査

1 監査結果報告（平成18年9月27日監査報告第4号）

[意見]（交通局及び行政運営調整局）

不適切な事務執行により、行政路線補助金の13億円余の過剰な計上と繰出しがあり、長年にわたり発見されなかった。これによって横浜市の行政運営に対する市民の信頼を大きく損ねることとなった。

交通局及び行政運営調整局は、職員一丸となって再発防止に努め、失った市民の信頼を一刻も早く回復するよう取り組まれない。

[意見への対応状況]

(交通局)

再発防止策としては、行政運営調整局等の繰出金所管局において、一般会計から公営企業会計に対する、総務省繰出基準に基づかない任意繰出金（高速鉄道事業会計に対する資本費負担緩和分企業債利子補助金など）の要領等を策定し、平成19年4月から運用を開始しています。

交通局では、これらの要領等に基づき、定められた繰出金算定方法や事務手続、日程等を遵守し事務を行っています。

職員のコンプライアンスに対する意識を高め、平成18年9月1日に局内にコンプライアンス推進委員会を設け、外部の方を招いての取組を進めてきたほか、管理職向けの研修も行ってきたところです。

また、本来職場で問題があればまず上司等に相談することが望ましいところですが、重要な指摘であっても見過ごされる可能性もあることから、上司等への相談以外の窓口として、ヘルプラインを設けました。このほか、平成19年7月25日から業務を遂行する上で、「法令等に違反していないか」、「不当な扱いとなっていることがないか」など、常に問題意識を持てるよう「業務の再点検」を実施しています。

今後「改善型公営企業」として市からの任意補助金に頼らない自主自立の経営を目指していきます。

(行政運営調整局)

繰出内容や積算根拠の明確化を図るため、一般会計から公営企業会計に対する総務省繰出基準に基づかないすべての任意繰出金19項目について、明文規定を策定し、平成19年4月1日から運用を開始しています。

また、「平成19年度予算編成・執行体制づくりの基本方針」(平成18年9月14日局長通知)において、全職場における公正・適正な事務執行を徹底するとともに、全事業について積算根拠などの確認・点検を事業所管課のみならず、経理担当課においても十分行うよう、指示しました。

さらに、平成19年度予算編成から、金額等の根拠に関する確認を徹底するため、予算関係資料の様式についても、改善を図っています。

第5 包括外部監査

1 平成12年度第包括外部監査結果報告（平成13年3月23日公表）

横浜市の交通事業に係る財務の事務の執行および経営に係る事業の管理

第2章 外部監査の結果

6 関連団体への委託契約（交通局）

平成11年度において、交通局と関連団体である「横浜交通開発株式会社（以下、交通開発）」、「財団法人横浜市交通局協力会（以下、協力会）」との間の契約を次に示します。

高速鉄道事業

No	契約名	内容	相手先	金額
2	高速鉄道事業の付帯業務に関する協定書	高速鉄道の駅構内の清掃業務、広告物の掲出および撤去業務等	協力会	329百万円

6.1 随意契約

[監査結果]

前述の契約はすべて随意契約によっております。地方自治法第234条によると売買、賃借、請負、その他の契約は一般競争入札によることが原則とされ、例外的に随意契約によることとされています。地方自治法施行令第167条の2には、随意契約による場合としての理由が列挙されており、その中で、その性質又は目的が競争入札に適さないものであることが記載されています。

交通局で随意契約となっている理由について説明を受けました。主な理由は以下と考えます。

交通局の退職者であれば、交通事務への理解が深く上記事務を効率的に行うことができる。

定期券発券装置の操作や、清掃の手順等には専門的な技術が要求されるため、他の業者との間での競争入札がなじまない。（清掃の手順は、バスの運行状況を把握する必要がある等）

基本的には両団体の囑託等人件費実費の積み上げにより算定しているため、他の民間業者より安価になる。

業務の専門性については、定期券発売業務は、基本的に装置類はすべて交通局が支給しており、労働力の提供を受けているにすぎず、機械の操作等について特殊な技能が必要とは考えられません。また、清掃業務についても段取り等について、マニュアル化する等の対応で他社が参入する余地はあるものと考えられます。委託金額が安価かどうかについては、実際に競争入札をかけてみて判断すべきものですが、民間業者からの見積りを取る等の検討はしていません。

従って、これら関連団体との契約について随意契約とする積極的な理由はないものと考えられます。

[措置結果]

ア 定期清掃業務については、平成18年度から全駅を競争入札としました。

イ 駅植栽業務については、平成18年度から他課が競争入札で実施している鉄道施設周辺部の植栽・除草委託業務に含めました。

ウ 車両清掃管理業務と使送業務については、平成18年度から直営としました。

エ 日常清掃業務については、平成19年度に全32駅のうち14駅で競争入札を導入しました。平成20年度は、さらに9駅を競争入札とします。

2 平成15年度第包括外部監査結果報告（平成16年2月20日公表）
「公の施設の管理運営」に係る監査

第3章 公の施設の管理運営

2. 公の施設にかかる財産、歳入歳出

(1) 公の施設の数

公の施設を管理する体制を構築することを求めるもの（環境創造局）

[意見]

公有財産台帳その他の管理台帳で土地及び建物を公の施設として定義付けて、これらを管理していないため、施設にかかる行政コストを算定するために施設の取得価額等の財産調べができません。

事務事業コストの削減を進めるためには、公の施設にかかる運営コスト及び間接コスト等の行政サービスコストを算定することは必要であり、これらを把握する体制を構築しなければならないと考えます。

[意見への対応状況]

本市が管理する公園は昭和31年都市公園法制定から19年3月末現在2,532箇所あり、このうち野球場・テニスコートなど有料施設がある公園や公園プールなど平成16年度から18年度までに指定管理者により管理を行っている公園・施設については、運営コストの算定は行っております。

また、公園の新設には、様々な手法があり、特に用地の取得に当たっては市直買、地権者からの借地（使用貸借）、先行取得用地の買替、国有地の無償借受け、国有地の一部有償直買等々あるほか、整備後公園用地も含めて引継ぎを受ける開発提供公園があります。

これらのことから、行政コストを算定するための施設の土地及び建物の取得価格等について、新規取得施設については平成19年度から公有財産台帳へ記載しています。また、既存施設についても、調査のうえ公有財産台帳に記載していきます。

(3) 選定した公の施設にかかる行政コスト計算

施設別の行政コスト計算書の作成と情報開示を求めるもの（環境創造局）

[意見]

公の施設にかかる行政コスト計算は、他都市や民間の類似施設との比較を容易にし、施設の管理運営に関する問題点の改善に向けた分析に有用です。また、これを行政評価の手法の一部として活用し、広く市民にその内容を情報公開することが必要と考えます。

[意見への対応状況]

環境創造局では、野球場、テニスコートなどの有料施設のある公園を中心にして、順次指定管理者による管理に移行しております。施設別の行政コストの計算については、指

定管理者の公募の際に、公園・施設別に「目安となる管理経費」を積算し、ホームページなどで公表しております。

今後も、指定管理者制度導入の進展にあわせて、コスト計算の対象施設を広げるとともに、コストを意識した効率的な施設運営に努めてまいります。

第4章 動物園報告書

6. 入園者数

(4) 入園者による受益者負担

野毛山動物園の受益者負担についての検討を求めるもの（環境創造局）

[意見]

現在、入園料が無料である野毛山動物園は、他の無料公立動物園に比較してその規模が大きく施設も充実していることから、入園者1人当たりの経常経費負担は708円となっています。入園者に対する受益に応じた負担について検討されることが望まれます。

[意見への対応状況]

野毛山動物園の長年無料で運営してきた経過や小さな子どもを主体とする利用実態及び3動物園の中での「動物園デビュー」としての位置付けなどを総合的に判断し、ネーミングライツの導入など、多角的収入の確保に努めて市費負担の軽減を図り、当面の間は入園料無料を継続します。

第5章 横浜美術館報告書

12. 美術品管理

(2) 美術品の地震対策

美術品収蔵庫の地震対策を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

収蔵庫における美術作品の保管についての地震対策が万全であるとは思われません。美術品の安全な保存は美術館の責務であると考えます。地震対策への現状可能な範囲での対応とともに、設備的な改善についても検討する必要があります。

[措置結果]

美術館5階及び6階の一部の収蔵スペースについては、平成18年度に棚の固定や落下防止ネットの設置などの地震対策を講じております。これにより、既に対策を終えた6階の一部及び7階の収蔵スペースと併せ、美術館の収蔵スペースすべてについて、地震対策を完了しました。

第6章 スポーツセンター報告書

12. 情報システム

(1) 横浜市市民利用施設予約システムにおける業務委託

随意契約による業務委託の積算内容及び積算費用の見直しを求めるもの（市民活力推進局及び環境創造局）

[意見]

予算要求時の横浜市市民利用施設予約システムにおける業務委託の査定にかかる、総務

局と同システム所管3局による協議がなくなったことにより、所管3局が業務委託費用の積算を査定することになりました。しかしながら、所管する3局は積算の基礎の一部としているHOSTコンピュータにかかる委託先で発生しているリース料や回線使用料等について明確に把握していません。IT環境、対象施設数の増加等により業務委託の内容が変化していることもあり、積算内容及び積算費用の見直し、さらに、随意契約の見直しについても検討する必要があるのではないかと考えます。

[意見への対応状況]

(市民活力推進局)

平成17年度の委託契約から、積算内容及び積算費用の見直しを行いました。

契約方法の見直しについては、平成19年度末に現在の委託先におけるコンピュータのリース契約が切れるため、平成20年度から、より費用対効果の高いシステム運用ができるよう、関係部署と連携を図りながら準備を進めております。

平成20年度から、これまで一括随意契約としていたものをシステム運営保守、機器リース、予約センター業務などに分割したうえで、内容に応じて競争入札も含めた方法により、契約します。

(環境創造局)

平成17年度の委託契約から、積算内容及び積算費用の見直しを行いました。

契約方法の見直しについては、平成19年度末に現在の委託先におけるコンピュータのリース契約が切れるため、平成20年度から、より費用対効果の高いシステム運用ができるよう、関係部署と連携を図りながら準備を進めております。

平成20年度から、これまで一括随意契約としていたものをシステム運営保守、機器リース、予約センター業務などに分割したうえで、内容に応じて競争入札も含めた方法により、契約します。

3 平成16年度第包括外部監査結果報告(平成17年2月18日公表)

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体に関する財務事務の執行及び経営にかかる事業の管理」に係る監査

第3章 会社の管理運営

4. 債務負担行為

(6) 財政運営健全化への期待

先行取得依頼資産の買取りスケジュールに整合した債務負担行為の適切な設定を求めるもの(行政運営調整局)

[意見]

横浜市土地開発公社(以下「開発公社」という。)と財団法人横浜市建築保全公社(以下「保全公社」という。)において、横浜市の依頼により土地と学校校舎を取得するいわゆる先行取得がなされており、これらは後年度に横浜市が買い取る契約になっています。

旧自治省通知では「先行取得依頼土地の買取りにかかる債務負担行為の設定」を明記し

ています。横浜市は、この通知を受けて、旧自治省通知以降の取得については、取得依頼土地にかかる調達資金である開発公社の銀行借入金につき「市中の金融機関が公社に融資することにより損失を生じた場合の補償」としての債務負担行為と、土地の購入義務にかかる債務負担行為の2種類を適切に設定しています。しかし、それ以前の土地取得については、損失補償にかかる債務負担行為のみが設定されており、横浜市の土地の購入義務にかかる債務負担行為は設定されていません。横浜市の財政状態の劇的な改善が見込まれない中で、未設定の債務負担行為を直ちに全額設定することに実務上の困難さが予想されることから、「土地開発公社経営健全化計画」等により開発公社の保有土地の処分計画を策定し、これを進ちょくしていくことで保有土地の縮減を図るべく、努めています。そこで、横浜市はその処分計画に整合した土地の購入にかかる債務負担行為を設定し、その実行可能性を確保すべきであると考えます。

保全公社に先行取得を依頼した学校校舎の購入義務に関しては、従前から損失補償にかかる債務負担行為のみが設定されており、校舎の購入義務にかかる債務負担行為は設定されていません。横浜市は、直ちに先行準備資産としての学校校舎の買い取り計画を策定し、計画に整合した学校校舎の購入にかかる債務負担行為を設定し、その実行可能性を確保すべきであると考えます。また、先行取得については、開発公社と同じように今後新たに発生するすべての購入義務についても債務負担行為を設定しなければならないと考えます。

こうすることによって、横浜市が開発公社や保全公社に取得を依頼した土地や学校の買取りを先送りする間に金利が膨れ上がるといった事態や、横浜市が購入代金を支払わないまま公園や学校などに供用するといった、不健全な財政運営に一定の歯止めがかかるものと期待できます。

[意見への対応状況]

本市では、開発公社の市中金融機関からの借入金に対する損失補償として、当該年度の取得額を含めた債務負担行為の設定をこれまでも適切に行ってまいりました。

また、平成15年度以降、毎年度の予算編成の中で、開発公社をはじめとする外郭団体の借入金や一般会計等の市債残高への対応など「中期財政ビジョン」に基づく「持続可能な財政の確立」に向けた取組を着実に進めています。

したがって、公社土地の一般会計等での買取りについては、各年度の財政状況を踏まえ、全市的な視点に立って対応してまいりますので、公社が保有している個々の土地ごとに債務負担行為の設定を行うことは考えておりません。

なお、公社の経営改善については、平成16年度に経営健全化計画を策定し、総務省から公社経営健全化団体の指定を受け、平成21年度までに保有額の縮減及び供用済土地の解消等の目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。平成18年度末で計画数値2,249億円を98億円上回る2,151億円に保有額を縮減しています。

第5章 財団法人横浜市建築助成公社報告書

5. 建物・駐車場事業

(2) 建物事業にかかる収支状況及び財政状態

補助金のあり方など覚書の内容の見直しを求めるもの（都市整備局、財団法人横浜市

建築助成公社)

[意見]

財団法人横浜市建築助成公社(以下「助成公社」という。)が横浜市からヨコハマポートサイドビルを買い受ける際の民間金融機関からの借入金の償還等を円滑に行えるようにするために、横浜市から助成公社に補助金が交付されています。しかしながら、この補助金の交付は、助成公社あるいは建物事業全体ではなく、ヨコハマポートサイドビル単独を一つの事業区分と捉え、損益ベースではなく資金収支ベースでのマイナスを補ってんしています。しかも、この資金収支の不足には土地代にかかる借入金の償還金も含まれています。企業会計ベースの損益が黒字である助成公社に対して、経営支援としての補助金をはたして有効なものか疑問であり、補助金のあり方など覚書の内容を見直すべきです。

[意見への対応状況]

助成公社に対し、ポートサイドビルを買い受ける際の借入金の償還等が円滑に行えるよう、補助金を交付していましたが、平成19年度をもって交付を終了します。

7. 事業の課題

(1) 債権回収会社(サービサー)への回収業務の委託化の検討

債権回収会社(サービサー)への回収業務の委託化の検討を求めるもの(財団法人横浜市建築助成公社、まちづくり調整局)

[意見]

長期延滞債権の回収交渉や督促時においては、より専門的な交渉能力が必要です。しかしながら、長期延滞債権の回収を担当する職員の半数はその雇用期間に期限(上限4年)がある横浜市退職者であることから、組織内で継続的に担当者の人材育成を行っていくには一定の限界があるのではないかと考えられます。

このような現状を踏まえた場合、回収をより効率的・効果的に行うためには債権回収会社(サービサー)といわれる債権回収の専門業者に回収業務を委託化する方法が考えられます。委託化による費用対効果を総合的に勘案し、回収業務の委託化を総合的に検討する必要があるものと考えます。

[意見への対応状況]

融資債権回収業務について、平成19年度から債権回収会社に業務を委託しました。

第7章 横浜市土地開発公社報告書

4. 土地の取得、造成その他の管理、処分事業

(4) 供用済み土地

星川二丁目土地を供用済み土地として処置することを求めるもの(横浜市土地開発公社、行政運営調整局)

[監査結果]

星川二丁目土地については、事業化が確定するまでの間、保土ヶ谷区役所に無償貸付を行うという暫定利用の状態にあります。相鉄線の星川駅付近という立地条件の良いところにあるため、一部の土地を除き、広場・花壇・グラウンドとして一般に利用されてい

ます。土地利用の実態から見れば、公園用地として実質的に供用されていると認められます。横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、この土地を供用済みのものとして認識し、緑政局に対して土地の買取りを要求することを求めます。

[措置結果]

開発公社では、所管局である環境創造局（旧緑政局）に対して、平成18年3月及び8月に、文書等により、活用方針の明確化と早期の買取りを要求しました。

この結果、平成19年度から平成23年度までの間に公園及び遊水池事業用地として、買取ることになりました。

(5) 平成16年度から18年度までに事業化する土地

舞岡町（2）土地の事業化の目途を求めるもの（横浜市土地開発公社、行政運営調整局）

[監査結果]

都市計画局所管の舞岡町（2）土地は、中期土地利用計画の活用分類の中で、「平成18年度までに事業化する土地」と位置付けられています。しかし、平成16年12月現在、事業化の目途が立っていません。今後どのように活用していくのかの方針を明確にする時期に来ています。また、横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は所管局に対して買取りを求める必要があります。

[措置結果]

開発公社では、所管局である都市整備局（旧都市計画局）に対して、平成18年3月及び8月に、文書等により、活用方針の明確化と早期の買取りを要求しました。

これまで進めてきた企業誘致等が厳しい中で、所管局において、平成18年度から事業化の検討を行っており、今後買取り時期及び方法について、協議していきます。

(6) 事業の時期未定の土地

事業化の推進と土地の早期買取りに向けて改善を求めるもの（行政運営調整局、横浜市土地開発公社）

[意見]

矢向一丁目土地等のように事業化の進展が見られる土地がある一方で、依然として貸付による暫定利用とされたままの土地が多く見られます。土地の活用により地域秩序を整備し、市民福祉の増進に寄与とする横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）の役割からすれば、開発公社は土地の買取りを所管局に積極的に働きかけていく必要があると考えます。

[意見への対応状況]

開発公社では、所管局である環境創造局（旧緑政局及び旧下水道局）、都市整備局（旧都市計画局）及び道路局に対して、平成19年7月に、文書等により、活用方針の明確化と早期の買取りを要求しました。

行政運営調整局としても引き続き、開発公社とともに、各所管局に対して活用方針の明確化と早期の買取りを働きかけていくとともに、開発公社の経営健全化計画に基づき、買取り費用の確保に努めてまいります。

(7) 利用見込みのない代替地

代替地の処分に向けて改善を求めるもの（行政運営調整局、横浜市土地開発公社）

[監査結果]

利用見込みのない中沢町土地、東俣野南町土地ほかの代替地については、横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）の保有を無期限で継続すべきではなく、有効な代替需要が将来的にも見込めないのであれば、山林、雑種地は緑地保存、あるいは公園とする等、土地活用の方針を明確にし、早期買取りするよう開発公社は緑政局に対して働きかける必要があります。開発公社が保有を継続するのであれば、一定の買取り期限を設ける等、提案するべきです。

[措置結果]

開発公社では、所管局である環境創造局（旧緑政局）に対して、平成19年7月に、文書等により、活用方針の明確化と早期の買取りを要求しました。

行政運営調整局としても引き続き、開発公社とともに、所管局に対して活用方針の明確化と早期の買取りを働きかけていくとともに、用途変更を含めて処分を検討してまいります。

(8) 土地の不法占有

不法占有状態の排除に向けて改善を求めるもの（横浜市土地開発公社、行政運営調整局）

[監査結果]

道路局所管の公田町土地、都市計画局所管の舞岡町（2）土地、緑政局所管の下川井町土地が不法占有されています。不法な占有を長期間続けることは望ましくなく、横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）と所管局が一体となって不法占有を排除するよう対応すべきです。また、相手方に賃料を請求することも検討する必要があります。

[措置結果]

道路局所管の公田町土地については、不法看板設置団体に対して、開発公社と本市道路局で再三、文書等により看板撤去の要請を行いましたが、協力が得られません。このため、法的措置の手続を含めた対応について、道路局と協議をしています。

都市整備局所管の舞岡町（2）土地について、耕作部分については、平成18年度から、開発公社が本市に一時使用承認を行い、都市整備局が地元管理運営委員会に有償貸付を行っています。野球グラウンド部分については、平成18年度から、開発公社が本市に一時使用承認を行い、戸塚区が地元管理運営委員会に使用承認しています。資材置場等の越境部分については、隣接地主の鳥小屋等を除いて、撤去済みであり、管理柵を設置しました。鳥小屋等については、隣接地主に7回にわたり要請文を送付するとともに、面談により移動要請を行ってききましたが、今後、法的措置の検討を行っていきます。

なお、環境創造局（旧緑政局）所管の下川井町土地については、平成17年度措置済みとしています。

4 平成17年度第包括外部監査結果報告（平成18年 1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

第4 監査の結果及び意見

3. 食品衛生業務

(4) 衛生管理業務システム

保守等の契約内容を数値等により明確にすることを求めるもの（健康福祉局）

[意見]

衛生管理業務システムの保守については、平成16年4月の稼動以降B社に委託されている。契約は「システム保守一式」として締結されており、業務内容は仕様書によって主として次のとおりとされている。

障害発生時の一次調査及び切り分け

障害発生時のデータサーバー復旧作業

データサーバー点検

システムサポートデスク

しかし、各業務について具体的な要求（達成）水準が示されておらず、契約上の業務範囲や保守部品の費用負担など責任の所在や各業務のコストが不明である。

今後は、業務ごとに要求（達成）水準や保守部品の費用負担など責任の所在等について、数値等により具体的に定めることで、契約の履行確認をより客観的に行うとともに、コストを明確化し費用対効果の検証を行うことが求められる。

なお、衛生管理業務システムの保守で導入が考えられる要求（達成）水準等を以下に例示する。

表2 要求（達成）水準の例

項目		分類	規定値
障害発生時の一次調査及び切り分け	障害通知時間	信頼性	30分以内
	ネットワークからの切り離し		1時間以内
	調査報告期限		3日以内
障害発生時のデータサーバー復旧作業	障害回復時間	信頼性	4時間以内
	費用負担	責任分担	1回の交換部品代は5千円まで受託者負担
データサーバー点検	サーバーの点検	責任分担	月1回
	バックアップの確認		週1回
	費用負担		1回の交換部品代は5千円まで受託者負担
	システム稼働率	性能	99%以上
	システム応答時間		5秒以内
	CPU負荷率		75%以内
	回線負荷率		90%以下

項目		分類	規定値
システムサポート デスク	連続稼働率		99%以上
	サポートデスク対応時間	信頼性	毎週月～金曜日 9時～18時
	サポートデスク回答時間		1時間以内
	サポートデスク応答までの時間		5分以内

[意見への対応状況]

契約要求（達成）水準について、下表のとおり、平成20年度の契約内容に盛り込みます。

表 要求（達成）水準

項目		分類	規定値
障害発生時 一次調査及 び切り分け	障害通知時間	信頼性	30分以内
	ネットワークからの切り離し		3時間以内
	調査報告期限		3日以内
障害発生時のデ ータサーバー復 旧作業	障害回復時間	信頼性	4時間以内
データサーバー 点検	サーバーの点検	責任分担	年2回
	バックアップの確認(食品衛生課サポート)		週1回(連絡確認)
	システム稼働率	性能	99%以上
	システム応答時間		5秒以内
	CPU負荷率		75%以内
	回線負荷率		90%以下 (YCAN性能に依存)
	連続稼働率		99%以上
システムサポー トデスク	サポートデスク対応時間	信頼性	毎週月～金曜日 9時～17時
	サポートデスク回答時間		1時間以内
	サポートデスク 応答までの時間		5分以内

5 平成18年度第包括外部監査結果報告（平成19年1月22日公表）

「横浜港の整備運営及びみなとみらい2.1地区を中心とする臨海部開発に関する事業の管理及び財務事務の執行について」に係る監査

第3章 港湾局の事務の執行

2. スーパー中核港湾

(2) 港湾コストの3割低減

港湾コストの低減がどの程度進んでいるかの測定を求めるもの（港湾局）

[意見]

横浜市としては、スーパー中枢港湾に指定された以上、港湾コストの3割低減がどの程度進んでいるかを測定し、目標達成度を検討し、ディスクローズする責務がある。現在、試みている方法に併せ、各船会社にアンケートを取るなど総合的なアプローチを検討されたい。

[意見への対応状況]

コスト低減目標に向けた達成度については、国とスーパー中枢港湾各港で検討を進めてまいりましたが、平成19年11月、国により、貨物量の伸びや、コスト低減施策等を元に行った試算として、平成14年と比較して、コンテナ1本当たりの港湾コストは13%減少したと公表されました。

(3) リードタイムの短縮

リードタイムの一層の短縮を求めるもの（港湾局）

[意見]

上記の指標をもとに今後とも、リードタイムの改善を進められたい。

[意見への対応状況]

本牧ふ頭BCコンテナターミナルにおける、搬入から搬出許可までの所要日数についてターミナルオペレーターから提供されたデータを基に測定したところ、平成19年度時点で、1日で搬出可能となった貨物は約61%、2日で搬出可能となった貨物は約16%であり、それぞれ前年より6ポイント、1ポイント上昇しました。

今後は、京浜港物流高度化推進協議会などを活用し、国や関係業界などと連携を図りつつ、リードタイム短縮に向けた検討を引き続き進めていきます。

(4) インセンティブ制度

インセンティブ制度の拡充を求めるもの（港湾局）

[意見]

新たな定期航路の開拓や取扱数量を伸ばすために、大量取扱者にインセンティブを与えることは効果的と考えられるが、インセンティブを享受する機会が少ないその他の利用者の便益も考えて使用料・インセンティブの内容を検討していくことも、公共性の観点からは検討されたい。

また、現在のインセンティブ制度は、入港料を除けば、公共ふ頭を使用する船会社に効果が限定されてしまう。横浜港のコンテナの取扱数量の7割以上を扱う財団法人横浜港埠頭公社のコンテナターミナルについても、港湾局が指導的な立場から効果的なインセンティブ制度の導入を働きかけられたい。

[意見への対応状況]

インセンティブ制度の利用状況や効果の分析を行い、制度を一部改正し、平成20年4月に施行します。

また、財団法人横浜港埠頭公社では、本市の指導を受け、横浜港の利用促進、コンテナ取扱量の増加につながる料金制度等の研究・検討に取り組んでいます。具体的には取扱量が減少傾向にあるターミナルについて、一定個数以上を取り扱った場合のディスカウ

ントなどの研究・調査・検討を行っています。

(6) 港湾施設の稼働率

横浜港のコンテナ取扱可能数量の算出と公表を求めるもの（港湾局）

[意見]

今後は、横浜港がかかえているコンテナ取扱可能数量を算出し、これとの対比で、新たな港湾の建設や改修を行うべきであると考えられる。そこで、適切なコンテナ取扱可能数量の算出方法について早急に検討し、それを公表することが望まれる。

[意見への対応状況]

コンテナの取扱数量は、岸壁延長やコンテナターミナル面積などのハード面だけでなく、運営方式（荷役方式、回転率など）によるソフト面など、様々な要因からなる実績値です。

「取扱可能数量」は、それらの様々な要因を含む目安（標準的な取扱量）として考えています。

施設名		H18 時点での 標準的な取扱量(万 TEU)	H18 コンテナ取扱量 実績(万 TEU)
本牧 ふ頭	A 突堤	40～50	31 ¹
	BC	80～90	86
	D 突堤	60～70 ²	66
大黒ふ頭		60～70	40
南本牧ふ頭		80～90	95
その他		-	3
合計		320～370	320

1 H18は一部移転工事あり

2 D 1～D 3は岸壁改修中で一部しか使用できないため、示した数値より減少する可能性があります。(H18～H21)

公表については、H19年度運営方針振り返りなど、ホームページにて行います。

3. 横浜港大さん橋国際客船ターミナル

(4) 自走式渡船橋

自走式渡船橋の製作・修繕計画の改善を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

過去における自走式渡船橋の製作及び修繕計画は、4号機、5号機の極めて低い利用頻度から見て有効性に疑問が残る。今後は、必要かつ十分な利用計画を踏まえて自走式渡船橋の製作及び修繕計画を実施されたい。

[措置結果]

ア 自走式渡船橋4号機については、客船「飛鳥」が横浜港船籍になったことを契機にバリアフリー化と利用向上の改良を平成18年度に行いました。その結果、平成19年の上期（1月～6月）において20%の稼働率（全稼働45回のうち9回）と有効に利用されています。

イ 修繕計画は、各機種稼働状況や経年劣化状況を考慮して、自走式渡船橋の長期保全計画を策定しました。

なお、老朽化等に伴う渡船橋の大規模改修や更新が必要となった場合、既存渡船橋の稼働状況を踏まえ、保有台数の見直しも含めて費用対効果を検討してまいります。

4. 使用料等

(2) 使用料の条例改定状況

条例による使用料の妥当性の検証を求めるもの（港湾局）

[意見]

経済環境の変化や物価動向を勘案し、現在の使用料の妥当性を検証し、トータルコスト低減化の流れを考慮した上で、適宜使用料の見直しを図られたい。

[意見への対応状況]

港湾施設使用料は原価計算を基本として算定されているため、大幅な価格変動要因が無い施設については、しばらく使用料を改定しておりませんが、平成18年には、ガントリークレーン使用料を従来の使用時間ごとの料金のほか、定額使用料を設定、コンテナターミナル用地使用料については、従来の使用面積当たりの料金のほか、1ターミナル当たり年間50万個以上のコンテナ取扱いがある事業者を対象に、取扱コンテナ個数当たりの料金を改定しています。今後も他の主要港の動向把握や使用状況の把握に努め、必要に応じ改定を行ってまいります。

(3) 港湾使用料と減免額

使用料の減免額の必要性の検討を求めるもの（港湾局）

[意見]

現在策定中の横浜市中期計画 課題と計画の方向性【計画期間：平成18年度～22年度】（平成18年度7月発行）の中において「市税をはじめとした様々な収入の確保などにより、安定した財政基盤を作っていくこと」を課題としている。

その取組の具体的な方向として、「使用料・手数料について、コストに応じた負担という観点から点検し、適正化をはかる。」「様々な減免制度についても点検する。」ことが示されている。

使用料収入の歳入に占める割合が高い港湾局においては、特に、この方向性に従い、使用料の減免制度について個別にその必要性を再検討し、時代の変化等により必要性が低下した減免対象については廃止・縮小するなど、市の財政基盤の強化に資する必要がある。

[意見への対応状況]

継続して減免している案件については、平成18年内に必要性を確認し、平成19年度から財団法人横浜港埠頭公社へのコンテナターミナル用地や関連用地等に対する減免を適時見直しました。引き続き、環境の変化等に応じて減免の見直しを行います。

(4) 減免額の個別検討

駐車場用地の使用料に関する条例の見直しを求めるもの（港湾局）

[意見]

第2駐車場の土地の使用料は、条例上のふ頭用地「その他の地区」の月額150円/㎡を適用しているが、当該使用料は昭和57年以降変更がなく、不動産鑑定士からの意見書を反映した7街区駐車場の貸付料月額705円/㎡と比較し、同一地区にある利用価値に大きな差のない駐車場の土地にもかかわらず、5倍近くの差が生じている。このような状況は著しく経済合理性に欠けている。

また、条例上のふ頭用地「その他の地区」の月額150円/㎡という使用料は、市街地からより離れた本牧ふ頭、大黒ふ頭などよりさらに低い使用料となっている。港湾施設を使用する場合の便益の大きさは市街地か否かでは一概に判断できないが、より細分化された使用料の設定や、駐車場用地として使用する場合の使用料の設定を条例で新たに定めるなど、条例の見直しも含め検討すべきである。

[意見への対応状況]

赤レンガパーク第2駐車場は、暫定駐車場として使用許可しており、条例上の規定はなじまないため、公有財産規則の行政財産の目的外使用料を適用し、平成19年4月から、近隣の7街区駐車場の平成19年度貸付料755円/㎡と同一の貸付料に改善しました。

駐車場用地の減免額の妥当性の検討を求めるもの（港湾局）

[意見]

労働者の通勤手段やそのコストは社会通念上福利厚生費とは考えられておらず、企業が通勤交通費として負担すべき当然のコストである。

横浜港ターミナル運営協会が立体駐車場の整備などの設備投資を実施してきたことは想像に難くないが、一定の規模のもとで駐車場収入を得ている現状を勘案すると、実際の収支状況を把握し、減免額の廃止・縮小を含めその妥当性を検討する余地があると考えられる。

[意見への対応状況]

平成18年度に横浜港ターミナル運営協会から収支報告等を提出してもらい経営状況等の内容を検討し、平成19年度から駐車場用地の減免額については一律縮小（75%→50%）を行いました。

福利厚生施設の使用料の減免の見直しを求めるもの（港湾局）

[監査結果]

現状の単身者寮の利用状況を見る限り、減免理由である福祉厚生施設としての利用の状況についての検証を実施すべき時期に来ている。

また、貴重な本牧ふ頭内の用地の有効利用という観点からも、見直しが必要である。

[措置結果]

今回の指摘を受け、F社と協議を進め、平成21年度に同社において、解体・撤去することで調整を行いました。

(5) 普通財産の貸付料の減額

普通財産の貸付契約における手続上の不備の改善を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

ナビオス横浜の建物及びエスカル横浜の土地・建物については、公有財産貸付契約書の規定により、船員関係者等の宿泊、休憩等の施設としての用途制限がなされている。一般利用者の利用に当たっては、横浜市に対し書面による申請と横浜市の承認が必要と考えられるが当該手続はなされていない。

利用・運営状況等を考慮すると、直ちに一般利用を制限することは難しいが、無償使用の問題と併せて、契約内容について再度検討する必要がある。

[措置結果]

一般利用について、財団法人日本船員厚生協会から承認申請があり、公有財産貸付契約書第10条に基づき承認いたしました。(平成19年5月31日付承認済)

船員福利厚生施設への普通財産の無償貸付について見直しを求めるもの (港湾局)

[意見]

ナビオス横浜及びエスカル横浜の実際の利用状況を見ると、船員関係者よりも一般利用者がほとんどである。

公有財産貸付契約書においても、「貸付物件を船員又は船員の家族及び海事関係者の宿泊、休憩等の施設として使用し、それ以外の用途に使用してはならない。」と規定されていることから、無償貸付はあくまでも船員関係者の利用を前提としている。

ナビオス横浜やエスカル横浜のように一般利用率が高い現状にあって、無償貸付を規定した条例に基づき、無償貸付とすることは疑問である。近年、近隣に民間の宿泊施設が着々と整備されているなかでの無償貸付は、民間施設との不公平感は否めず、過剰に優遇しているとも考えられる。

「船員関係者の福利厚生を図る目的」という公益性のために横浜市が無償貸付を行っている趣旨を鑑みれば、受益者は船員関係者にある程度限定される必要があると考えられる。以下は参考例として示したものであるが、貸付料の減額幅としては、(一般料金 - 船員料金) × 船員関係者利用人数(次表のEの金額)又は船員利用料金全額(次表のGの金額)までが妥当な水準ではないだろうか。

船員関係者の利用に応じた補助・減額等を行うことで、福利厚生の受益者を船員関係者に限定することができ、民間との公平性が図れると考えられる。

[意見への対応状況]

ア エスカル横浜は、貸付目的である船員や海事関係者の厚生施設として機能していることから無償貸付を継続しますが、コンビニエンスストア部分について時価貸付としました。

イ ナビオス横浜は、現在の利用状況から無償貸付は見直し、2分の1減額貸付としました。

(6) 本牧ターミナルオフィスセンター

本牧ターミナルオフィスセンターの入居率の向上を求めるもの (港湾局)

[意見]

平成17年度の本牧ターミナルオフィスセンターの賃貸収入は27,956千円であり管理委託

料として、委託業者に支払った管理料は消費税込みで28,229千円(当初見積額28,131千円)となっており、現状の賃貸収入では管理委託料すら賄えない状態となっている。

引き続き入居率向上に向けた活動を推進する必要があるが、現状の入居水準が続く場合、他の施設に入居している港湾部局や関連団体が入居することや、更に用途転換も含め抜本的な対策も必要である。

[意見への対応状況]

入居率向上を図るため、入居区画の見直し 対象を港運業から海上コンテナ運送業へ拡大を実施した結果、入居率が平成17年度の30%から平成19年度で45%に向上しました。

その結果、貸付料収入が管理委託料を上回りましたが、引き続き入居率向上に努めてまいります。

(7) 横浜航空貨物ターミナル

横浜航空貨物ターミナルの運営状況について抜本的対策を求めるもの (港湾局)

[意見]

現状のままでは次年度以降も使用料の減少傾向に歯止めがかからないことは明らかであり、航空貨物専用上屋という当ターミナルの存在価値すら問われかねない状況にあると言える。

航空貨物の通関業務の規制緩和について当時予想することは困難であったとしても、当ターミナルの現況をこのまま放置することは、当ターミナルを管理する港湾局の責任放棄といわざるを得ない。横浜航空貨物ターミナル株式会社の経営も含め早急に抜本的な対策を講じるべきである。

[意見への対応状況]

平成18年に大手利用者の撤退により大幅な取扱量減となりましたが、輸入貨物についての積極的な営業や管理経費の縮減などを図った結果、収支状況が好転し、取扱貨物量も回復の兆しを見せています。

今後も引き続き羽田国際化の動向を注視しながら、平成19年4月に策定した中期経営計画に基づき、貨物の集積を図るとともに業績向上に努めてまいります。

5. 固定資産

(1) 公有財産の管理

公有財産の整備運用の改善を求めるもの (港湾局)

[監査結果]

資産運用課において、上記のような基本的な処理の誤りが放置されたままとなっている現行の運用体制を抜本的に見直す必要がある。また、施設課などの関係部署との事務連絡体制の見直しにも取り組む必要がある。

[措置結果]

台帳の基本的な処理の誤りは調査・確認し、訂正をいたしました。関係課との事務連絡体制の見直しについては、建設・修繕部門並びにふ頭事務所とともに、港湾施設の引継ぎ及び連絡体制の事務フロー図を作成することで確認していくことにいたしました。

(2) リース資産

リースか買取りかの選択基準の設定を求めるもの（港湾局）

[意見]

港湾局において、リースが有利か買取りが有利かの試算判定を実施すべき具体的な事例を想定し、合わせて明確な選択基準を設ける必要がある。

[意見への対応状況]

リースか買取りかの選択基準の設定を各課に通知し、（平成19年4月24日港湾経第56号）、新たに200万円以上の物品・公有財産を購入・リースする場合、経済性等の比較を検討した上で実施するよう徹底しました。

港湾局のリース資産の管理の改善を求めるもの（港湾局）

[意見]

リース資産と言えども、再リース期間を含めると相当長期間使用されること、また、保管管理責任も港湾局にある点からして、港湾局においては、公有財産の管理に準じてリース資産台帳を作成しこれを常備すべきである。また、現物との照合もリース資産台帳に基づいて行った方が漏れがなく効率的である。

[意見への対応状況]

港湾局のリース資産について、横浜市物品規則等に準じたリース台帳を整備しました。また、重要物品と同様に中間・期末においてリース資産の確認をし、管理を徹底していきます。

(3) 福利厚生施設

住宅施設の有効活用を求めるもの（港湾局）

[意見]

港湾労働法第5条によれば、「国及び地方公共団体は事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらのものに対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない」と規定されている。横浜市も港湾労働者の福祉の増進の一環として時代の要請に応じて低廉な家賃の住宅施設を提供することでその努めを果たしてきたと言える。

しかしながら、以下の表に見られるように港湾労働者は全国的に見ても急激に減少していること、また、社団法人横浜港湾福利厚生協会などが港湾労働者に対して相当規模の住宅施設を提供している状況においては、上記の老朽化した住宅施設の入居者を同協会の施設へ移転させるなどすることにより、土地を含めた住宅施設の有効活用を図ることを検討すべきである。

[意見への対応状況]

平成18年度に見晴橋住宅を廃止し、平成19年5月に施設を解体しました。

なお、既存の住宅施設につきましても、廃止を前提に関係者と調整を進めてまいります。

。

6. 補助金

(2) 横浜港振興協会

市OB職員の人件費に対する補助金について改善を求めるもの（港湾局）

[意見]

市の関係団体が業務上の必要性から市のOB職員を一定期間雇用する際に、その雇用する団体の独自の財源により人件費を支出するならば問題ないが、市からの補助金を財源にしてまでOBの人件費を負担することに一般市民の理解が得られるかどうかは、疑問がある。

なお、平成18年度からは、社団法人横浜港振興協会の市からの受託業務量が減少したことに伴い、専務理事、常務理事の市OB職員は退任し、市派遣職員がその職務を兼務することとなった。これにより市OB職員分の人件費分は補助金交付対象ではなくなった。

[意見への対応状況]

平成18年度から市OB職員に替わり、市派遣職員（現役）がその職務を担うこととなり、市OB職員の派遣は行っていません。従って、補助金も交付していません。

また、平成18年度中に「社団法人横浜港振興協会補助金交付要綱」を改正し、平成19年度の補助金から、市OB職員分を明確に交付対象から除き、今後も交付しないこととしました。

(3) 横浜マリタイムミュージアム

適正な補助金額の検証作業を求めるもの（港湾局）

[意見]

今後は横浜マリタイムミュージアム管理事業に係る補助金として適正な金額を毎年検証した上で、支出を決定するべきである。

[意見への対応状況]

横浜マリタイムミュージアム管理運営に対する補助金については、平成18年度の指定管理者制度導入を機に、当該施設を含めた施設全体の人員体制や業務内容等を検証したうえで、指定管理委託費を支出しています。

これにより、市派遣職員分人件費の2分の1の補助金はなくなりました。

(4) コンテナターミナル厚生施設整備費

補助金の目的外支出について改善を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

市民にディスクローズされている補助金の名目は「コンテナターミナル厚生施設整備費補助金」となっており、補助要綱にも「福利厚生施設」が対象であることが明記されており、上記補助金の一部は目的外である可能性がある。

また、本牧ふ頭BCターミナルは、横浜港メガターミナル株式会社が運営者として認定されており、当該管理棟の管理運営も同社が行っていること、対象福利厚生施設を港湾関係利用者全体が利用できることが補助金交付条件となっていることなど、公共性の観点からは、当該補助金の交付先も同社とすべきであった。

今後は、将来的に補助金対象施設の公共性が担保できるよう措置を講ずる必要がある。

[措置結果]

4階のリフレッシュルームについては、休憩、読書、飲食等に使用するテーブル、椅子に加え、スポーツ器具、健康器具、ソファ等を新たに設置するとともに、関係者に施設の周知を図り、福利厚生施設としての一層の運用拡大を図りました。

また、本補助金対象施設の公共性を将来にわたって一層確実に担保するため、平成19年11月1日にS社及び横浜港メガターミナル株式会社により管理運営委託契約の改正が行われ、福利厚生施設として、より適正に管理運営することが明確にされました。

7. 契約関係（入札による場合）

(5) 委託

入札による委託契約全般について、入札の競争性を高めるための入札制度改革を求めるもの（行政運営調整局及び港湾局）

[意見]

港湾局における入札による委託契約においては、請負工事の場合に比較してその競争性が低いので、入札の競争性を高めるよう入札制度の改革を行う必要がある。

[意見への対応状況]

（行政運営調整局）

行政運営調整局においては、競争性・透明性の確保の観点から平成17年7月から新たな入札・契約制度として、WTO案件につきましては一般競争入札を導入し、WTO案件以外につきましては、公募型指名競争入札を導入し、その対象範囲を段階的に拡大しているところです。

なお、公募型指名競争入札は発注案件ごとに入札参加者を募集する基準を定め、参加者を募るため、参加希望者はその基準を満たせば、すべて指名され入札に参加することができることから、一般競争入札と同様の競争性・透明性の確保が図れる入札制度で、区局契約についても導入するよう依頼し、より一層の競争性・透明性の確保に努めてまいります。

（港湾局）

港湾局が契約する委託業務の入札については、以下のとおり競争性の確保を図りました。

ア 要綱を改正し（おおむね5者 おおむね10者以上）指名業者を拡大しました。（指名業者を拡大した委託案件の平均落札率78.7%（平成20年2月末現在実施59件））

イ 「測量業務」に公募型指名競争入札を導入しました。（平成19年度4件実施）

入札による委託契約について、入札の競争性の確保を求めるもの（行政運営調整局及び港湾局）

[監査結果]

以下の指名競争入札は、結果として入札とは名ばかりになっており、一般競争入札の導入等で広く入札参加の機会を与え、入札の競争性を確保する必要がある。

[措置結果]

(行政運営調整局)

行政運営調整局で契約を行った14件のうち4件につきましては、指名競争入札から公募型指名競争入札に移行し、競争性・透明性の確保を図っております。

引き続き、平成20年度の契約に向けて公募型指名競争入札に移行してまいります。

なお、公募型指名競争入札は発注案件ごとに入札参加者を募集する基準を定め、参加者を募るため、参加希望者はその基準を満たせば、すべて指名され入札に参加することができることから、一般競争入札と同様の競争性・透明性の確保が図れる入札制度で、区局契約についても導入するよう依頼し、より一層の競争性・透明性の確保に努めてまいります。

(港湾局)

港湾局が契約する委託業務の入札については、以下のとおり競争性の確保を図りました。

ア 要綱を改正し(おおむね5者 おおむね10者以上)指名業者を拡大しました。(指名業者を拡大した委託案件の平均落札率78.7%(平成20年2月末現在実施59件))

イ 「測量業務」に公募型指名競争入札を導入しました。(平成19年度4件実施)

入札による委託契約について、入札の競争性の確保を求めるもの (行政運営調整局及び港湾局)

[監査結果]

上記は、いずれも指名競争入札によるものであり、一般競争入札の導入等で広く入札参加の機会を与え、入札の競争性を確保する必要がある。

[措置結果]

(行政運営調整局)

行政運営調整局で契約を行った14件のうち4件につきましては、指名競争入札から公募型指名競争入札に移行し、競争性・透明性の確保を図っております。

引き続き、平成20年度の契約に向けて公募型指名競争入札に移行してまいります。

なお、公募型指名競争入札は発注案件ごとに入札参加者を募集する基準を定め、参加者を募るため、参加希望者はその基準を満たせば、すべて指名され入札に参加することができることから、一般競争入札と同様の競争性・透明性の確保が図れる入札制度で、区局契約についても導入するよう依頼し、より一層の競争性・透明性の確保に努めてまいります。

(港湾局)

港湾局が契約する委託業務の入札については、以下のとおり競争性の確保を図りました。

ア 要綱を改正し(おおむね5者 おおむね10者以上)指名業者を拡大しました。(指名業者を拡大した委託案件の平均落札率78.7%(平成20年2月末現在実施59件))

イ 「測量業務」に公募型指名競争入札を導入しました。(平成19年度4件実施)

(6) 修繕関係の入札

修繕関係の入札の競争性の確保を求めるもの (港湾局)

[監査結果]

いずれの入札においても、1回目と2回目の最低入札者が同じである。また、落札率も加重平均で99.1%と極めて高いものとなっている。

市内の指名業者が5社に限られており、この5社だけで入札が実施されている現状を踏まえ、入札の競争性を高める必要がある。

[措置結果]

港湾局では、平成18年度から指名業者を市内から準市内業者にも拡大し、入札の競争性の確保を図りました。

(7) 船舶の建造及び修繕に関する契約事務

船舶（20 t 以上）の修繕の契約担当局の見直しを求めるもの（行政運営調整局）

[意見]

船舶（20 t 以上）の修繕は定期検査に伴うものが多く、通常数百万円から数千万円（平成17年度実績では、海事広報艇はまどりの定期検査費用は、35,860千円）に達するものである。また、20 t 未満の船舶の修繕の契約事務については契約第二課が行うとしていることとのバランスから見ても、20 t 以上の船舶の修繕の契約事務も行政運営調整局で行うことを検討すべきである。

[意見への対応状況]

船舶の修繕については、平成7年度までは工事として位置づけ、契約第一課（当事は工事契約課）で契約を行っていましたが平成8年にWTO政府調達協定が発効し、この協定に基づく基準では船舶の修繕は「建設サービス以外のサービス」、いわば工事ではないものと位置づけられました。これを受け、平成8年度から船舶の修繕については、工事以外としながらも、契約約款は工事のものを使って引き続き契約第一課が契約を行っていましたが、しかし協定や建設業法上、工事の概念に船舶の修繕は入らないとされることや、事務分掌上、工事でない契約について、工事契約を所管する契約第一課が行うのはどうかという論議の中から、当該船舶の管理上の区分（20 t 以上が財産で、20 t 未満が物品）の違いで契約担当局を判断する現在の分類となったものです。

このように、船舶の修繕については、WTO政府調達協定と本市の事務分担との調整に時間をかけ、実態に合わせた結果、現在の事務区分となったものであり、また、現時点では事務上の混乱も生じておりません。よって、船舶の修繕については、今後、特に事務上の支障が生じない限り、現在の事務区分のままいたします。

8. 契約関係（随意契約による場合）

(4) 委託契約全般に共通した問題点

再委託されている委託契約について関連団体と随意契約することの見直しを求めるもの（港湾局）

[意見]

契約によっては平成18年度以降指定管理者への移行や、直接契約、入札による契約に見直されているものもあるが、再委託されている部分が多く、本当に随意契約による必要性があるのかすべての契約について再度検討する必要がある。

また、清掃、警備といった業務については、一部特殊な業務を除いて特殊性は見出せず、あえて随意契約にする必要性は乏しく原則として入札により発注すべきである。

(7) 大さん橋国際ターミナル管理業務委託 (1)(落札金額329,000,000円)

設計書等によれば、安全管理及び駐車場管理、清掃業務、設備保守点検費が大部分を占めており、これらの業務についてS社に再委託している。この結果、委託先の社団法人横浜港振興協会が直接行う委託業務はホール管理など一部に限られている。

当該委託契約は329百万円と多額であり業務内容も多岐にわたっている。契約内容を見直し、細分化することで委託業務の一部については入札に変更したり、再委託先と直接契約することも可能だったと考えられる。

なお、当該委託業務については、平成18年度から指定管理者制度に移行している。

(イ) 自走式渡船橋運転作業委託 (2)(落札金額12,600,000円)

設計書等によれば委託内容は、保守点検作業料、損害保険料、運転作業料、当直監視などからなり、損害保険料を除く実働作業についてはすべて社団法人横浜港振興協会からJ社に再委託している。同協会が市へ申請した再委託承諾願には、J社への再委託の選定理由として

()自走式渡船橋の運転実績があるのはJ社のみである。

()昭和39年供用以来J社が受託しており、業務の履行状況は良好である。

という旨の記載がなされている。この選定理由からも明らかなように、相当以前から、委託先の社団法人横浜港振興協会に当該委託業務を随意契約で行うことの必要性には疑問があり、随意契約をJ社と直接行うことも可能であったと考えられる。

なお、当該委託業務については、平成18年度からJ社が直接横浜市から委託を受けている。

(ウ) 海事広報艇「はまどり」の管理運営及び運航業務委託 (5)(落札金額68,506,000円)

設計書等によれば、業務は、()管理運営関連業務と()運航関連業務とに分解される。本業務は社団法人横浜港振興協会に委託しているが、同協会は上記の業務のうち運航関連業務を再委託している。設計書の金額ベースでは、当該委託業務の大部分を運航業務関連が占めており、同協会が直接行う管理運営関連業務を大きく上回っている。また、両業務の関連性も希薄であることから、これらの委託内容を一つの随意契約で扱う必要性はないと考えられる。

なお、平成18年度から運航関連業務については、当該契約とは切り離され、入札による契約に変更されている。

(I) 臨港幹線側道等管理業務委託 (7)(落札金額23,560,000円)

設計書等によれば、業務は、主として()植栽管理業務、()清掃業務とに分解される。

本業務は株式会社横浜みなとみらい二十一に委託しているが、同社は上記業務を再委託している。そもそも、市から発注する段階でこれらの業務は切り分けることが可能であり、同社が固有の管理調整業務を果たしていたものとは認められないと考えられる。

なお、当該委託業務については、平成18年度から入札による契約に変更されており、同社には委託していない。

- (オ) 大黒ふ頭他清掃等作業委託 (12)(落札金額43,850,000円)
 設計書等によれば委託内容は、()大黒ふ頭、()出田町・山内ふ頭、()瑞穂ふ頭、()新港ふ頭、()大さん橋地区、()一般国道357号ランプウェイの各清掃である。当該業務は社団法人横浜清港会に委託しているが、このうち()大黒ふ頭(上記()~()の業務の約4割程度)については再委託している。地区ごとに独立した業務であるため、再委託ではなく直接契約すべきだと考えられる。
- (カ) 南本牧ふ頭施設管理業務委託 (15)(落札金額23,886,840円)
 設計書等によれば、業務は、()門衛巡回業務、()道路等清掃業務、()街路樹等剪定業務に分解される。
 本業務は横浜港ターミナル運営協会に委託しているが、同協会は上記3業務のすべてを再委託している。3業務の内容を勘案しても、再委託に付すことの合理性は極めて乏しいものと考えられる。
- (キ) 本牧ふ頭構内清掃業務委託 (17)(落札金額10,510,000円)
 設計書等によれば、業務は、()構内ローダー車運行・塵芥分別収集及び焼却場への運搬作業、()D突堤公衆便所清掃とに分解される。
 本業務は横浜港ターミナル運営協会に委託しているが、同協会は上記業務を再委託に付しており、業務内容を勘案すると同協会が固有の調整機能を発揮する余地は少なく、その意味で、同協会が介在することの必要性は乏しかったものと考えられる。
 なお、当該委託業務については、本牧ふ頭における上屋・荷さばき地等の管理委託(14)と併せて、平成18年度から指定管理者制度に移行している。
- (ク) 金沢幸浦地区等緑地管理業務委託 (19)(落札金額37,240,000円)
 設計書等によれば、業務は、()緑地管理業務、()緑地清掃業務に大別される。
 本業務は財団法人横浜市臨海環境保全事業団に委託しているが、同事業団は上記業務を計3社に再委託している。結局のところ、同事業団が実質的に調整機能を発揮していたかどうかは不明であり、同事業団が介在することの必要性は乏しいものと考えられる。
- [意見への対応状況]
- (ア) 平成18年度から指定管理者制度に移行しており、外部審査委員による選定委員会において、応募者から提案された事業計画、収支計画などを審査し、公平、適正に指定管理者を選定しています。したがって、関連団体とは随意契約をしていません。
- (イ) 平成18年度からJ社との直接契約に変更しており、関連団体とは随意契約をしていません。
- (ウ) 海事広報艇「はまどり」の管理運営及び運航業務委託については、平成18年度から、全体経費の大半を占める運航業務について、社団法人横浜港振興協会からの再委託契約ではなく、横浜市との直接契約としています。
- (エ) 平成18年度から道路局が表面管理を行い、同局が入札で作業会社と契約しており、関連団体とは随意契約をしていません。
- (オ) 平成19年度から大黒、出田町、大さん橋の地区別の契約に分割しました。また、指名競争入札による直接契約に変更しており、関連団体とは随意契約をしていません。
- (カ) 街路樹等選定業務は平成18年度から入札に移行するとともに、道路清掃業務につい

ても平成20年度から入札に移行するため、早期発注を実施しました。

なお、南本牧ふ頭は整備途上で、管理主体が複数であることから、門衛巡回業務を含めた一元的連絡調整が必要となっているため、実績・ノウハウを有する横浜港ターミナル運営協会に委託します。

(キ) 平成18年度に本牧ふ頭の上屋荷さばき地に指定管理者制度を導入する際、指定管理業務の一部としました。(横浜港ターミナル運営協会が指定管理者)

なお、平成19年度にD突堤に指定管理者制度を導入した際、構内清掃と公衆トイレの清掃について、公共コンテナターミナルの指定管理者(横浜港埠頭公社)の業務の一部とする見直しを実施しました。

(ク) 平成19年度から、業務別に3分割(緑地管理、緑地清掃等、巡視点検)し、各々入札による業者選定への見直しを行いました。

発注金額の積算過程の不備について改善を求めるもの (港湾局)

[監査結果]

随意契約は、入札の場合に比して競争原理が働かないため、経済的合理性のある金額で契約するためには、積算過程が極めて重要である。

こうした観点から、港湾局の委託契約に関する設計書(積算書)を見る限り、ほとんど重要視されていなかったり、初歩的な誤りともいべき点が散見された。また、このような設計書(積算書)がそのまま記載され、決裁もされているということは、発注者である港湾局において自局の設計書の作成・点検が不十分であることを示している。平成19年度契約に当たり早急に改善されたい。

(ア) 大さん橋国際ターミナル管理業務委託(1)(落札金額329,000,000円)

この業務は社団法人横浜港振興協会に委託している。設計書等によれば、安全管理及び駐車場管理、清掃業務、設備保守点検費が大部分を占めており、これらの業務についてS社に再委託している。

ところで、横浜市から同協会に委託するに当たり港湾局で作成された設計書と同協会から再委託先のS社に発注した際に作成された委託契約書における「清掃管理業務費」と「緑地管理業務費」について、その金額を比較すると以下のようになっている。

	港湾局設計書	再委託契約書	差額
清掃管理業務費	73,781,919円	33,895,000円	39,886,919円
緑地管理業務費	12,079,125円	5,000,000円	7,079,125円

清掃管理業務と緑地管理業務は基本的にS社に再委託されている。同協会が、当該委託契約によって一定の利益を得ることは当然認められることであるが、上記の2業務についての利益率は100%を超え総額で47百万円となっている。

また、S社に再委託しているこれ以外の業務のうち設備保守点検費だけは、逆に再委託の金額が設計書に比べて5百万円多くなっている。

いずれにしても、港湾局の設計書における積算が適切に行われていないかを示す一例である。

なお、今回上記のような具体的に再委託金額との間に整合性のない積算金額を発見できたのは、同協会に包括外部監査の監査実施通知を出して、詳細な監査を実施できたことによるものである。他の関連団体については、現在の包括外部監査の法規制によって、直接、監査を実施できなかったが、今後は港湾局での独自のチェック体制の確立が望まれるところである。

(イ) 大黒ふ頭厚生センター管理委託 (10)(落札金額16,700,000円)

港湾局作成の設計書によると、運営費、法定運営費、間接運営費について摘要欄に積算の根拠が記載されていない。また、再委託を予定しているものについても、同様に再委託としか記入がなく積算の根拠が記載されていない。

(ウ) 大黒ふ頭他清掃等作業委託 (12)(落札金額43,850,000円)

当該契約にかかる設計書の管理費の内訳に以下の項目が記載されていた。

租税公課 4,300,000円

租税公課の大部分は消費税相当額である。設計書では、消費税抜きで算定し、最後に全体に消費税率を乗じて消費税込みの契約金額を算出している書式であるため、消費税分が二重計算されている。

また、管理費のすべての項目に積算の根拠も記載されていない。

(I) 本牧ふ頭上屋・荷さばき地等管理業務 (14)(落札金額112,075,000円)

港湾局が作成した設計書によると運営費の箇所が以下のようにになっている。

名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1 運営費				60,161,300	
(1)施設の使用調整	242	日	9,000	32,670,000	9,000円/日・人×242日×15人
(2)使用許可事務	12	月	40	240,000	40円/件×500件×12か月
(3)搬入出届入力	12	月	10	2,400,000	10円/件×20,000件×12か月
(4)現場対応(平日)	242	日	6,000	14,520,000	6,000円/回・人×2回/日×242日×5人
(5)休日対応	123	日	5,000	615,000	5,000円/日・人×123日×1人
(6)施設内ゴミ片づけ	242	日	8,000	9,680,000	8,000円/日・人×242日×5人
(7)日報・統計事務	249	日	10	36,300	10円/件×15件/日×242日

これによると(2)使用許可事務、(3)搬入出入力、(7)日報・統計事務について、処理件数に応じて1件当たりの単価が付されて運営費が増加するように作成されている。しかし、これらの事務に要する労力に対しては既に施設の使用調整等の箇所で、委託コストは賄われているものとするのが合理的であり、業務処理量が増加したことに対してコスト補償をすべき必要性は無いものと考えられる。

また上記業務を遂行するのに必要な人員数が何人であるのか、所要人員が点検されている形跡がない。民間企業であれば、人件費を引き下げるべく、常日ごろから業務の見直しを行い、必要人員数の見直しが行われている。市としても、常にコスト削減の観点から、必要人員数の確認を実施すべきである。

(オ) 南本牧ふ頭施設管理業務 (15)(落札金額23,886,840円)

門衛巡回警備業務の積算過程を見ると、物件費の項目があるが、金額は人件費に対して一定率を乗ずるものとして記載されている。物件費とは、字句のとおり作業に必要な

物品を購入するに要する費用であり、門衛巡回警備業務に物件費が発生するのか疑問であるし、発生する場合でも必要額を適切に見積もって算定すべきである。人件費に対して比例的に発生する経費とは認められない。

また、街路樹剪定業務についても、間接作業費の中に共通仮設費という項目が記載されており、直接作業費に対して一定率を乗ずるとの記載となっている。しかし共通仮設費は、足場等の仮設を組む際に要する物品費を集計すべきものであって、人件費に対して比例的に発生する性格のコストではない。

(カ) 本牧ふ頭構内清掃業務(17)(落札金額10,510,000円)

港湾局作成の設計書によれば、道路清掃費が単価168,000円×数量30回=5,040,000円と算定されている。

一方、清掃作業仕様書によれば道路清掃は、「週2～3日」と記載されている。また、内訳書では、前述のとおり道路清掃費、塵芥運搬費とも30回と記載されており、同じ港湾局が作成した文書の中で整合性の無いものとなっている。

[措置結果]

(ア) 平成19年度は、国際客船ターミナルの管理運営に係る人件費や事業費について「建築保全業務積算基準」をもとに積算したうえで、指定管理者と年度協定を締結しました。

(イ) 平成18年度からは、厚生施設を個別ではなく複数施設をまとめて、指定管理者制度に移行しており、外部審査委員による選定委員会において、応募者から提案された事業計画、収支計画などを審査し、適正な金額で契約しました。

なお、平成19年度は、平成17年度の設計の見直しを行い、設計金額を算出して、指定管理者と年度協定を締結しました。

(ウ) 平成19年度からは、適切な設計金額を算出して、指名競争入札により契約しています。

(エ) 平成18年度から指定管理者制度に移行し、外部審査委員による選定委員会において、応募者から提案された事業計画、収支計画などを審査し、適正な金額で契約しました。

なお、平成19年度は、平成17年度の設計項目の見直しを行い、設計金額を算出し指定管理者と年度協定を締結しました。(横浜港ターミナル運営協会が指定管理者)

(オ) 門衛巡回警備業務は、平成19年度から「建築保全業務積算基準」をもとに、適切な積算の見直しを行いました。

街路樹剪定業務は、「土木工事積算基準」をもとに積算を見直し、平成20年度の早期発注を実施しました。

(カ) 平成18年度に本牧ふ頭の上屋荷さばき地に指定管理者制度を導入する際、その範囲の清掃業務を指定管理業務の一部とすることとしました。その際、適切な表記を行いました。(横浜港ターミナル運営協会が指定管理者)

シーリング予算重視の積算根拠の見直しを求めるもの (港湾局)

[意見]

シーリング予算を重視する余り、正しく積算根拠が示されていない契約が散見される。

シーリング予算の中での契約であっても、合理的な積算根拠を残す必要がある。

[意見への対応状況]

平成18年度から指定管理者制度に移行しており、外部審査委員による選定委員会において、応募者から提案された事業計画、収支計画などを審査し、適正な金額で契約しました。

なお、平成19年度は、平成17年度の設計の見直しを行い、積算根拠を明確にして設計金額を算出して、指定管理者と年度協定を締結しました。

(5) その他個別の事項

概算払契約の適切な精算を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

概算払契約における精算が、適切になされていない。委託契約書の内容が遵守されていないことになるので、改善されたい。

[措置結果]

平成18年度は、社団法人横浜港振興協会からの報告書に基づき、適切に精算しました。

また、平成19年度からは、これまでの委託内容(1)を見直して委託先(2)を2箇所にし、事業が適切かつ迅速な対応ができるように改善しました。

(1)・客船誘致推進事業業務委託(セレモニー手配、イベント開催)

・客船誘致推進事業業務委託(シャトルバス手配、警備員手配、イベント設営)

(2)・社団法人横浜港振興協会

・大さん橋国際客船ターミナル指定管理者(相鉄企業株式会社、社団法人横浜港振興協会、株式会社相鉄エージェンシー共同事業体)

隣接地の清掃業務の一括発注を求めるもの（株式会社横浜みなとみらい二十一、港湾局）

[意見]

赤レンガパーク及び赤レンガ倉庫2棟間広場は、その立地上、隣接しているため、清掃業務等も別々の業者に対して発注するのではなく、全体として同一の事業者に一括発注の方が効率的であり、再委託料も軽減される可能性が高い。

実際に、警備業務については、同一の事業者に一括で管理を委託している。このような隣接しあった土地の清掃業務について外部委託する際には、以上のような効率性の観点からの発注に留意すべきである。

なお、赤レンガパークの当該委託業務については、平成18年度から入札による契約に変更されている。

[意見への対応状況]

平成19年12月、北部管理課から行政運営調整局あて赤レンガパーク及び赤レンガ倉庫2棟間広場清掃業務委託の一括発注を実施しました。

(6) 再委託契約及び再々委託契約について

再委託契約について、その実態と必要性の調査を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

随意契約による委託契約のうち、8割近くが再委託に出されている。再委託契約の実態と必要性を調査し、再委託率を引き上げる取組が求められる。

[措置結果]

ア 平成18年度から再委託契約されていた施設管理を指定管理者制度に移行した。

イ 直接契約に変更した。

ウ 業務内容を検証し、専門性のある一部業務除き入札に変更した。

その結果、平成19年度では平成17年度契約ベースでの再委託契約の割合が件数で27.9%が7.1%、金額で78.4%が45.7%と大幅に引き下がりました。

再々委託契約について、その実態の調査と改善を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

もともと再委託によって発注コストが割高になっているのではないかとの一般的な指摘は多い。

これがさらに再々委託されている場合には、この傾向は高まるのであり、再々委託契約の実態を把握して、例外的に合理的な理由がある場合を除いて、再々委託契約がなされないように改善すべきである。

[措置結果]

平成19年4月13日付けで、各課に再々委託の実態を調査し、再々委託の見直しを図りました。

本牧ふ頭緑地管理業務委託については、平成19年度契約に際し、業務（緑地業務、清掃業務）別に分割し、入札に移行する見直しを行いました。

第4章 財団法人 横浜港埠頭公社

2. 公社全体の経営状況

(4) 財務状況の総合的分析

中長期的な資金計画の立案及びその運用を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）

[意見]

確かに、ふ頭建設に伴う資金調達は、バース規模に応じて、国・市・公社の負担割合が決められており、最長30年の長期償還スケジュールを組むもので、10年ごとに2回借換を行うことが制度の根幹になっている。

しかし一方で、財団法人横浜港埠頭公社（以下、この章において「公社」という。）は、横浜市から資金を借入れているほかに、市中借入の際には横浜市が損失補償をしている。また、ふ頭用地等の使用（賃借）料については減免措置も受けている。こうした点を考えれば、中長期的視点に立った厳格な資金計画に基づいて資金調達及び資金運用を行うべきである。

公社は平成18年度に特定協約団体となるのに併せて、中期経営計画が作成され、現在は、公共・公社の一元管理に伴いこれの改定作業中である。

[意見への対応状況]

中期経営計画（平成19年度～平成22年度）、10カ年維持管理計画（平成19年度～平成28年度のうち平成19年度～平成22年度）に基づく資金計画を作成しました。

10カ年維持管理計画：平成16年度作成の長期維持修繕・更新・改修計画を平成18年度に時点修正したもの

3. 外貿埠頭事業

(2) 貸付料について

バース別の損益・収支管理の実施を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）
[意見]

バース別の適正な貸付料を算出するためには、バース別の正確な損益・収支管理を実施する必要がある。

[意見への対応状況]

現在作成しているバース別損益計算書を全社的な経営管理に資するレベルとするため、直接・間接人件費などを明確に分けられる民間の会計手法を用いて平成18年度分のバース別損益計算書を作成しました。

港湾使用料等における減免額の妥当性の検討を求めるもの（港湾局）

[意見]

公社は、承継法の通達に基づき毎年多額の引当金を繰り入れているとともに、多額の剰余金を有している。

公社の財政状況を踏まえ、減免額の妥当性を検討し、他方で、市の財政基盤の強化を図る必要がある。

[意見への対応状況]

公社に対する減免については、施策に応じた適正な範囲の減免となるよう平成18年度に見直しを行いました。

コンテナターミナル敷地については横浜港の中核的施設であり、国際競争力強化を図る上で必要不可欠な施設であることから、一律50%減免とし、その他の関連用地については原則減免を行わないこととし、平成19年4月1日から適用しました。

(3) 資金調達及び資金運用の基本方針

有利子負債の圧縮を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）

[意見]

横浜市からの各種の減免措置を受けていながら潤沢な手許資金があるという点は問題がある。このような潤沢な資金は、有利子負債の弁済に充てることによって負債を圧縮することが財務内容の改善、資金効率の観点から望ましい。

なお、平成17年度には、公社債の借換のための借入を取り止めており、引き続き、有利子負債の圧縮に努められたい。

[意見への対応状況]

平成17年度から資金状況を勘案しながら、新規建設に伴う有利子の借入金（特別転貸債を除く）と借換資金としての市中借入金の借入れを実施せず、有利子負債の圧縮に努め

ています。

また、協約として平成22年度までに有利子負債残高（特別転貸債借入金を除く）を約68億円削減し、29億円以下とすることを決定しています。

5．環境整備基金事業

環境整備基金事業の運営形態についての見直しを求めるもの（港湾局、財団法人横浜港埠頭公社）

[意見]

最近の低金利を前提とすれば、現在の基金残高では、その運用収益にも限界があり、積極的な事業展開ができないという問題点がある。

また、当該事業が公社の事業として位置付ける積極的な理由があるのかについても疑問がある。

以上より、当該事業の運営形態について見直しをする時期に来ていると考えられる。

[意見への対応状況]

低金利の影響を受け、基金運用益が減少しているものの、限られた費用の中で稚魚放流等を効果的に実施し、漁業関係者からもその効果については評価を得ています。

また、基金の運用や横浜港環境整備事業運営協議会の運営などの事務に係る経費についても、効率的な執行を行っています。

しかしながら、基金運用益による収入の見通しについては、引き続き厳しい状況が見込まれることから、今後も管理経費など支出の削減に努め、廃棄物処分については契約方法（随意契約）の見直しに努めることとしています。

なお、横浜港環境整備事業の実施に関する協定書に基づき、平成19年4月24日に開催した平成19年度横浜港環境整備事業運営協議会にて、横浜市包括外部監査意見内容を報告したところ、環境整備事業を継続することで漁業資源の安定に効果があり、引き続き公社事業として進めて欲しいとの意見があり全会一致をもって決議しています。

6．契約関係

(3) 工事の落札率の分析

一般競争入札の導入などにより、入札の競争性の確保を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）

[意見]

工事に関しては、契約（入札等）の制度概要の箇所で説明したとおり、入札の場合でも、一般競争入札ではなく、指名競争入札が原則とされている。

また、実際の運用においても、一般競争入札は行われていない。

一般競争入札を行うことにより、入札に係る事務負担が増えるという側面はあるものの、更なる入札の競争性を高めるためにも、意向反映型指名競争入札の適用範囲の拡大や一般競争入札の導入を検討されたい。

[意見への対応状況]

平成19年度から入札制度の原則を一般競争入札や意向反映型指名競争入札とする財務規程や契約事務に関する達に修正し、入札の競争性を確保する措置をしました。

また、随意契約については、発注方法の見直しや随意契約の適用の厳正化によって、より競争性の高い契約方法への改善を図っていくこととしています。

自主的・自立的経営を目指すため横浜市と締結した協約では平成22年度までに全契約に占める一般競争入札比率（意向反映型指名競争入札を含む）を50%以上としています。

(4) 個別契約に係る入札状況について

入札の競争性の確保を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）

[監査結果]

公社の入札状況に係る資料を閲覧した結果、上表のケースでは同一の業務を何年も続けて同じ業者が落札していることが判明した。

このような状況に対し、指名業者の変更等、透明性を確保するため具体的な対策を打ち出してこなかったことは問題があり、今後は、一般競争入札の導入などで入札の競争性を高める必要がある。

[措置結果]

平成19年度から入札制度の原則を一般競争入札や意向反映型指名競争入札とする財務規程や契約事務に関する達に修正し、入札の競争性を確保する措置をしました。

また、随意契約については、発注方法の見直しや随意契約の適用の厳正化によって、より競争性の高い契約方法への改善を図っていくこととしています。

なお、対象となった契約については、平成18年度から公募型（意向反映型）指名競争入札を実施して、指摘された業者以外の業者が落札しています。

入札の競争性の確保を求めるもの（財団法人横浜港埠頭公社、港湾局）

[監査結果]

公社の入札状況に係る資料を閲覧したところ、前の表のように、入札者が多数あるにも関わらず、第1回目と第2回目の最低価格提示者が同一となっている契約があり、入札の競争性が阻害されているので、改善されたい。

[措置結果]

平成19年度から入札制度の原則を一般競争入札や意向反映型指名競争入札とする財務規程や契約事務に関する達に修正し、入札の競争性を確保する措置をしました。

また、随意契約については、発注方法の見直しや随意契約の適用の厳正化によって、より競争性の高い契約方法への改善を図っていくこととしています。

第5章 埋立事業会計

3. 埋立事業会計の累積経営成績等の検証

(5) 総括

埋立事業会計に特有な会計処理等について、決算書等で説明を求めるもの（港湾局）

[意見]

決算書等の注記などにおいて、埋立事業会計に特有な会計処理や特殊な勘定科目について説明書きを加えることが望ましい。

[意見への対応状況]

包括外部監査報告書において「特有益勘定科目」として挙げられている8つの勘定科目（「原価見返勘定」、「年賦売却益引当金」等）については、平成18年度の埋立事業会計決算書に添付して市会等に配付する説明資料（「決算報告書その他財務諸表 説明書」）に、説明書きを新たに記載することとしました。

（参考）

- ・ 「原価見返勘定」とは...金沢地先地区等、造成済みの完成土地について、将来の修繕費や管理人件費等、今後発生する経費の見込額を、現金として会計内に留保しておくものです。
- ・ 「年賦売却益引当金」とは...分割払いで代金を収入している場合について、未収入になっている金額と、それに対応する土地売却原価を決算書に計上し、両者の差額である含み損を後年度に繰り延べる（分割払収入が入るたびに、その年度の損益に反映させる）経理処理です。

4. 埋立事業会計における利益剰余金の処分

埋立事業会計の利益剰余金を一般会計へ繰り出すことについての規制を求めるもの（港湾局）

[意見]

過去における利益剰余金の処分が仮に違法ではなかったとしても、土地の造成・販売が完了して損益が確定するまで時間のかかる埋立事業会計においては、安易に一時的な剰余金が一般会計に流出しないよう制度の改善が望まれる。

[意見への対応状況]

埋立事業会計内での損益が確定する以前の時点で一時的に生じた剰余金を、安易に一般会計へ繰り出すようなことを再び繰り返さないことを念頭に、平成19年3月に「第2次中期財政プラン」を策定・公表しました。

- (1) このプランにより、埋立事業会計の現状と将来収支を明確に示し、また適正な中長期計画にのっとり、経営的視点からの会計運営を進めていくよう、合意形成を図っていきます。
- (2) また、公共用地の有償所管換等により、一般会計から埋立事業会計への補てん（財政健全化支援）を計画的に受け入れていきます。

5. 埋立事業会計の制度上の問題点

(1) 会計処理基準の明確化

埋立事業会計における損益計算開始の時期及び事業内容の適時開示の点で、改善を求めるもの（港湾局）

[意見]

現行の埋立事業会計の会計処理基準には、事業内容を適時開示するという観点からは不備があるので、以下の点を検討されたい。

- (ア) 損益計算開始時期の定義の明確化
- (イ) 一定の基準による原価計算単位の区分
- (ウ) 減損会計の導入など

[意見への対応状況]

(ア)及び(イ)については、損益計算を開始していない「南本牧地区」及び「新山下町貯木場地区」の埋立事業について、平成19年度決算から損益計算を実施（予算ベースでは、平成20年度から反映）することで、全地区の損益計算を実施することになります。

(ウ)については、平成19年3月に策定・公表した「第2次中期財政プラン」において、将来も含めた含み損見込額（南本牧埋立事業で1,399億円）を明示しました。

6. ディスクロージャーの必要性

(2) 他事業の情報開示

廃棄物最終処分場等の会計情報の積極的な開示を求めるもの（港湾局）

[意見]

ディスクロージャーの観点から、港湾整備事業、廃棄物最終処分場及び建設発生土受入事業の積極的な開示が望ましい。

[意見への対応状況]

平成18年度決算から、決算書に添付する説明資料（決算報告書その他財務諸表説明書）において事業費の内訳を従来より細かく記載し、廃棄物最終処分場整備事業、建設発生土受入事業、港湾整備事業の事業費が分かるようにしました。

(3) 適正なセグメント別（事業部門別）情報の開示

セグメント別の会計情報の積極的な開示を求めるもの（港湾局）

[意見]

損益計算書や貸借対照表により詳しい各埋立事業のデータを記載することは財務諸表の記載上の制限により難しい。

現在の埋立会計に関する基準では定められていないとは言え、今後財務諸表の添付資料として、各セグメント別の損益計算書及び貸借対照表を添付することを検討することが望ましい。特に、今後問題となる事業の経営成績及び財務状況については決算書等から実態が判断できるような透明性の高いディスクロージャーを行うべきである。

[意見への対応状況]

平成18年度決算書から、「付属明細書 収益費用明細書」の項に、各地区別の内訳額を新たに記載することとし、情報の開示を更に進めます。

9. 南本牧埋立事業

(3) 造成土地の売却状況

土地の売却単価の減額を折り込んだ中期財政プランの見直しを求めるもの（港湾局）

[意見]

南本牧埋立事業に関しては、土地の予定売却単価の減額を折り込んだ中期財政プランの見直しが必要である。

[意見への対応状況]

平成16年度から平成18年度までを計画期間として策定された埋立事業会計の「中期財政プラン」について、南本牧埋立事業等に関し、売却単価に下落が生じていることから、

プランの改定作業を平成18年度内に行い、直近の地価等を反映した「第2次中期財政プラン」を平成19年3月に公表しました。

外部監査人意見の通り、南本牧埋立事業における土地の予定売却原価についても、時点修正を行っています。(12万円/㎡ 約9万円/㎡)

(5) 中期財政プランの課題

南本牧埋立事業の財政の健全化のための諸施策の検討を求めるもの (港湾局)

[意見]

南本牧埋立事業の財政の健全化のために、以下の諸施策を検討されたい。

(ア) 中期財政プランで作成した工期の短縮の可能性を検討。

(イ) 土地の早期売却による企業債の償還への充当。

[意見への対応状況]

(ア) 平成19年度に、公共建設発生土等の計画的な確保を検討し、それに対応した埋立計画(案)を策定しました。

(イ) E街区の早期売却に向け、市街化区域への編入の進められた結果、平成19年9月25日の告示により、市街化区域へ編入されました。

(6) 今後の損益状況と財政状態の開示

南本牧埋立事業で発生している損失を決算書に反映させる会計処理を求めるもの (港湾局)

[意見]

南本牧埋立事業では、今後、多額の損失の発生が見込まれるとともに、その一部は既に確定した損失だということもできる。

南本牧埋立事業の収支については市民の関心も高いことから、原価単位を小さくして一部損益計算を開始することや減損会計を適用することなどによって、損失を実現化し、これを決算書に反映させるべきである。

[意見への対応状況]

ア 南本牧埋立事業については、平成19年度決算から損益計算を実施します。

イ 減損会計の導入により、将来も含めた含み損見込額を対外的に示すことが可能となりますが、これについては「第2次中期財政プラン」(平成19年3月策定・公表)において含み損見込み額を明示することにより、対応しました。

第6章 みなとみらい21事業

4. 今後の課題

(2) 就業人口等の目標達成度

就業人口19万人についての見直し作業を求めるもの (都市整備局)

[意見]

八十島委員会報告から既に25年が経過している現状を踏まえて、就業人口19万人の見直しについて検討を行い、その目標に対応する具体的な時期も設定すべきである。また、全市的な視点から、昼夜間人口格差の是正という当初の事業目的と、みなとみらい21

事業の果たすべき役割について再確認が必要である。

[意見への対応状況]

就業人口につきましては、平成18年末の時点で、約58,000人となっております（事業所数は約1,180社）。

今後の見通しについてですが、現在の開発の進展から推計しますと16万人から17万人程度、また業務系のオフィスに特化した開発計画を想定するとそれを上回る可能性もあり、計画の見直しについては、現時点で考えておりません。

(3) みなとみらい21事業のタイムスケジュールの明確化について

みなとみらい21事業のタイムスケジュールの明確化を求めるもの（都市整備局及び港湾局）

[意見]

平成12年度まで、総事業費の集計がなされていなかったなど、巨大なプロジェクトであるにもかかわらず、コスト意識が希薄だったことは否定できない。

今後は、市関連用地の処分の目標時期を含めた事業のタイムスケジュールを設定した上で、市債の発行等を背景とした土地の保有コストを意識し、みなとみらい21事業の遂行を行う必要がある。

[意見への対応状況]

（都市整備局）

事業当初においては、西暦2000年を完成目標時期としてまいりました。

その後、みなとみらい21地区の中心的な基盤整備事業である土地区画整理事業の事業スケジュールの変更を行っていること、民間による街区開発の進ちょくは景気動向により大きく左右されることから、完成目標時期については具体的に設定しないこととしております。

（港湾局）

「第2次中期財政プラン」(平成19年3月策定・公表)において、平成19年度から平成22年度までにおけるみなとみらい21地区の土地処分計画目標を明示しました。

みなとみらい21地区に埋立事業会計が保有する処分予定土地25.7haのうち、平成22年度末時点で、累計で20.9ha(81%)の処分を目標としています。

このプランに基づき、早期の着実な土地処分へ向けて、計画的な売却公募を進めていきます。

5. 埋立事業会計から見た事業収支について

(1) 概要

事業計画の起案化とその後の予算・実績管理の改善を求めるもの（港湾局）

[意見]

官公庁の慣習として年度ごとの予算と実績の把握はするものの、プロジェクトごとに計画と実績の総事業費及び事業の進ちょく度の管理を行うという公的な制度がなかった。これは起案事項として事業計画が規定されていなかったためであり、今後のプロジェクトの事業計画に関しては、その総事業費、面積及び事業進ちょく度等のマスタープラン

を起案事項として残す必要がある。

[意見への対応状況]

埋立事業会計の健全化に取り組むために策定している「中期財政プラン」について、第2次プランを平成19年3月に策定・公表しました。このプランに示した事業計画をもとに、予算・実績の管理を行っていきます。

具体的には、土地売却について処分率目標（平成22年度末時点で80%以上）の達成を目指し、計画的に着実な売却を推進するとともに、工事費・管理費の抑制を図ることにより、土地処分等で償還すべき企業債残高を、平成18年度末時点の1,977億円から、平成22年度末時点で1,300億円以下まで削減するよう取り組んでいきます。

(3) 土地の売却実績

土地の売却代金が分割払いになっている場合に金利相当分の徴収を求めるもの（港湾局）

[意見]

埋立事業会計で保有していた土地を所管換によって売却した場合に、売却代金が長期の分割払となっているものも多いが、金利相当分が徴収されていない。

結果として、本来独立採算制となっている埋立事業会計に金利負担が発生し、埋立事業会計の赤字の原因ともなっている。売却先の局において適正な金利負担を行うべきである。

この点については、港湾局だけでは解決できないものなので、みなとみらい21事業の全体の開発を進めている都市整備局等関係局と協議する必要がある。

[意見への対応状況]

今後、一般会計への所管換等の際には、5年を超える長期の分割払いとならないよう、関係局と調整を図ります。やむを得ず長期の分割払いとなる場合は、金利相当分の負担について、関係局と協議します。

〔参考〕 これまでの長期分割払（埋立事業会計から一般会計への有償所管換）の例

- ・ パシフィコ用地（期）（経済観光局）平成3～21年度 総額：51億円
- ・ パシフィコ用地（期）（経済観光局）平成12～21年度 総額：138億円
- ・ みなとみらいホール用地（市民活力推進局）平成9～18年度 総額：53億円

(4) 造成土地の保有コスト

保有土地の管理コストを適正に配分する仕組み作りを求めるもの（港湾局）

[意見]

少なくとも、平成17年度末の企業債残高1,109億円から発生する今後10年間の累積利子額93億円の利子コストには公共性の維持コストが含まれていることを各政策局は認識すべきである。

損益計算が開始されたみなとみらい21埋立事業における企業債の利子は土地の管理コストであり、そのすべてを埋立事業会計が負担する事では、本来の部門別の採算性を評価することができないので、土地の管理コストを適正に配分する仕組み作りを検討されたい。

この点については、港湾局だけでは解決できないものなので、みなとみらい21事業の全体の開発を進めている都市整備局等関係局と協議する必要がある。

[意見への対応状況]

埋立事業の持つ公益性性格から、まちづくり等の政策的理由に伴い、売却にある程度の制約が生じることはやむを得ないと考えます。ただ、一般会計事業に供されており、かつ長期にわたって占有することが確定的な用地については、現行の「第2次中期財政プラン」に準じた、計画的な一般会計への有償所管換に向けて合意形成していくよう努めていきます。

(6) 年賦売却益引当金の処理

年賦売却益引当金の開示方法について改善を求めるもの（港湾局）

[意見]

年賦売却益引当金勘定を設けている会計処理は、平成17年度決算から実施されている。この会計処理は、みなとみらい21埋立事業に関しては結果的に含み損を繰延べることになり、会計の健全性からは望ましくないが、少なくともこのような会計処理の導入は会計方針の変更に該当することは明らかなので、決算書において開示すべきである。

[意見への対応状況]

ア 年賦売却益引当金勘定については、外部監査人意見の通り含み損の繰り延べにつながることから、従来は採用していなかったものですが、決算審査における指導により、平成17年度から導入したものです。この導入趣旨は、「代金が分割払の土地について、初回払の時点で土地全体を一般会計に所管換しているため、支払済金額だけでなく未払い金額がいくらかであるかについても、決算書に表示すべきである」ということと考えられます。

会計処理を頻繁に変更することは一貫性を欠き、決算書のわかりやすさを損なうことから、従前の会計処理に再び戻すことはせず、現行通り、年賦売却益引当金勘定の計上を継続することとします。

イ この年賦売却益引当金勘定は、埋立事業会計特有の会計処理であることから、外部監査人意見を踏まえ、平成18年度決算から、決算書の説明資料（「決算報告書その他財務諸表説明書」）へ説明書きを新たに記載することとしました。

(8) 今後の土地販売と企業債の償還

精度の高い事業計画と企業債の返済スケジュールの作成を求めるもの（港湾局）

[意見]

みなとみらい21埋立事業も平成17年度には損益計算が開始された。現状においては、土地の売却計画と企業債の返済計画は、中期財政プラン作成の基礎資料のみであり、港湾局内部で理解されているものしかない。保有土地の中には暫定利用に供されている土地や長期貸付されている土地などもあり、都市整備局などみなとみらい21事業の全体の開発を進めている都市整備局等と事業計画のすり合わせを行い、精度の高い事業計画を立てた上で企業債の返済スケジュールを作成する必要がある。

[意見への対応状況]

みなとみらい21地区については、まちづくり、及び企業債償還の双方の観点から、可能な限り早期に着実な処分を進めていく必要があります。

「第2次中期財政プラン」(平成19年3月策定・公表)において、みなとみらい21地区の中期的な土地処分計画(目標:平成22年度末までに累計で20.9haを処分)を示していますが、これについて、関係局にも周知を図っていきます。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成16年度第2回定期監査結果報告(平成17年5月27日監査報告第1号)

【事務関係】

(14) 学校開放事業の委託事務について改善を求めるもの(教育委員会事務局)

[監査結果]

教育委員会事務局では、学校ごとに設置されている学校開放運営委員会(以下「委員会」という。)に、学校開放事業に係る校庭・体育館、図書室及び音楽室等特別教室などの管理・運営を委託し、事務費及び管理指導員の報償費として委託料(平成15年度本市全体で約3億5,000万円)を支出している。

そこで、同事業の委託事務についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 校庭に夜間照明設備が設置されている学校については、利用者が設備を使用する場合、委員会は、照明代等として利用者から30分当たり500円を徴収しているが、局では夜間照明設備の利用者や負担金額の報告様式及び領収書様式等を定めておらず、利用金額に関する内容確認を行っていないため、納入された照明代等が適正額であるか確認できない状況にあったので、適正な確認を行うよう改められたい。(既措置済)

また、局では、委員会が徴収した照明代等500円のうち、本市への納入は350円とし、残りの150円については、委員会の諸経費に充てるための協力費として委員会の収入としていたが、協力費を徴収すること及びその用途が利用者に十分示されていないこと、また、当該利用の場合のみ協力費を徴収する理由が乏しいことから、協力費の取扱いについて改善されたい。(今回措置分)

[措置結果]

平成18年12月に外部委員による「横浜市学校開放あり方検討委員会」から、自主的、自立的な学校開放を進める仕組みづくりや受益者負担のあり方など「これからの学校開放の有り方について」提言がなされた。

この提言を受けて、校庭・体育館等を使用するすべての利用団体(会員)から会費等を徴収し、学校開放を自主的・自立的に運営するための経費に充当すること等を基本の一つとした新

たな学校開放のしくみを展開することとした。

これにより、これまで校庭夜間利用者のみ徴収されていた協力費に替わって、すべての利用団体（会員）から会費が徴収されることとなり、協力費の取り扱いについて改善が図られた。

新たなしくみによる学校開放は、平成19年11月から、市内2区の小中学校等でモデル実施を行い、平成20年度から3か年で順次新たなしくみへ移行、平成23年度からは全校で実施していく。

【行政評価的な手法による監査】

1 図書館の管理運営事業

(5) 図書館業務についてボランティアの活動機会の拡充等を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

市立図書館におけるボランティアの活用状況についてみたところ、視覚障害者を対象とした対面朗読（18館中4館は朗読実績なし）と児童を対象とした「おはなし会」の一部（18館中4館で実施）について、ボランティアの活用が図られているのみであった。

図書館業務には地域図書館のホームページ作成や広報活動など、ボランティア活動が可能な業務があり、また、本市には必要な技術・技能などを有し、人々の役に立ちたいと考えている市民が多数いると思われるので、図書館業務全般について広くボランティアに活動機会を提供し、必要に応じてボランティアの育成・支援にも努められたい。

なお、既に実施している視覚障害者・児童を対象としたサービスについても一層のPR等を行い、ボランティアの活動機会の拡充に努められたい。

[措置結果]

平成16年度から「読み聞かせ等ボランティア養成講座」を実施し、ボランティアの育成に努めています。また、平成18年度には、図書修理講座を行うほか、ボランティア交流会を5館で実施し、活動支援を行っています。図書修理ボランティアについても、1館において受入れを行いました。

市民ボランティアグループによるおはなし会については、平成19年度は、8館で実施しており、ボランティアの活動機会は拡充しました。

今後も、ボランティアの活動機会を拡充していきます。

(6) 移動図書館のあり方について検討を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見]

市立図書館では、中央図書館及び17の地域図書館をサービス拠点施設として、図書の貸出サービス等を行うとともに、図書館施設を利用しにくい地区等の住民を対象に移動図書館車2台による出張図書貸出サービスを行っている。

移動図書館については昭和45年に開始したものであるが、当時は市内に1館のみであった図書館は現在18館となり、交通事情も当時に比べ格段の改善が図られている。また、市民により身近で利用しやすいサービスを提供する観点から、市立図書館の図書を地区センターやコンビニエンス・ストアで貸出し・返却できるようにするなどサービス拠点の拡充についても検討を進めているところである。

については、このような状況の変化を踏まえ、要支援者等を含む現行の利用者への対応にも

配慮しながら、移動図書館の今後のあり方について検討されたい。

[意見への対応状況]

利用状況を勘案して事業の見直しを行い、平成18年度にサービスポイントを25か所から19か所に減らすとともに、移動図書館車を1台減車し効率化を図りました。

しかしながら、図書館に関する市民からの要望は「図書館の建設」が第1位であり図書館に関する根強いニーズがあります。また、図書館が整備され、交通事情が改善されたとはいえ交通不便な地域は依然として残っているため、移動図書館は引き続き図書館を補完する役割を担う必要があると考えます。

また、試行的に実施している行政サービスコーナーや地区センターでの貸出・返却取次サービスについては、19年度、検証を進めているところですが、全市的な展開は難しい状況であり、移動図書館の代替ができる状況にはありません。

今後、横浜市立図書館のあり方懇談会報告書の内容の実現に向けてどのような事業展開ができるか等移動図書館の効果的な活用について引き続き検討していきます。

(7) 市民意見を反映した図書館運営等について検討を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見]

市立図書館では、館内に設置した意見箱や貸出し・予約などの日常的な業務を通して利用者意見の把握に努めているが、市民満足度の向上を図るためには、アンケートなどにより、広く市民ニーズを把握し、市民の意見を反映した図書館運営を行うことが重要と考えられる。

図書館法第14条では、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」として「図書館協議会を置くことができる」としている。

については、当該協議会の設置の検討を含め、図書館運営に市民の意見を反映する具体的な方法や仕組みについて検討されたい。

[措置結果]

「横浜市立図書館のあり方懇談会」において、図書館運営への市民意見の反映の仕組みづくりについて、「図書館協議会に限定することなく、市民代表による図書館市民会議など市民意見が反映、実現される仕組みづくりが必要である」という提言が出されており、この提言を受けて、市民意見を反映する仕組みづくりを進めていきます。

【テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」】

(2) 契約手続諸規程の趣旨を踏まえた適正な発注契約事務の実施を求めるもの

イ 消防用設備等保守点検契約について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

施設管理課では、市内の小・中学校など518校に設置している消防用設備等の機能を確保するため、財団法人横浜市防災指導協会と消防用設備等保守点検委託契約（契約金額1億3,718万9,850円）を確定契約で締結している。また、当該契約は、518校の学校職員に対する指導業務を統一的に実施できることなどを理由に、単独随意契約となっていた。

そこで、平成15年度の消防用設備等保守点検委託の内容をみたところ、次のようなもの

が見受けられた。

(ア) 消火栓ホース点検（契約金額 595万2,000円）は、契約書上は495校実施となっているが、実際は385校の実施であった。

(イ) 緊急保守点検（契約金額 249万6,000円）は、契約書上は現場での点検を104件実施となっているが、実際は現場での点検を208件、相談・問い合わせを66件実施していた。

これは、本契約書は前年度の実績に基づき作成しているものの、教育委員会事務局において、ホースの点検時期を十分に把握していないことと、緊急対応という業務の性質から件数の予測が困難な面があることが一因と考えられる。

については、教育委員会事務局においては、各学校における点検時期等を確実に把握するとともに、実際の点検結果を契約に反映するよう、確定契約から概算契約とし、精算を行うよう改められたい。

また、本業務は協会以外の業者においても実施可能と思われるので、契約締結に当たっては、競争入札を導入することについて検討されたい。

[措置結果]

平成17年度中に、屋内消火栓ホース点検、緊急保守点検、防災指導会の3点について概算契約とするため契約変更し、年度末に実績に応じた精算を行いました。平成18年度以降も年度当初に数量の確定が難しい前出の3点については数量概算としています。

平成18年度から、市立高等学校及び小学校と同一権原になっていない盲・ろう・特別支援学校の17校について、入札を導入し、民間事業者による保守点検業務を実施しています。平成19年度は、中学校を地域別に4方面に分割して入札を実施しました。

平成20年から全校種で入札を実施することとし、20年度早期発注契約に必要な手続きを進めています。

オ 自然教室等における輸送業務の契約事務等について改善を求めるもの

[監査結果]

(ア) 宿泊施設については、施設確保の面から、自然教室等を実施する前年度に各学校で旅行者に依頼し手配・予約を行い、当該旅行者が旅行計画に関する概要書を作成するとともに、保護者の便宜を考えて宿泊費の分割支払の徴収事務を代行していたので、輸送業務に係る委託業者については、事業開始前に決定するなど契約事務手続を改善されたい。

(イ) 同じ宿泊先の学校に係るバスの輸送費を比較したところ、契約金額に最高2倍程度の差異が見受けられたが、これは、ある学校の往路と別の学校の復路が同一日となる契約の見積合せに同一業者が選定され、契約決定したことが原因と考えられる。

については、同じ宿泊先となる学校の宿泊日の決定に際しては、宿泊日決定の前に相互調整や情報交換を行う機会を設定されたい。

[措置結果]

(ア) 自然教室に係る経費（宿泊費、輸送費、体験学習費など）について、宿泊施設を早期に確保するために実施年度の前年（宿泊施設の手配時）には旅行者と包括的な契約を行う必要があります。当該契約は、「輸送費については公費での予算が措置

された場合に公金の支出手続に基づいて執行する」旨の条件を付しての契約とするよう、平成19年1月に全中学校に通知し、自然教室の輸送業務に係る契約事務手続の改善を図りました。

- (イ) 小学校の宿泊先については公的施設の利用が多く、施設ごとの抽選会を経て前年度末までに決定します。については、前年度末までに同じ施設を利用する学校に利用校一覧を配付し、相互調整をする機会を平成18年度末から設けました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成18年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成18年12月25日監査報告第6号）

財政援助団体：横浜市立学校教職員互助会（教育委員会事務局）

(8) 自主企画旅行への役職員の同行等について見直しを求めるもの

[監査結果]

横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）では、会員向けの団体旅行を企画・催行し、参加者の統率や行程中の安全確保などを目的に、互助会役員及び職員が業務出張として旅行に同行している。

そこで、平成17年度の同行状況についてみたところ、互助会役員及び職員が同行しているすべての旅行に旅行会社の添乗員が同行しており、参加者を対象とした傷害保険に互助会が加入していたことから、互助会役員及び職員が同行する必要性は低いと考えられるので、原則として旅行に同行しないよう改める必要があると認められた。

また、役員及び職員が旅行の下見や保養施設借上のための事前視察として業務出張を行っていたが、業務の必要性や出張人員等について十分精査する必要があると認められた。

[措置結果]

横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）に対して、自主企画旅行への互助会役員及び職員の同行、並びに旅行の下見や保養施設借上のための事前視察について見直すよう指導しました。

これを受けて互助会では、全ての自主企画旅行について、平成18年11月以降、原則として互助会役員及び職員の同行を行わないこととしました。

また、平成18年11月以降、役員及び職員による旅行の下見を原則として廃止するとともに、保養施設の借上のための事前視察を廃止し、契約にかかる手続き等が必要である場合のみ、必要最低限の人数の職員が当該施設へ出張することとしました。

公の施設：横浜市国際学生会館（教育委員会事務局）

(10) 指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの

[監査結果]

教育委員会事務局では、横浜市国際学生会館については、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」や「横浜市国際学生会館

管理の基準」において、居室使用料及び本市委託事業費で実施した事業の受講料は、市の歳入とし、管理運営に要する経費及び自主事業実施に係る費用については指定管理料の範囲内で行い、指定管理料については精算することとしていた。

指定管理者制度の導入は、指定管理者となった民間事業者等に公の施設の管理運営をゆだね、ノウハウの活用などにより市民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的としていることから、指定管理料の精算について見直されたい。

[措置結果]

平成19年4月1日に「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」や「横浜市国際学生会館管理の基準」の指定管理料を精算する条項を削除する改正を行い、平成19年度事業から実施しています。

(11) 横浜市国際学生会館の研修室及びホールについて利用率向上に向けた検討を求めるもの

[意見]

教育委員会事務局では、外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供すること等を目的として鶴見区に横浜市国際学生会館を設置しているが、館内にある研修室（2室：計101㎡）及び多目的ホール（121㎡）の使用状況についてみたところ、平成17年度の稼働率（午前、午後及び夜間各時間帯の使用実績の有無により算出したもの）は、研修室が28.3%、ホールが18.5%にとどまっていた。

これは、使用目的を国際交流、異文化理解に関するものなどに限定している（利用の多くが語学講座の開催）ことなどが、理由として考えられる。

については、研修室及び多目的ホールの利用率の向上に向け検討されたい。

[意見への対応状況]

施設の設置趣旨から、利用目的が国際交流関連に限定されますが、施設利用が有料である地区センターとのバランスを考慮しながら、市民に広報する機会を増やしていきます。また、講座・事業等の回数を増やすことで、年間稼働率の向上を図っています。

講座・事業数（18年度163回、19年度217回予定）

現在の稼働率（研修室25.2%、ホール46.1%）

(12) 横浜市国際学生会館に係る収入について適切な事務処理を求めるもの

[監査結果]

横浜市国際学生会館（以下「学生会館」という。）に係る収入事務について、次のような状況が見受けられたので、適切な事務処理に改められたい。

ア 教育委員会事務局は、学生会館使用料の徴収事務を、財団法人横浜市国際交流協会（以下「協会」という。）に委託しているが、協会は月ごとの債権を調定しておらず、市は、協会から納付された使用料の実収入額により調定を行っていたため、年度末に未納があった場合にも収入未済額を計上していなかったもの

イ 語学講座の受講料並びに入居者による水道使用料及び洗濯機・乾燥機の使用料については市の歳入としているが、語学講座以外の自主事業の参加費、コピー機の使用料等は協会の収入にしているなど、収入の処理方法が明確な基準によらず異なっていたもの

[措置結果]

ア 平成19年度から調停に基づく使用料の徴収を行うとともに、年度末に未納があった場合にも収入未済額が把握できる様式を整えて毎月執行しています。

イ 平成19年4月1日に「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」や「横浜市国際学生会館管理の基準」の指定管理料を精算する条項を削除する改正を行い、平成19年度事業から実施しています。

(13) 横浜市国際学生会館の管理運営について協定書の遵守を求めるもの

[監査結果]

横浜市国際学生会館の休館日は、「横浜市国際学生会館条例施行規則」において、毎月第4月曜日及び年末年始とされている。また、「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）によると、施設及び設備の維持管理に関する業務を除き、施設運営に関する業務等は指定管理者が直接行うものとして、第三者への委託が禁じられている。

そこで、施設の管理運営状況についてみたところ、指定管理者である財団法人横浜市国際交流協会は、休館日以外の月曜日及び祝日を勤務を要しない日又は休日として、時間外事務を委託する警備会社に、臨時宿泊室の宿泊手続、研修室・ホールの予約受付等を含めて委託していた。

については、協定書に基づいた施設の管理運営を行う必要があると認められた。

[措置結果]

職員の勤務体制を見直し、休館日以外の月曜日及び祝日に正規職員1名が勤務する体制を整え、平成18年12月から年末年始及び第4月曜日以外は職員による対応を行っています。

また、警備会社に委託しております業務については、横浜市国際学生会館管理の基準13項6号に基づき、教育長の承諾を得るとともに、委託先及び契約金額を教育長に届けでて、適正な内容に改善しました。

第3 行政監査（評価）

1 平成18年度行政監査（監査）結果報告（平成18年9月29日監査報告第3号）

学校の安全対策事業（防犯設備の整備）（教育委員会事務局）

[監査結果]

整備した設備が有効に活用されるよう、地域や保護者の協力を得るなど、実効性を高めるための取組の強化や仕組みについて検討が必要である。

[措置結果]

学校の防犯カメラは、本来、カメラを設置し、「防犯カメラ作動中」と表示することによって、対外的に防犯対策を強化していることをアピールし、不審者の侵入を抑止することと、万一事件等があった場合に、侵入経路等の確認や証拠としての資料確保を行うことが目的です。

また、平成17年度から、学校の実状に応じて、校門・校舎の施錠管理のための遠隔操作電気錠・カメラ付きインターホンを整備していますが、防犯カメラの映像と、インターホンのカメラ映

像を同時に見ることができ、来校者があった場合に適切な判断が可能となるなど、不審者侵入防止に大きな効果をあげています。

さらに、「よこはま学援隊」など、保護者や地域住民によるボランティア活動としてではありますが、学校内での安全見守り活動が拡大する中で、防犯設備の運用に関わることにより、学校の防犯力が向上しています。

第4 包括外部監査

1 平成16年度第包括外部監査結果報告（平成17年2月18日公表）

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体に関する財務事務の執行及び経営にかかるとの事業の管理」に係る監査

第3章 会社の管理運営

4 債務負担行為

(6) 財政運営健全化への期待

先行取得依頼資産の買取りスケジュールに整合した債務負担行為の適切な設定を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見]

横浜市土地開発公社（以下「開発公社」という。）と財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）において、横浜市の依頼により土地と学校校舎を取得するいわゆる先行取得がなされており、これらは後年度に横浜市が買い取る契約になっています。

旧自治省通知では「先行取得依頼土地の買取りにかかる債務負担行為の設定」を明記しています。横浜市は、この通知を受けて、旧自治省通知以降の取得については、取得依頼土地にかかる調達資金である開発公社の銀行借入金につき「市中の金融機関が公社に融資することにより損失を生じた場合の補償」としての債務負担行為と、土地の購入義務にかかる債務負担行為の2種類を適切に設定しています。しかし、それ以前の土地取得については、損失補償にかかる債務負担行為のみが設定されており、横浜市の土地の購入義務にかかる債務負担行為は設定されていません。横浜市の財政状態の劇的な改善が見込まれない中で、未設定の債務負担行為を直ちに全額設定することに実務上の困難さが予想されることから、「土地開発公社経営健全化計画」等により開発公社の保有土地の処分計画を策定し、これを進ちょくしていくことで保有土地の縮減を図るべく、努めています。そこで、横浜市はその処分計画に整合した土地の購入にかかる債務負担行為を設定し、その実行可能性を確保すべきであると考えます。

保全公社に先行取得を依頼した学校校舎の購入義務に関しては、従前から損失補償にかかる債務負担行為のみが設定されており、校舎の購入義務にかかる債務負担行為は設定されていません。横浜市は、直ちに先行準備資産としての学校校舎の買取り計画を策定し、計画に整合した学校校舎の購入にかかる債務負担行為を設定し、その実行可能性

を確保すべきであると考えます。また、先行取得については、開発公社と同じように今後新たに発生するすべての購入義務についても債務負担行為を設定しなければならないと考えます。

こうすることによって、横浜市が開発公社や保全公社に取得を依頼した土地や学校の買取りを先送りする間に金利が膨れ上がるといった事態や、横浜市が購入代金を支払わないまま公園や学校などに供用するといった、不健全な財政運営に一定の歯止めがかかるものと期待できます。

[意見への対応状況]

今後も各年度の財政状況を踏まえ対応してまいりますので、公社が保有している個々の建物ごとに債務負担行為の設定を行うことは考えておりません。

なお、先行整備した校舎等建物については、平成24年度までに買収を完了させる計画を策定しており、予算の執行状況を確認しながら買収を進めています。

2 平成17年度第包括外部監査結果報告（平成18年1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

第4 監査の結果及び意見

5 学校給食事業

(3) 施設等の衛生管理

調理施設の衛生管理の改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見]

「床・壁・天井」の補修や、排水の問題は、衛生局に指摘されなくとも、普段の業務において認識可能な事案と思われる。衛生管理マニュアルでは、修繕等が必要な場合、学校に配当された予算で対応し、それでは対応困難な場合には、教育委員会事務局施設管理課との協議が必要となる。表8の事案には、このような対応が適宜・適切に行われていないものが含まれている可能性がある。給食実施校の施設・設備面についての、衛生管理の徹底が望まれる。

[意見への対応状況]

春季・夏季・冬季休業中の給食開始前までに各学校で「臨時衛生管理検査点検票」に基づき、学校給食施設の状況・清掃・消毒等を点検しています。点検の実施に当たり、校長へ「学校給食実施に伴う安全・衛生管理の強化について（通知）」（平成19年8月30日付）の通知を出しています。この点検で確認した不適合事項は、校内で改善計画を立て速やかに対応することとしています。

さらに、「臨時衛生管理検査結果について（依頼）」（平成19年9月7日付）の通知により、当該検査で不適合事項があった学校には改善計画や対応について健康教育課に報告してもらい、改善内容を確認しています。

改善内容が不十分な学校に対し、衛生管理面では指導を徹底するとともに、施設面については必要に応じて施設管理課へ情報提供及び改善を依頼しています。

(4) 食材の調達

入札単位の再検討を求めるもの（財団法人横浜市学校給食会、教育委員会事務局）

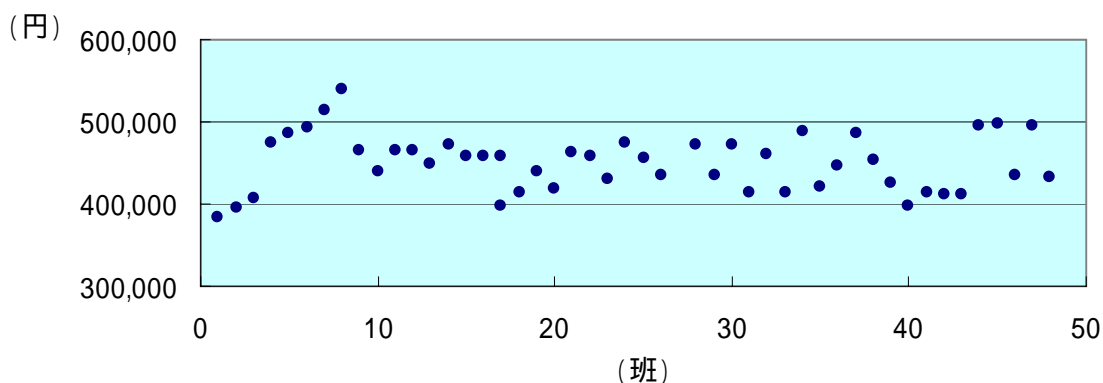
[意見]

青果・食肉・食鳥・冷凍食品類の配送については、給食実施校を地域により48班に分類し、青果・食肉・食鳥類は班ごとに毎月入札を行い、冷凍食品類の配送業者（小分け業務等を含む）については学期単位で入札を行い、取引業者を決定している。

図1は、平成16年9月の取引のために行われた食肉についての入札の落札価格の分布である。

図1によると、落札価格は班によってかなりのばらつきがある。最も高い落札価格は8班の539,830円、最も低い落札価格は1班の384,000円、同じ食材で155,830円もの開きがある。横浜市の市域は広範囲に広がっているため、輸送コストを考慮すると、ある程度、班で落札価格に差が生じるのはやむを得ないと思われるが、それでもその差は極力小さいほうが望ましい。

図1 落札価格の分布



落札価格の差を縮める方法として、入札単位の見直しが考えられる。食肉の現在の入札単位は地域で区分した48班だが、これを例えば、近接する2班を1グループとして、24グループとする方法が考えられる。単純に言えば、競争相手（この場合は登録業者数）が同一で、受注機会が減るのであるから、競争は激しくなる。また、入札参加者にとっても、受注すればこれまでの約2倍の取引量となることから、規模の利益が働き、入札価格も下げやすくなると思われる。永続的に見直すのではなく、1学期間において試験的に実施し、その状況を見て今後の対応を検討する方法でも良いと思われる。財団法人横浜市学校給食会においては、前向きな検討が望まれる。

ちなみに、食肉の納入業者として現在登録されている業者については、そのほとんどが2班の納入を同時に請け負う能力を有していると推測される。食肉の入札は、給食を実施しない8月を除き毎月行われるので、年間の延べ入札回数は、48班×11か月＝528回となる。平成16年度に行われた528回の入札のうち、一回でも受注した業者は40社である。この40社のうち、32社は同一月に2班以上の業務を受注している。残り8社についても、同一月に複数の班の入札に参加している。よって、同一月に複数の班の業務を請け負う能力は有していると推測される。

上記は食肉についてのみ分析したが、同じように48班単位で毎月入札を行う、青果、食鳥及び冷凍食品類の配送業者についても、入札単位の見直しの検討を行うことが望まれる。

[意見への対応状況]

入札単位については、納入時間を厳守し検収を確実にを行うために配送時間を短縮する必要があることや、物資関連事故等が発生した場合に迅速な対応を行うとともに、被害の拡大を防止するため、平成11年4月から、1班当たりの学校数を減らし、従来の32班（1班10～12校）から48班（同7～8校）に再編成した経緯があります。

このため、入札単位を24班に見直し、競争性を高めることも考えられますが、その効果よりも、配送の安全性を優先した現行方式を継続したいと考えております。

なお、価格差の改善については、引き続き、効果的・効率的な入札方法を検討していきます。